

文化庁にハシゴを外された名古屋市、天守木造化事業はどうなるのか。

2020年5月10日 FB記 高橋和生 デザインオフィス タック代表

●はじめに

ハシゴとは<史実に忠実 **authenticity** な復元>です。名古屋市は、2015年6月22日に文化庁長官・青柳正規から「名古屋城天守については、往時の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる文化庁・復元検討委員会において木造によるできうる限りの史実に忠実な復元をすべきとの意見が出せれる可能性が極めて高いと考えられる。」と言われ、天守木造化事業は本格スタートしました。しかも2020年夏のオリンピックまで4年で作ろうという事業計画です。役人はそれまで河村市長に「木造天守竣工には23年かかる。」とっていました。

2016年3月29日竹中工務店を設計・施工を一体的に担う事業者を選ぶ。



2015年6月に国交省から「技術提案・交渉方式」と名付けられた公共事業入札の新たな運用ガイドラインが出たので、名古屋市は国交省中部整備局に相談し、これを使い、ゼネコンの設計・施工一式により天守木造化事業を一気呵成に行えるとしたのでした。2015年12月にゼネコン各社への公募が行われました。

危険な違法建築である木造天守のレプリカ設計に手をあげる設計事務所があるわけなく、市長の2014年選挙公約「天守木造化」は進まなかったのですが、市が試算するに400億円の請負金となればゼネコンも手をあげ、危険な違法建築も見たいはく史実に忠実 **authenticity** な復元>として、その技術力でもって違法性を補えるとの目算でした。

しかし、今もって、文化庁・復元検討委員会に、名古屋市の木造天守案は提出されていません。

そして、この2020年4月17日に文化庁・文化審議会文化財分科会は、従来の<史跡の上に建てて良い建造物の基準>を、木造によるできうる限りの史実に忠実な復元をすべき「復元」に加え、地方の教育委員会が「城跡保存活用計画」に謳えられれば、なんでも建てて良いと「復元的整備」の基準を加えたのでした。

全国14か所の戦後復興のコンクリート天守は「史跡の本質的価値を損なう物、老朽化したらならこの際に壊してしまえ。」という事はなく、今や新たな文化財として価値があり、耐震改修をして長持ちさせるべきものであり、さら

図1 400億円の目算ははずれ、500億円に。

には、模擬天守と呼ばれる史実のないコンクリート天守（ex 岐阜城、小牧城）であっても、史跡での一定の役割を果たしてきたので、「史実に無い事」「建てられたいきさつ」を明示すれば壊すことはないと言われたのです。復元的整備では、杭を打つなどの遺跡破壊は当然いけないですが、木造でなく鉄骨造（ex 名古屋城米蔵）でもコンクリート造（ex 首里城）でも構わないと復元的整備基準を追加したのです。

**2016年5月 竹中工務店の提案を2万人に送り
欺瞞だらけの 市民アンケート（回答は7,500人）**

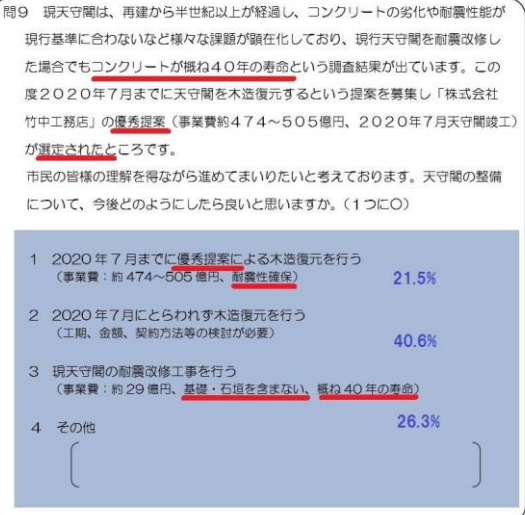


図2 耐震改修案はなく、29億円かけて寿命40年

名古屋市長・河村たかし は、2015年12月の市民説明会で「今、耐震改修しても寿命は40年。40年へて、さてどうしようかとなると、文化庁は木造しか認めない。なら、まだ材木がある今のうちに建てよまい。江戸城天守をオリンピックまでに建てると言っているが、名古屋は負けはせん。」と市民を扇動し、「法同等の安全は技術で図れない、運用でおこなって欲しい。」という安藤・ハザマを落とし、安全の為にハイテク装備をした金額の高い500億円の竹中工務店を選んだのでした。

2018年2月末、市長・河村たかし は「ホンモノでなければ作らん方がええ」と、文化庁の基準に合わせて「史実に忠実 **authenticity** な復元」とするとし、身障者エレ

ベーター、防火区画、耐火ガラスのトンネル、鉄骨の避難階段、排煙機など、目につく竹中工務店の「法同等の安全策」をすべてやめさせて「基本計画」とし7月に文化庁・復元検討委員会に持ち込んだのですが、受け付けられませんでした。

新聞報道ですと、名古屋市石垣部会の反対によって天守案が受け付けられないとされていますが、違うのです。なんとも、5年がかりの長い時間をかけて、文化庁長官・青柳正規の「名古屋城天守は、木造によるできる限りの史実に忠実な復元を期待する。」の発言を、そもそもの基準から変えたのでした。

文化庁は名古屋市とのハンゴを外したのです。

名古屋市役人、文化庁役人は、それぞれの組長の発言に従いつつも、天守木造化事業のサボタージュを5年続けていたのです。そして、名古屋市観光文化交流局の松雄局長は「木造天守は2028年竣工としたい。」と、天守木造化事業は企画・構想段階に戻ってしまっていることを議会・名古屋市民に表明しました。

しかるに、2019年度は新たに9億5千万円の材木を買いたし、「2022年度天守木造化事業を最低限進める予算3億1千万円」の議会承認を得ています。市民が選んだ、河村たかし が市長である以上、最低限の税金の無駄使いは致し方ないとの市議会も含めた名古屋の判断です。名古屋市の竹中工務店との請負契約は2022年12月木造天守竣工のままです。しかし、ゼネコン竹中工務店が2028年竣工の新たな工程表を市民に示せられなければ、請負契約の延長はありません。

目次たては、まず、新たなく史跡の上に建ててよい建造物の基準>から、いかに役人が難解なハシゴでもって、国民、市民を誤魔化しているかを読み解きます。

この基準の正式名は「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」と長く、市長・河村たかし が「面白いぞ、木造天守。ホンモノだ。人がぎょうさん来る。」の根拠とした2015年3月30日の基準と名前は変わっていません。

しかし、もう復元的整備・基準の新築レプリカでは「歴史的建造物」などという、もったいぶった、紛らわしい名前は相応しくありません。

国交省は、文化財保護法の指定をうけていなくても歴史を背負って今に伝わる建築物を「歴史的建築物」と「造」と「築」の一字だけ変えて名付けし、地域振興、観光に生かせるように改修することを、建築基準法3条1項3号によって2017年3月に決めました。この4月17日の新たな基準によって「歴史的建造物」の名称は遠からず消えましょう。

この基準の難解な言葉遊びは、通称・復元検討ワーキンググループの公開されている活動（2018年9月～2020年1月）から探るしかないと、全文を載せ解説をしました。ここまで追わないとわからないのが、いつもの文化庁のやり方なのです。250人の役人が、500人も有識者を使って調査研究、政府の意図を代弁させているのです。名古屋市の天守閣部会が、河村市長の代弁をしているのと同じです。

トップは文化庁長官でなく、文化審議会の有識者達という、まわりくどくならざるを得ない組織であり、年間予算は1000億円(文科省5.5兆円)しかない貧しい文化国家日本の文化行政を担う庁なのです。

それから、被告・河村市長とした司法闘争二つの説明をして、安倍首相、萩生田文科省大臣、国交省、総務省消防庁、文化庁、愛知県知事、名古屋市長、名古屋市住宅都市局建築指導部、名古屋市消防長、名古屋市教育委員会、名古屋市観光文化交流局、名古屋市天守閣部会、名古屋市石垣部会、竹中工務店、身障者団体と順に今までの対応を示し、問題点をあげ、これからの動きの予測をします。大きくは、松雄局長の「2028年竣工」宣言で、天守木造化事業は棚上げです。

河村市長の「汽車ポッポを走らせる。」と同じ棚上げです。河村市政は、減税政策、地域委員会の設置、相生山、議員報酬ダウン、名駅に高速道路を突っこむ、JRリニア駅の為の駅前の地上げ、名城公園を潰して15000人収容の県アリーナ建設、久屋大通り公園をお粗末な商業施設で埋める、などなど新聞をにぎわすだけであり、どれも実効が伴いません。

「賑わいだ！」の河村市長の元、史跡に文化はなく、子供は無料でアトラクションが見え、大人は入場料500円を払って入り、コスプレと有料でビール・日本酒を楽しみます。名古屋市民は入場者の1割です。

市会議員・マスコミは、そもそもこの新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>を読んでいないでしょう。後半は、私が何度も書いている事が続きますが今回は視点が違います。お付き合いください。



図3 おもてなし武将隊(名古屋市)



図4 家康・半蔵忍者隊(愛知県)

—目次—

●はじめに	1
第一章 文化庁の史跡の上に建てて良い建造物の基準	
1節 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の新旧比較	5
2節 通称・復元検討ワーキンググループの公開された活動（2018年～2020年）	8
第二章 河村市長を被告とした「天守木造化事業」司法闘争	
1節 2018年3月末、名古屋市が基本設計終了とし竹中工務店に支払った設計料は不当	23
2節 名古屋市の文化庁との協議（2018年7月頃中心）の公開が全て黒塗りであるのは不当	25
第三章 国の機関の「天守木造化事業」への対応	
1節 安倍首相、内閣官房	27
2節 萩生田文科省大臣	29
3節 国交省	32
4節 日本建築センター	37
5節 総務省消防庁	40
6節 文化庁	44
第四章 愛知県知事の「天守木造化事業」への対応	
1節 材木を買うな	47
2節 天守のバリアフリーを凶れ	49
3節 県知事の権限	50
第五章 名古屋市の「天守木造化事業」への対応	52
1節 名古屋市長と名古屋市観光文化交流局、名古屋城天守「戦後復興市民のシンボル」に	54
2節 名古屋市住宅都市局建築指導部	69
3節 名古屋市消防長	71
4節 名古屋市教育委員会	72
5節 名古屋市天守閣部会	73
6節 名古屋市石垣部会	76
第六章 民間の「天守木造化事業」への対応	
1節 竹中工務店	81
2節 身障者団体	83
第七章 市議会	84
第八章 マスコミ・名古屋市民	87

第一章 文化庁の史跡の上に建てて良い建造物の基準

1節「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の新旧比較

新旧基準を比較しやすいように並べました。黒字が本文であり、赤字は私の注釈です。巻末にA3版を織り込んであります。それでも文字が小さくて読みにくく申し訳ないですが、原文はこれだけです。

The figure compares the 'Old Standards' (旧基準) and 'New Standards' (新基準) for the restoration of historical buildings. It includes a table of changes and a reference to a news article from 'Tennoji' (天守復元しやすく) which illustrates the 'New Standards' approach.

旧基準	新基準
1. 定義 「歴史的建造物の復元」とは、現在及び将来にわたって、建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を保持し、その歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることを目的として、当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させるための取組をいふ。	1. 定義 「歴史的建造物の復元」とは、現在及び将来にわたって、建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を保持し、その歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることを目的として、当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させるための取組をいふ。
2. 基準 歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容及びその実施の状況により、総合的に判断することとする。	2. 基準 歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容及びその実施の状況により、総合的に判断することとする。
(1) 基本的事項 ア. 当該建物の本質的価値の維持に努めることとする。	(1) 基本的事項 ア. 当該建物の本質的価値の維持に努めることとする。
イ. 当該建物の本質的価値を維持する上で不可欠の構造の保存に十分配慮することとする。	イ. 当該建物の本質的価値を維持する上で不可欠の構造の保存に十分配慮することとする。
ウ. 復元以外の修繕手法の活用を促進し、国民の防災意識の醸成、防災意識の向上に資する効果を生み出すこととする。	ウ. 復元以外の修繕手法の活用を促進し、国民の防災意識の醸成、防災意識の向上に資する効果を生み出すこととする。
エ. 保存活用計画は整備基本計画において、当該建物の保存・復元に関する総合的な方針を示すこととする。	エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該建物の保存・復元に関する総合的な方針を示すこととする。
オ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	オ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
(2) 目的事項 ア. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	(2) 目的事項 ア. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
イ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	イ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ウ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ウ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
エ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	エ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
オ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	オ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
カ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	カ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
キ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	キ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ク. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ク. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ク. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ク. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ケ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ケ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
コ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	コ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
サ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	サ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
シ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	シ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ス. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ス. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
セ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	セ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ソ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ソ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
タ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	タ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
チ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	チ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
リ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	リ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ニ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ホ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ヘ. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。
ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。	ト. 当該建物の歴史・文化・芸術・学術・産業上の価値を向上させることとする。

文化庁は建築基準法消防法を定めて、「復元は国宝、重文と同様だから、防火対策も国宝、重文と同じでよい」と防火対策を入れた。

名古屋城天守のように、外観復元、内部はコンクリートの博物館としたものを歴史的建造物（復元的整備）と言っていたが、膨らまして

図5

ほとんどの方は、新聞記事でしか<新基準>を知る事はなかったでしょう。私は、この右端の「共同」が文化庁にヒアリングをし、中日新聞、日経新聞に記事として転載されたものを元に<新基準>を読んだのですが、サッパリわかりませんでした。

●まずは、基準を頭から読んでみましょう。

旧基準は「I：復元」として、そのまま残し、新たに旧基準の 3. その他にある「復元的整備」を、今回「II：復元的整備」と名付けて、文を膨らませていますが、「I：復元」と「II：復元的整備」の文の内容の違いを探るのに苦労します。旧基準の「復元的整備」は、名古屋城天守のように「外観復元」をして「内部は、コンクリート造の博物館」と具体的にイメージできますが、「II：復元的整備」では「I：復元」とはならない一部を変更し「<史資料が足りない>ものも、「史跡」指定地で作成しなくてはならない「保存活用計画」「整備基本計画」において、<史跡等の本質的価値を構成する要素>としてあれば、史跡の上に建てて良い建造物となる。そして、その「言い訳」をキチンと明示しなさい。としか読み取れません。

2017年12月の文化審議会では「史跡における復元建物は、史跡の本質的価値を構成するものでないが、その価値を広く知ってもらうためのもの」とあったのですが、新品のレプリカを<史跡等の本質的価値を構成する要素>とここでは格上げしてしまいました。どこを探しても「史跡の本質的価値」の説明はあ

りません。「Ⅰ：復元」基準を緩和して、史跡の〈価値を構成する〉建造物を、文化庁はこれからドンドン史跡の上に作るぞとした「Ⅱ：復元的整備」基準なのです。

名古屋市石垣部会は「復元木造天守はレプリカであり、史跡の本質的価値は 400 年前からある石垣である。レプリカ建設のために石垣を壊してコンクリートを打つなど本末転倒だ。」と言っています。名古屋城は明治になって軍のものとなり、空襲で燃え、市民の願いで二度と燃えないコンクリートで復元されたので、現天守もレプリカであるのは間違いないです。それを壊して、400 年前の往時の姿を復元するとすると、「史跡」が背負ってきた歴史を消し去り、往時の姿を体験してその時代に遊ぶだけになります。

「史跡の価値を広く知ってもらうためのもの」なら、なにも史跡の上に、人を入れるに危険な原寸大模型を作る事もなく、博物館の中に 400 年の歴史を幾つかに区切って、その時代時代の復元模型を展示し、400 年の歴史経過を理解してもらい、今は石垣だけとなった「史跡」で、歴史の重みを感じ取ってもらうことこそ、史跡の整備だと私は思うのですが、文化庁のこの抽象的で具体的内容のない文章では、なにも読み取ることができません。

●次に、新聞に書かれた内容を追って「Ⅱ：復元的整備」基準の中に探します。

新基準では、【復元のための史資料がそろわなくても、「利活用」の観点から一部を変更して再現しても、その不明確な部分を明示し、再現にあたって採用した経緯・考証を明示すれば、「Ⅱ：復元的整備」として「史跡（文化財）」の上に（文化財でない）歴史的建造物として建てて良く、旧基準は「Ⅰ：復元」基準としてそのまま残す。】とあり、この新たな「Ⅱ：復元的整備」基準こそ、新聞の見出しにある「基準緩和」の内実であり、そうすると「天守復元しやすく」の一番大きな見出しも理解できます。

しかし、新聞記事にあっても「復元的整備」基準には書かれていなく、どうして文化庁が言え、記者はどのように書けるのか分からない事も多いです。記事に書かれている事に番号を打って探します。

①石垣しか残らない城跡での天守復元などを想定し

②史跡の魅力を高め

③観光資源としての活用につなげる。

とは、基準では「文化財である史跡の本質的価値の理解促進など、史跡の利活用の観点から」にしか見当たりません。保存すべき文化財「史跡」の上に、新たに怪しげな復元的整備・歴史的建造物＝木造天守を作って、観光ネタにする事が「文化財＝史跡の理解」にとって良いことになるのでしょうか。

大阪城、岐阜城のように、史跡の上に史資料の根拠なく「天守が欲しい。」だけで建てられてきたいわゆる模擬天守までも「復元的整備」として保存活用計画に定めれば、これからも模擬天守を史跡の上の建てる事を文化庁は良いと言っているのでしょうか。

④木造天守の「復元」において、観光の為に昇降機などのバリアフリー対策をしたら「復元的整備」となる。そして、復元的整備・歴史的建造物として、史跡の上に建てて良い。

と新聞記事にあります。基準のどこにバリアフリー対策が含まれているのでしょうか。これも「利活用」の内なのでしょうか。地域振興、観光も「利活用」の中に入るのでしょ。まったく日本語になっていません。「利活用」という抽象語ですましている文化庁は、分かってもらおうという気がないのです。

⑤空襲で焼失し、戦後に再建された天守の老朽化対策や、耐震化のために建て替えを検討する自治体の

後押し。

と新聞記事にあります、「耐震化のために建て替え」は、基準のどこで示しているのでしょうか。河村市長は「コンクリートの現天守は老朽化して危険なので、入場禁止。耐震性の高い木造天守に建て替える。文化庁との木造天守の協議が進まないので、まずは、現天守を壊す現状変更申請をする。」でしたので、まさに名古屋市は「耐震化のために建て替え」なのです。すると、「文化庁は河村名古屋市長の後押し」をしているのでしょうか。文化庁の「耐震化」とは、大阪城、熊本城のようなコンクリート天守の「耐震改修」ではなく、「建て替え」を勧めているのでしょうか。

「共同」の記者は文化庁への取材の形で記事をまとめていますので、文化庁の言う通りに記者は書いているでしょう。文化庁自身は難解な基準だけを示して「それは、記者の間違いだ。」と、いつでもウソブクことができる新聞記事としたのでした。

そこで、新聞記事で抱いた疑問を頭において、2節 通称・復元検討ワーキンググループの公開された活動（2018年9月～2020年1月）を面倒でも読み解こうと決意したのでした。

その前にもう一つ、「1：復元」の新基準ですが、一か所だけ旧基準と違う挿入文があります。

*** 防火対策については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火ガイドライン」に基づいて対策を講じること。**

文化庁は建築基準法・消防法を無視して、「復元」は国宝、重文と同等だから、防火対策も国宝、重文と同じでよい。と防火対策を入れたのでした。萩生田大臣のところで詳しく書きますが、彼は首里城の火災は、

- ①スプリンクラーがなかったから燃えた。のであり、
- ②国宝・重要文化財では、ノートルダム寺院火災を鑑み、これからスプリンクラーをつけ防火対策を強めるから、
- ③文化財指定を受けていないレプリカ首里城の再建では、国宝・文化財同等のスプリンクラーをつける。と2019年12月3日に新聞発表しており、大臣のこれらのウソに基づき役人はこの文を入れたのでした。

①スプリンクラーは耐火建築につけるものであり、その中にある燃え草のボヤ面積1㎡に対しての初期消火設備ですので、スプリンクラーがあるからと言って、木造建築が燃えないとはなりません。3階以上の復元木造天守を不特定多数が利用する展望台、博物館にするなら、火に耐える建築物にしないとけません。スプリンクラーが自動消火設備であることが、火災報知器で火災を知り消火活動に入るより確実だ、との印象を素人（新聞記者も含む）がもっていることに乗じた発言です。

②国宝・重要文化財の多くは木造であり、現代の法に合わせた防火対策の基本「耐火建築」とできないので法適用除外としています。防火ガイドラインにそっても火事になれば木造建築ですので燃えます。このガイドラインを作った国交省・消防庁は「法隆寺にスプリンクラーをつけよ。」などととはしていません。現状の防火対策を是認して、整理し表にまとめなおしただけのものです。

③首里城はコンクリート造ですが外につけた飾りの木部とインテリアが燃えました。木造 3 階建ての正殿にはドレンチャー、放水銃があり、国宝・重要文化財の防火ガイドライン以上の設備がそなわっていましたが燃えたのです。消火設備は、燃え盛る火事を消すためのものでなく、人命を救うのが第一であり、延焼を遅らせるためのものです。

文化庁の役人に見れば、新築レプリカに対して、文化庁に防火の責任も権限もなく、建築基準法、消防法に従い、特定行政庁が防火対策を決定するものであり、ただ萩生田大臣の言う通り、文化審議会文化財分科会で決めた文化庁の内規<史跡の上に建てられる建造物の基準>に、大臣希望の文言を入れただけの事なのです。文化庁の内規でもって、建築基準法・消防法をやぶることなどありません。

2 節 通称・復元検討ワーキンググループの公開された活動（2018 年～2020 年）

ワーキンググループの名前は「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」ととても長いのです。「史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱いに関する専門委員会」が、旧基準を決め、名古屋市の木造天守案を審議するはずのところだったのです。それを文化庁長官が「いわゆる復元検討委員会」と省略したので、私が勝手に復元検討ワーキンググループと名付けました。「復元の取り扱い」と「復元の在り方」では、有識者の構成も違うのですが、どちらも文化庁のホームページのオモテに出ていなく、よくわからないので、まず、

- ①ワーキンググループの役割、メンバーを掘り出し、次に、会合毎に公開されている資料を全て出し、
 - ②1 回 2 回と委員が自由に発言したこと、3 回目の会合で役人がこのグループの方針を出し、
 - ③4 回 5 回 6 回と役人が「取りまとめ」を急ぎ、
 - ④**2019 年 8 月「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」**によって、今回の新基準の元ができたその後、
 - ⑤6 回 7 回で、全国のコンクリート天守（戦後復興天守も模擬天守も）を役人が資料として会に出し、コンクリート天守の老朽化対策、天守復元の在り方がようやく議論された。
- と、5 枚にわたって読み解きます。

赤色の小さな文字は、この本文に写しなおして書いていきますので、挿入シートは眺めるだけでも良いです。私の読み解きの証拠としての添付です。

2015 年 6 月 22 日、文化庁長官・青柳正規の「名古屋城天守は、木造によるできうる限りの史実に忠実な復元を期待する。」の全文（名古屋市が議会に配布）を添付に載せました。文体からして名古屋市に文化庁は文章で提出したのでしょうか。

議会から、「2020 年のオリンピックまでの竣工など市民は求めている。」「税金を使わず借金で建設し、儲かるから大丈夫だというのが、根拠を示せ。」と言われ、500 億円の予算の議会承認は 2017 年 3 月まで延び、木造天守の竣工は 2022 年末と変更され、2017 年 5 月に名古屋市は竹中工務店と基本協定（請

負契約)を結びます。

●2020年4月17日の新たな<歴史的建造物の基準>のワカラナイ所を「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」の公開されている活動(2018年~2020年)から探る。①

名古屋市長・河村たかしと文化庁長官・青柳正規は、危険な違法建築・木造天守を作ること、平成27年6月22日に了解した。2015年6月



2017年5月竹中工務店は名古屋市長と木造天守の契約締結

「復元建物の在り方を調査検討せよ。」文化審議会文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)(平成29年12月8日文化審議会)(抄)

2017年12月

V. その他推進すべき施策
3. 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携
文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの人の参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。
史跡における復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く広く伝えるためのものでもあり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用にも資するものである。例えば史跡に存在する鉄筋コンクリート造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。

2017年12月名古屋市長は復元検討委員会に「保存活用計画」の打ち合わせに行く。

史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの設置について

文化庁長官は外部からの招へいであり、次長が役人のトップ、2人いる。平成30年9月28日 次長決定 平成30年11月19日 一部改定

2018年9月

1. 設置の趣旨
史跡等における復元建造物は、史跡等の価値を次世代へ継承に伝える役割を担っているものであり、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年12月8日文化審議会)においても、復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用にも資するものと位置付けられている。一方、許容では、地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体からの天守復元に向けた要望や、鉄筋コンクリート造天守の老朽化の問題等もあり、両者では、これらについての全国的動向を把握した上で、復元建造物の在り方について積極的に調査検討することが求められている。
このため、史跡等の保存・活用にも資する歴史的建造物の復元の在り方等に関し、専門的な観点から十分な議論を行うため、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2. 検討事項
(1) 天守復元の在り方に関する事項
(2) 鉄筋コンクリート造天守の老朽化への対応に関する事項
(3) その他史跡等の保存・活用にも資する歴史的建造物の復元の在り方に関する事項

2019年1月第3回から8月までの4回は役人の「復元的整備」基準作成への主導が目立つ。

集められた有識者、復元検討委員会の「復元の在り方」とは違い「復元の在り方」

氏名	所属	専門分野
橋本 俊子	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授	世界遺産
北野 博司	東北芸術工科大学芸術学部 教授	考古学
木村 龍	長岡造形大学名誉教授	文化財保存
清水 勉	京都工芸繊維大学 教授	元・奈良文化財研究所
畑中 光夫	三菱大学工学研究科 教授	コンクリート工学
広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学
藤井 泰介	東京大学名誉教授	建築史学
西田 幸子	東京外国語大学大学院総合国際研究科 教授	近世歴史学

2.4 天守閣木造復元についての文化庁の正式な見解
・天守の再建については、整備主体である地元自治体が行う内容の整備を行うか考えることが第一
・その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等が当該時代のものを継続する必要があるが、それ以外の可能性を検討するものではない
・名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえ、いわゆる復元検討委員会において必要に応じて必要とする限り史跡・史実を復元すべきとの意見が引き出される可能性が極めて高いと見込まれる。

注 文化庁長官の回答(平成27年6月22日)
通称「復元検討委員会」とは「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」という趣旨の文化庁下部にある有識者委員会であり前回の「歴史的建造物(レプリカ)の基準」を作成し、その基準に従って「復元」内容をチェックする。

名古屋城木造天守はその際「復元」を目指し「史実に忠実な復元」としてレプリカのみの基礎を据えてきたが、令和2年4月17日の新たな「復元的整備」基準によって、基礎部分も、復元案への危険を減らす「レプリカ木造天守も史跡の上」に建てられることになった。また、現天守の耐震化、長寿命化の案も、鉄骨・コンクリートの建物も「復元的整備」基準によって歴史的建造物と認められた。

2017年12月5日議会で示した木造天守のスケジュール

図6 巻末にA3版がありますので、そちらをご覧ください。

名古屋市長は、市の石垣部会から「木造天守復元より石垣保全が先だ。」と猛反発を受け、竹中工務店は、請負契約とは別に、石垣調査の随意契約を結びます。名古屋市長は文化庁との協議を始めるのですが、文化庁からは「特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版 2012年12月では、本丸御殿の木造復元と共に、天守は耐震改修とあるが、どうして木造天守になったのだ。名古屋城跡保存活用計画を提出せよ。」と言われました。工程表にある12月復元検討委員会の協議内容は、実は新聞報道にある木造天守の内容でなく、「名古屋市長は天守木造化事業を進める。」という文言の協議でした。

ちょうどそのころ、2017年12月8日に文化審議会は「史跡に存在するコンクリート造の天守の強度の問題、天守復元の動向など復元建物の在り方を調査検討せよ。」と、<文化財の規制緩和による地域振興策への答申>の中の一部に書いています。名古屋城天守だけでなく、戦後復興された14のコンクリート造

4 復元整備基本構想に対する復元検討委員会の主な意見

- ・戦後都市文化の象徴であるRC(SRC)造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。史資料の豊富さということのみで、名古屋城天守を木造とする考えが正当化できるかどうか検討を要する
- ・戦前における城郭建築についての研究と耐火構造の必要性という中で、RC(SRC)造天守が建設されたわけであるが、前者についての追跡が不十分ではないか
- ・建築基準法の変遷についての調査がさらに必要である。昭和34年改正が、国宝保存法に指定され、戦災によって焼失したものの再建を適用除外としておりと解釈できるか否か、検討が必要である

図7 名古屋市長が議会・経済水道委員会に配布。中日新聞は報道を略す。

「名古屋市長は木造天守を復元する事を、なぜ?どのように?決めたのだろうか。」なのでした。私もそう思い「行政不服審査法審査請求」を2017年11月23日にしました。市の回答では、2015年6月7日市議会経済水道委員会記録「市は早期の木造復元を目指す。これから市民に丁寧に説明する。」で

すので、名古屋市が議会に諮らず、市民への説明もせず、一方的に決めた事を名古屋市は認めています。

「名古屋城跡保存活用計画」は、文化庁に指摘された現天守の価値「戦後都市文化の象徴」を耐震改修して存続させるより、「木造天守復元の方が木の香りが嗅げ、石落としがあり、往時の姿が体感できるので、現天守の耐震改修より優位性がある。なお、木造天守復元には幾多の問題があるが、これらは解決できる。」と結論付け、2018年3月に提出されました。

現天守を残す事と木造天守復元の比較は、マスコミによって市民に明らかにされることなく、このようにひっそりと文化庁と行われていたのです。木造天守復元は、名古屋市が「名古屋市長・河村たかしの暴走」を隠ぺいした事により、ますます混迷の淵に落ちます。

図6工程表にあるように、**2018年7月**に名古屋市は文化庁・復元検討委員会に木造天守「基本計画(案)」を持ち込むのですが、手元の旧基準<史跡の上に建てよい建造物の基準>では、戦後復興のコンクリート天守への判断ができないので、復元検討委員会は受け付けません。

ようやく**2019年9月**になって、2017年12月文化審議会の答申を受け、復元検討ワーキンググループを作り、(1)天守復元の在り方(2)鉄筋コンクリート造天守の老朽化の対応(3)その他史跡等の保存・活用に資する歴史的建造物の復元の在り方 を検討するとしたのでした。

2018年10月の文化審議会の机上に木造天守案が乗る事はなく、もはや**2022年12月**竣工はできなくなったのですが、河村市長は「事業継続」のパフォーマンスの為に11月に東北の赤松を切りに行きます。2019年1月には市民説明会が開かれ、2月末基本設計終了に向けての竹中工務店からの設計内容の説明がありました。ハイテク技術による安全への取り組みの説明はありません。

2019年2月に、2022年末竣工の為に河村市長は奇策を打ち出しました。「まず、現天守の取り壊しを文化庁は認めよ。壊す間に、石垣、木造天守の協議を名古屋市石垣部会、文化庁・復元検討委員会と詰める。」です。「間に合わなければ関係者全員切腹だ。」と役人の尻を叩き、4月25日に市長自ら文化庁の村田善則次長を訪れて、取り壊しだけの現状変更申請を受け取らせました。文化庁は「解体は継続審議」と逃げ、7月文化審議会でも許可を降ろしません。



図8

2019年8月に文化庁は「天守等の復元の在り方について(取りまとめ)」を発表しました。河村市長のいうように戦後復興のコンクリート天守は「危険だ、ニセモノだから壊す。」ということではなく、新たに復元的整備・歴史的建造物の基準が明記され、耐震改修をおこない存続させる価値があるとなったのでした。**8月30日**に河村市長は「**2022年竣工を断念する。**」と宣言することになりましたが、その間も材木は買い続けています。



4月1日市長記者会見 「(2022年12月の期限に)間に合わなければ、関係者全員切腹だ」

ふるならナゴヤ

Vol.2 復興 熊本城

●クリアすべき検討内容を市長も記者も理解していないまだまだ「関係者は切腹。」であった。クリアすべき内容もわからず、新たな完成時期など言えない。なら、契約延長でなく破棄である。

●熊本城は国交省からの120億円で、石垣は積みなおされ、耐震改修も博物館の刷新も3年でおえている。

石垣上部3層ほどは石垣(史跡)を壊して新しいと木造天守を築けるコンクリートは打てません。12日の検査から、文化庁は、実等レプリカのために史跡破壊を認めないでしょうね。 30.08.17 Onuma Office

●平成29年6月から石垣部会は「木造天守は史跡(石垣)破壊。認めない。」と言っているが、記者は報道していない。このコンクリートが無ければ、木造天守案はなりたないののである。

- 名古屋市と竹中工務店の基本協定(請負契約)を見てみよう。文化庁からの「現状変更許可」を得るのは名古屋市の義務とある。市長は文化庁から得ることへの問題を把握しないままに、ゼネコンを決め、税金を投入してきた。3年も文化庁と協議を重ねても、今もって検討内容が不明であり、完成時期が明言できないと言う。(河村市長の発言)
- 1 発注者及び優先交渉権者は、基本協定にかかる一切を、発注者及び請負者に行う。
 - 2 発注者は、文化庁等関係機関の調査及び検証等を行い、文化財保護法(昭和29年8月30日法律第214号)第23条第2項の規定による許可(天守閣木造復元方針、それに伴う状況変更許可、天守閣木造の改修を含む天守閣木造復元に關する現状変更等、以下、「現状変更許可」という。)を申請する。
 - 3 優先交渉権者は、納期に伴い発注者が発注する文化財の復元に必要の許容範囲において責任をもって必要な資料を提出する。
 - 4 責任者上級の交渉権者は、現状変更許可の取得に際しては、互いに協力する。
- 事業工程表作成は竹中工務店の仕事とあるが、コンペ時の市からの要求に応えた竹中の提案が、文化庁が認めないとされれば、工程表を作成できない。コンペ以前に戻ったのだ。
- 【事業工程表の概要】
- 1 調査 歴史空間調査は、第1次で定める事業範囲及び天守閣の復元範囲を調査する。
 - 2 優先交渉権者は、本協定管理の経路後すみやかに、本協定管理の開始日から事業工程表を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない。
 - 3 発注者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに発注者に発注者からの事業工程表を提出して確認を得なければならない。
 - 4 発注者は、前項の確認の結果、事業工程表の内容が復元方針に適合しないと認められる場合には歴史空間調査等に照らして変更を定めることができる。この場合、優先交渉権者は自らの責任で速やかに修正を行い、発注者の確認を受けなければならない。
 - 5 優先交渉権者は、設計業務、調査業務、工事監理業務及び工事現場管理を担う役割において、要法天守の改修又は法令変更(耐震性等の仕様変更を除く。)等の事業が生じた場合には、事業範囲及び天守閣の復元方針の達成を確保するよう最大限の努力を要するものとする。

図9 右の小さな文字は、基本協定(請負契約)の本文です。

2020年3月に、名古屋市は、名古屋城米蔵(襖絵の展示施設)を建設、整備する中で、埋蔵文化財(江戸時代の米蔵の石組み)を毀損してしまい文化庁からおしかりを受けましたが、「木造天守2028年竣工」の新たな目標を、4月に名古屋市の有識者達の検討事項としてあげました。2021年度中に石垣保全方針を策定、文化庁での2年半の審議を経て、2023年度初めに現天守の解体と復元をそれぞれの工事に必要な許可を取得し、2023年度内に着工し本体工事に約5年としています。しかし、これでは木造天守の石垣、新たな穴倉階の姿は全く見えず、これから何かを作って、それに文化庁がどう答えるのかなど闇の中の事です。天守木造化事業は、企画・構想段階に戻ってしまいました。文化庁(復元検討委員会)の了解を得るまでは名古屋市の仕事という請負契約ですので、竹中工務店は名古屋市による文化庁の了解がみえておらず、2028年竣工の工程表は書けません。

そして、2020年4月17日に文化庁からの新たな「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」が正式に発布されました。名古屋市が唯一の頼りとした<史実に忠実 authenticity な復元>というハシゴを文化庁は外しました。戦後復興のコンクリート天守という単語は使われていませんが、復元的整備・歴史的建造物の定義がされ、耐震改修をおこない存続させる価値がある建造物の基準が明記されたのでした。

名古屋市は、木造天守復元は文化財保護法(史跡)の中で行うものであり、レプリカ木造天守は、国宝、重要文化財と同等であり、建築基準法、消防法、バリアフリー法は<史実に忠実 authenticity な復元>が上位にあり、あてはめる必要はないとしてきたのですが、「復元的整備」という新たな<基準>により現代の法に合わせ、生命、財産、健康、人権を守れ。と文化庁はしたのです。歴史的建造物として、現コンクリート天守は位置づけられたのです。旧基準は木造にこだわって復元することだけが強調されてい

ましが、今回、木造復元にこだわる事だけが「史跡の価値を高める」のではないと明記されました。以上、この5年間の天守木造化事業のバカバカしさは、名古屋市長・河村たかし だけでなく、悠長な文化庁の態度にあったのだと、名古屋市と文化庁のヤリトリを端折って書きました。

現天守を耐震改修するにしても、石垣の保全は要ります。しかし、木造天守復元ありきですと、石垣の保全方法は変わります。

名古屋市は「木造天守は決まった事」と言い続けていますが、この新たな基準にもとづいてこれからヨーイ・ドンなのです。市民に「現天守の改修案」と「木造天守復元案」を示し、市民に「木造天守復元案」の了解を得ない事には、文化庁はいつまでもたっても「木造天守復元案」を受け付けることはありません。名古屋市は「木造天守は決まった事」と言っている以上、1ミリも天守木造化事業は進みません。

新聞報道は、この基準の内容を誤魔化すように「天守復元しやすく」と見出しに書いたところに、文化庁役人のしたたかさや大臣への忖度があります。確かに木造天守は復元しやすくなったのです。しかし、文化財として今や価値あるコンクリート造の名古屋城天守を壊して、新たに木造天守を史跡の本質的価値である石垣の上に積みこむことは、専門家、関係者(県知事も)、市民の合意が無ければ文化庁は認めません。

●「史跡等における歴史的建造物の復元の方に関するワーキンググループ」の公開されている活動。②

第1回2018年11月19日 と 第2回2018年12月27日 委員は君をいつくしたとし、役人は第3回2019年1月28日で意見整理(案)を出し第4回2019年4月8日に(案)を消し「復元的整備」に委員を導く。

第1回 史跡等における歴史的建造物の復元の方に関するワーキンググループ議事録
 第2回 史跡等における歴史的建造物の復元の方に関するワーキンググループ議事録

委員のご意見を踏まえた検討事項の整理(案)

役人が整理

● 議事録には「復元的整備」ではなく「復元的整備」が示されている。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

● 議事録には「復元的整備」ではなく「復元的整備」が示されている。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

● 議事録には「復元的整備」ではなく「復元的整備」が示されている。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

議論の対象建物645件

1. 歴史的建造物の調査と登録
 2. 調査対象物の内部調査
 3. 調査対象物の調査と登録

● 歴史的建造物の調査と登録
 ● 調査対象物の内部調査
 ● 調査対象物の調査と登録

文化庁の意思

● ペニックらから「史跡の上のレプリカ案」が提示された。これは「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

● 「史跡の上のレプリカ案」は「史跡の本質的価値ではない」として「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

文化庁の意思

● 文化庁の意思は、復元的整備は「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

● 文化庁の意思は、復元的整備は「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

● 文化庁の意思は、復元的整備は「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。これは「復元的整備」という言葉が「復元的整備」に比べて、復元的整備よりも更に復元的整備を示している。

図 10

議論の対象建物645件とは出していますが、地方の個々の調査は不備なまま、テーマ(1)天守復元の在り方を議論せず、文化庁は3回目にして、従来の歴史的建造物の基準の3:その他「復元的整備」14件を持ち出し、このグループの方向性を「委員のご意見を踏まえた検討事項(案)」で示し、4回目には(案)を消しました。

文化庁の意思として「歴史的建造物は、その往時の姿を体験し、価値を知らしめるもの。」は揺らぎないのですが、委員は、1回目、2回目とそもそも論に立ち返り、自由に発言しています。

世界遺産のベニス憲章から「史跡の上のレプリカ禁止」が述べられ、平城京の為の奈良宣言（1994年） authenticity にまで遡った発言があったようで、「復元について（文化庁は）公式見解を持って」とまで委員に言われていますが、文化庁は、<史跡の上のレプリカは「史跡の本質的価値でない」が「往時の建築を実体験」させ、「史跡の価値を高めるもの」>と繰り返します。世界遺産では「復元」はなく、「修繕」しかありません。

修繕の中には「復元」があります。日本の古建築は400年に1度、解体修理をするに、材を取り換えて部分的に「復元」をします。法隆寺は1300年前の材がそのまま残っていないのですが、世界一古い木造建築です。この事が奈良宣言に利用されたのですが、木造天守の「復元」は新築レプリカの「復元」であり、奈良宣言、学者の使う「復元」とは違います。

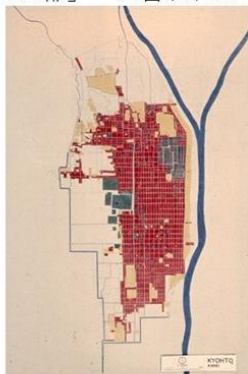
1300年前の平城京の史跡を天皇制の歴史を説明する都市公園とし、レプリカ大極殿でもってブツと国民に天皇制を感じてもらう為、「復元」には信頼のおける史資料は無くてもよい。と国、文化庁と学者はしたのです。一方、400年前の天守はいくつか現存しており、学者の研究対象の「復元」は、新築レプリカとして固定できるほど定まってはいません。名古屋城天守は他の城より資料は多いですが、そのレプリカは偽物であり本物にはなりません。

地方から求められている木造天守の「復元」は、地方の「人寄せ」として、石垣だけの史跡を飾るものですので、奈良宣言とは違います。しかし、史跡の上に木造天守を復元してもよいと文化庁は「Ⅱ：復元的整備」基準を用意しました。

江戸初期の城下町150が現在の地方都市の基盤としてあるので、城跡は都市の中心にあります。「城は天守だ。」と城マニアは戦闘を想定して楽しめますが、城とは都市であり、城郭全体の整備を通して地方の「都市史」を振り返る博物館の建設こそ、地方の誇り・観光のネタになるものです。1200年前に消滅した平城京跡の野原をテーマパークにするのと、地方が木造天守の「復元」を急ぐのとはまったく違います。

何のための木造天守の「復元」が必要なのか、市民を巻き込んでの地方文化を見直す行為のない地方からの観光のネタとしての木造天守の「復元」ではないかと委員は述べています。

「三都」と言われた京・大阪・江戸（江戸は寛永から、4倍の面積に一気に拡大） 名古屋62万石+材木



赤：町人地 緑：武家地 黄色：寺社地

金沢102万石



図 11

委員からは「天守復元でない形で本来伝えられるべき史跡等の価値も伝えられていない。」
「国際社会では、例外的に復元する場合はコミュニティの意見を聞くべきとある。」
「史跡の歴史は重層性をもってある。明治維新以降のシンボルとしての価値も。」
「復元するに、その時代によって方針を分けて。」と、文化庁の意思「往時の姿に復元」に沿わない意見が多く、
「既に復元されたコンクリートの天守には近代建築としての価値がある。」
「復元するにも、法から構造、形が変わる。」
「史実に忠実と言っても、その復元の根拠は年数を経て異なる学説により変わる。」と、文化庁の役人では知りえない復元作業の現実からの意見も出ています。

委員からの「何のための復元建物を建てるのかという目的と、史跡の本質的な価値の伝え方について全体的に考え方を整理するべき」とは、文化庁の意思「歴史的建造物は往時の姿を実体験し、史跡の価値を知らしめるもの。」に明かに反発し、文化庁の復元の目的は「史跡の本質的な価値」の伝え方にあっていないと発言したのでしょうか。

しかし、「史跡の本質的な価値」を文化庁は説明しません。

誰が何を持って復元建物を「適切」と判断するのか、その根拠の説明もありません。ただ「歴史的建造物は、その往時の姿を実体験し、価値を知らしめるもの。」と繰り返すので、これ自身が「適切」だと文化庁は言っているのでしょうか。これでは委員に集まってもらった意味はないです。

そして、「適切な整備」には、「史資料が不十分であっても良い。」として「復元的整備」を会合3回目に強く打ち出しました。「適切」な復元建物は何でもありとなったのです。国際評価軸に対して「日本は合わせない。」と3回目にして明確に宣言したのです。

明治の古写真一枚あるだけの「復元的整備」木造天守は「城跡保存活用計画」で位置付ければ、<史跡の上に建てて良い歴史的建造物>となり、「利活用」という名の観光資源として、地方の行政は、保存すべき文化財（史跡）の形を変えるのですが、建てて良いとしたのです。歴史的建造物は史実に忠実な復元・レプリカであることで、「歴史的」と形容されたのでしょうか、鉄骨造でもコンクリート造でも良いとしたならば、もう「歴史的」は外すべきでしょう。ただの「建造物」です。

史跡の価値を国民の目に見せるのには、模型とか3Dの立体映像とかもあるのですが、実際、欧州ではそうなのですが、ここで、議論は史跡の上にレプリカ建設ありきの話となりました。模型とか3Dの立体映像より、史跡上のレプリカ建造物は「往時の建築の実体験」できるから良いと繰り返しています。名古屋城跡保存活用計画で、名古屋市が木造天守復元の方が現天守の耐震改修より優位性があるという論理は、文化庁の論理と同じなのです。

復元的整備と「適切な整備」を広げてしまい、「遺跡における建造物の復元を野放図に許容するのではなく、一定の制約は必要である。」のですが、「資料がない」「史実がわからない」「史実と違う」と、どのように「適切」に復元建造物を建造したかの言い訳が明示されておればよい。と、なっていくのです。

●「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」の公開されている活動。③

第4回2019年4月8日

第3回と同じく委員からの意見を踏まえ、第4回の議題を整理して、第3回と同じく「復元の在り方」を議論する。委員からの意見は、第3回と同じく「復元の在り方」を議論する。委員からの意見は、第3回と同じく「復元の在り方」を議論する。

第3回議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

※「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの設置について」の2. 検討事項の(2)「海軍の老朽化への対応に関する事項」については、「(1)「天守復元の在り方に関する事項」と並行して情報を整理し、復元・整備目的と「復元を断るかにしたうえで検討することしたい。(3)については随時検討していきたい)」役人は委員に「復元的整備・基準」しか考えていないと宣言した。

役人は、天守復元を望む地方からの「天守復元に関する文化庁への要請」の上で「古い建物の基準が重要」と主張し「authenticity」と「堅い」を主張して欲しい。これに応じて、従来の「復元」とは別に「復元的整備」を持ち出し、その差の表現を委員に求めた。

しかし、委員間には「史跡の本質的価値」が何であり、それをどう「適切に」復元すると、その何かの価値が上がるのかの共通認識がなく、「復元的整備」と定めてと厳しい基準の「復元」がなくなりはないか。「復元」と言っても建築基準法もあり100%の復元はありえないので、それらの境界など定められるものか。史跡の本質的価値を再認識するために再現が一番よいのか。と手厳しく意見を述べている。結果、役人は委員を無視して作文を進めた。

第5回2019年5月13日

「議論の整理」と多付けた「目次」であり、この目次は、第6回も、2019年8月の「天守等復元の在り方について」まで同じ「目次」である。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

第5回 史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ

文化庁から重要文化財の修繕をする技官が出て欲しい、「復元」と「復元的整備」の技術的な差を役人が言えず、「役人の作文がわからない。わかりやすく。」と委員から指摘されています。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。議題を再考し書き換えて役人は提出した。

図 12

4回、5回、6回とワーキンググループとは、役人だけになります。4回には、委員から3回までの意見「本物志向の復元に、野放図な復元はダメ。」などは消されています。資料は古写真と、似たような施設からの復元でもよく、コンクリート造でもよく、外観だけの復元で内容は利便施設でも構わないとし、(イメージ)を議論の資料として書いて、役人は委員に意見の誘導をしています。(取りまとめ)のあと7回目に行っています。

しかし、「史跡の本質的価値」が何であり、それをどう「適切に」復元すると、その何かの「価値が上がるのか」は、公表された文では委員間の共通認識がなく、「復元的整備」と定めてと厳しい基準の「復元」がなくなりはないか。「復元」と言っても建築基準法もあり100%の復元はありえないので、「復元」と「復元的整備」の境界など定められるものか。と、役人のまとめを疑問視しています。

史跡の本質的価値を理解促進するために史跡の上の再現が一番よいのか。と手厳しく委員が再度意見を述べていますが、役人は復元作業の実態を知らないで、概念だけで、汎用性を高く「復元的整備」の定義を作文し、委員を無視して(取りまとめ)にまい進します。

5回、6回と、役人が2019年8月に出す「天守等の復元の在り方について(取りまとめ)」と、目次は全く同じです。役人が書いた「天守等の復元の在り方について(取りまとめ)」の原稿を委員に見てもらった、もう言葉遊びの世界になっています。どんな文言が抽象化していき、レジュメを読んでも分からなくなっています。文化庁から重要文化財の修繕をする技官が出てしまい、「復元」と「復元的整備」の技術的な差を役人が言えず、「役人の作文がわからない。わかりやすく。」と委員から指摘されています。

第6回の委員の議事要旨に模擬天守の事があります。「史跡の上の模擬天守の老朽化を期に、史跡の本質的価値を歪めるから「壊せ!」とは言わない。コンクリート天守の存在によって生んでいる史跡の価値

を鑑みると、修繕にあたり「これは再現とは言えない」と言い訳が正確に伝えられておればよい。」と。

2019年8月「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」の全文です。

●「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」の公開されている活動。④

2019年8月「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」4月17日の新しい<史跡の上に建てる良い建物の基準>を読んでも、18日の新聞記事の内容に繋がらない。この（取りまとめ）から、文化庁の意図を探るしかない。されど、技術的・具体的な事は書かれていない。

図 13

4月17日の新しい<史跡の上に建てる良い建物の基準>を読んでも、18日の新聞記事の内容に繋がらないのでした。そこで、この（取りまとめ）から、文化庁の意図を探るしかない読み込んで、技術的・具体的な事は書かれていません。6回目2019年7月29日に、コンクリート天守の事例が役人から会合に出され、6回目と7回目2020年1月27日で具体的なになります。

この（取りまとめ）の最初の5行を再録します。

1. はじめに — 史跡等における歴史的建造物の再現の意義 —

○往時の歴史的建造物が失われ、大地に残された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的価値が理解されにくく、歴史像が描きづらい場合がある。

○そのような史跡等において、歴史的建造物を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。

文化庁は狂った！と私が言い切る5行です。

ゆっくり読んでください。

史跡の上に建てる「復元」建造物は「史跡の本質的価値を理解させ、国民が文化財の価値を享受する。」とあります。「復元」建造物が「文化財の価値」となっています。河村市長が「木造天守はホンモノだ。」

と全く同じなのです。「往時の姿をレプリカ建造物で体験」することが「史跡の本質的価値」と●●●を

理解すると書いているのです。復元天守は「史跡」の本質的価値を構成する要素と、はじめに＝意義＝を述べているのです。文化庁は狂いました。ニセモノをドンドン作るのが文化財（史跡）の保護だというので

す。

2019年12月の文化審議会第一次答申は「レプリカは史跡の本質的価値を構成するものでないが、史跡の価値を知ってもらうため」ですし、「大地に遺構のみとなっている史跡」を保存するのが文化財保護法なのです。

このワーキンググループの（取りまとめ）は「史跡」という文化財の保護でなく、史跡の上にレプリカを作る事こそ国民の為だと言い切っています。「史跡」は、まさにテーマパークとして、皆で往時の姿を楽しむところとなるのです。

「史跡」とは歴史を経て「遺構のみ」となった姿を法で保存指定することです。その長く経てきた歴史を「往時の姿」だけに「復元」し、固定するのでは、もはや「史跡」とは言えません。遊び、観光の場を新たに作る事が「文化」だと言うのです。文化庁は安倍首相の「観光立国」政策に基づき、文化行政を行うところであり、もはや「史跡の本質的価値」とは何かなど「文化」を語る事を放棄してしまいました。

2019年12月の文化審議会第一次答申を引用していますが、*史跡における復元建物は・・・（中略）・・・その価値を広く知ってもらう為のものであり、適切に行なわれるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。として、「本質的価値を構成するものでないが、」の16文字を（中略）として、消し去ったのです。文化審議会もなめられたものです。*

ワーキンググループでは、近世城郭における天守等の復元などを中心に、史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について検討を行った。と、大ウソを書いています。天守の復元の議論はしていません。1回目、2回目の委員からのフリーの発言では、天守の復元にこだわるのではなく、近世城下町が引き継がれて現代都市になっている中で、城郭全体の史跡として整備が涵養であるとはありましたが、復元的整備として木造天守復元を緩和するのでは、野放図な復元ラッシュになるのではないか。「復元」と「復元的整備」の境界を定められるものか。と、役人が復元的整備・歴史建造物の定義、基準をわかりにくく作文するのしばしば諫めていましたのに、まったく委員の意見は入っていません。

「史跡の本質的価値」とは何か、何が「適切」なのか、何もわからない駄文を連ねているだけです。これでは、具体的に「史跡の上の建てて良い建造物」の展開はできません。地方の教育委員会に、曖昧なまま文化庁はぶん投げるとしたのです。あることは「往時の姿を体感できる。」だけです。それが「史跡の本質的価値」だと観光の目玉が欲しい地方行政は言うのでしょうか。名古屋市は堂々と言っています。

2020年4月16日に発布された新たな「史跡の上の建てて良い建造物の基準」と違い、ここでは「再現を行うべきでない建造物の再現」があり、それはわかりやすくなっています。今ある模擬天守は壊さないが、これからの模擬天守は認められないと、一応は読めます。

しかし、*再現の検討に先立って、遺跡の影響について検証しておくこと*で良いのでしょうか。天守台の石垣に杭を打たないと、熊本城飯田丸五階櫓のように、地震によって石垣と共に復元建物は崩壊します。名古屋城米蔵は杭を打っていませんが、古図面だけに従い復元し、トレンチを掘る遺構調査をせず、埋蔵文化財を遺棄しました。このような具体的な注意書きは書いてありません。

それでいて、*レプリカ*だけど「**文化財に準じた**」と言い切っています。この「適切」という文言だけの内

容で、地方に＜史跡の上の建てて良い建造物の基準＞をぶん投げて大丈夫なのでしょうか。

私の「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」のまとめ

●復元・建造物 明治に政府の指示で壊した天守ならば、まず白黒写真は残っています。それだけで「復元」して良いものなののでしょうか。100%の「I：復元」はありえないとあります。私もそう思いますが、「復元」と「復元的整備」の境界は＜一部＞変更して復元、＜一部＞史資料が足りない再現が復元的整備とあるだけなのです。この＜一部＞の表現だけでは、これからの史跡の上に建てて良い建造物は、「II：復元的整備」に全てになってしまうのでないでしょうか。

●復元的整備・建造物とは、現状是認であり、どんな形でもこの基準に合致してしまいます。それでは「基準」と言いません。このような難解な文は、そもそも日本語としておかしいのです。この文面では「城跡保存活用計画」を定め、資料が無いから勝手に想定したと、その復元整備した形に対して、「言い訳」があれがよいのです。しかも、その「適切」な判断は「個別の事情がある」ので、それぞれ「適切」と判断してくれればよいので、文化庁は「手続き」として書くにとどめ、あとは地方の教育委員会に「適切」である事を任せる。と、いつもの「国の地方まかせ」の復元的整備基準なのです。

●再現を行うべきでない模擬天守は、「今までの果たした価値から鑑み、あえて壊すことはない。」と、委員の意見にあったのですが、ここ（取りまとめ）では、既存の模擬天守の扱いは不明確です。

●「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ」の公開されている活動。⑤

第6回2019年7月29日と第7回2020年1月27日で検討事項（2）鉄筋コンクリート造天守の老朽化対応があり（1）天守復元の在り方に及んだ。

The image shows a collage of documents from the 'Working Group on the Restoration of Historical Buildings in Historical Sites'. The documents are organized into several sections:

- Top Left:** A document titled '鉄筋コンクリート造天守の老朽化について' (Regarding the Aging of Reinforced Concrete Castles). It includes a date '令和元年7月29日' and a page number '第6回復元WG資料'.
- Top Center:** A document titled 'RC造天守が抱える課題' (Issues with RC Castles). It discusses '耐震対策・老朽化に伴う更新等の対応を検討する必要性' (Necessity of considering measures for seismic countermeasures and renovation due to aging).
- Top Right:** A document titled '第6回 史跡等における歴史的建造物の復元のあり方に関するワーキンググループ' (6th Meeting of the Working Group on the Restoration of Historical Buildings in Historical Sites). It includes a date '2019年7月29日' and a page number '第6回資料'.
- Middle Left:** A document titled 'SRC/RC造天守について' (Regarding SRC/RC Castles). It discusses '国指定史跡の近世城郭においては、14の天守がSRC/RC造で再建されている' (In the case of modern castles designated as national historical sites, 14 castles have been rebuilt using SRC/RC).
- Middle Center:** A document titled 'RC造天守が果たしている役割' (Role of RC Castles). It discusses 'SRC/RC造天守' and 'RC造天守が果たしている役割'.
- Middle Right:** A document titled '第7回 史跡等における歴史的建造物の復元のあり方に関するワーキンググループ' (7th Meeting of the Working Group on the Restoration of Historical Buildings in Historical Sites). It includes a date '2020年1月27日' and a page number '第7回資料'.
- Bottom Left:** A document titled 'SRC/RC造天守が果たしている役割' (Role of SRC/RC Castles). It discusses 'SRC/RC造天守' and 'RC造天守が果たしている役割'.
- Bottom Center:** A document titled 'SRC/RC造天守が果たしている役割' (Role of SRC/RC Castles). It discusses 'SRC/RC造天守' and 'RC造天守が果たしている役割'.
- Bottom Right:** A document titled 'SRC/RC造天守が果たしている役割' (Role of SRC/RC Castles). It discusses 'SRC/RC造天守' and 'RC造天守が果たしている役割'.

図 14

2019年8月「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」のあとに、役人が具体例をしめして（1）天守復元の在り方（2）鉄筋コンクリート造天守の老朽化の対応 に関する事項の検討がありました。2020年4月16日の新たな＜史跡の上に建てて良い建物基準＞では、木造天守、コンリート天守、模擬天守の単語がなく、大変分かりにくのですが、私はこれ読んで理解し、●はじめに を書きました。

「SRC造／RC造天守が果たしている役割」と図14の下段の三枚を先にご覧ください。現実にある姿を地方の教育委員会が作成した「〇〇城保存活用計画」を5か所抜き出して、示しています。模擬天守も含めて現状是認なのです。

SRC造／RC造天守であっても、外観復元され①現存天守等は、それ自体が史跡を体感するツールとなっている。その内部は、②博物館としていて、史跡・地域史の説明があり、郷土資料展示によって、史跡の理解に役立つものとなっている。とまとめ、一方、復元された木造天守等は、③史跡の往時の姿を体感することで史跡の価値の理解促進となっているとしています。

外観復元はコンクリート造も木造と同じですが、②博物館と③往時体感の内部が違います。これらはそれぞれ併記のままです。私は③往時の体感では「史跡」の持つ重層する価値を歪めることになるここに書き、委員の中からも意見としてあったのですが、役人のこのまとめにはありません。当然です、「文化行政」の役人ですから「文化」より安倍首相、萩生田大臣への「忖度」なのです。

ここには、それぞれの欠点を書いてありません。昭和30年代のコンクリート天守は重く、杭を打っています。杭は「遺跡破壊」とされ、文化庁はコンクリート造の外観復元を禁止としました。それで、木造復元を既存の石垣の上に載せるとしたのですが、熊本城飯田丸のように地震によって石垣と共に崩壊します。また、火事に対して、燃える木造で400年前の階段で作ると、観光客の命を奪う事になります。

「コンクリート造天守は長持ちさせられる。」と、委員の畑中さんが役人の資料に文句を言っていますが、木造天守は火事で燃えてしまい、生命・財産が脅かされ、冷暖房どころか換気もなく、健康に悪いという現代の法にあっていないことを意見として述べている委員はいません。(もしくは、あっても記録に書かれていません。)

委員の中に実務者を入れず大学の先生ばかりにしているのは、文化庁は<木造天守は火事で燃える>という欠点を詳しく暴かれたくなかったのでしょう。委員の議論に無かった防火対策が、文化庁の「1:復元」の新基準に以下が挿入されているので、役人に気づかなかったとは言わせません。

*** 防火対策については、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火ガイドライン」に基づいて対策を講じること。**

どこまでも委員の有識者を押し切る役人であり、それに付き合った委員でしたが、コンクリート造天守は違います。

「耐用年数50年」と、名古屋市の「耐震改修しても寿命40年」と、同じことを繰り返す役人の資料が提出されました。昭和8年竣工の名古屋市庁舎も鉄骨鉄筋コンクリートであるのですが、重要文化財となり、永久保存がタテマエとなります。どうして、役人が寿命40年と言えるのでしょうか。「耐用年数」は税金の用語であり、寿命を示すものでないのです。ロンドンなら100年、ニューヨークなら140年と資産としての原価償却年数をその地の習慣によって定めたものです。

姑息な役人は「耐震改修」「長寿命化」の単語を使わず、「更新等の対応」であり、「対応済み」と書くのです。

役人には「更新等」の方が分かりやすいのでしょうか。市民の心配「現在あるコンクリート天守がどうなるのか」に対して説明する気がなく、木造復元に持ち込みたい気持ちが明らかに見えます。

コンクリート造の小田原城と大阪城の改修例を示していますが、「木造の可能性を残す」とか、「延命」とか、胡散臭い単語が並んでいます。延命ではなく、マンションの如く**20年ごとに大規模修繕すべき、コンクリート造の普通の建物なのです**。大阪城のアルカリ化による長寿命化は特殊事例です。日本全国の土木構築物が50年を経たので国交省は対策規定を決めて全国で展開していますが、鉄筋を空気に触れさせない事が大原則です。

●**最後 7 回目 2019 年 1 月 28 日の議事要旨に話をすすめます。**

委員からの「RC造天守に市民が意識するのが何で、史跡の整備主体の狙いが何か。社会的な意義は何か。を何も文化庁は語っていない、RC造天守のあり方を考えよ。」とは、この集まった委員たちは、RC造天守のあり方、復元木造天守のあり方に、そもそも本来の天守のあり方になにも意見を言わなかったのでしょうか。

それでもって【意見交換】とは、なんとも片腹痛い役人による議事要旨です。具体的な委員の見識がそれぞれに示されたのだと私は信じています。

役人の「利活用」では、抽象過ぎて議論になりません。ただ、2020年4月17日の新基準をみるに、そこまでの事を委員に求めなかった文化庁なのでしょう。ですので、あの「**天守復元の在り方**」に全く触れない**新基準**になったのです。

役人は「歴史的建造物の定義に入っている」と言うのですが、読む方には、復元木造天守、既存コンクリート天守の単語が「共同」の新聞記事のようになくてはわかりません。国民をごまかす文化庁なのです。

●**復元検討ワーキンググループの目的をみなおしてみましよう。**

・2017年12月8日文化審議会「これからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について第一次答申」
V、その他推進すべき施策

3. 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携

文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの人の参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。

史跡における復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財（史跡）の積極的な活用に資するものである。例えば史跡に存在する鉄筋コンクリート造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含めた全国的な動向を把握したうえで、復元建物の在り方について積極的に検討することが必要

である。

・2018年9月の文化庁次長の復元検討ワーキンググループの設置について

2. 検討事項

- (1) 天守復元の在り方
- (2) 鉄筋コンクリート造天守の老朽化の対応
- (3) その他史跡等の保存・活用に資する歴史的建造物の復元の在り方

2019年8月「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」には、＜史跡に存在する鉄筋コンクリート造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含めた全国的な動向を把握＞なぞは、ありません。

＜復元建物の在り方について積極的に検討する＞については、6回目と7回目で既存のコンクリート天守の事例が役人から出されましたが、委員は＜RC造天守に市民が意識するのが何で、史跡の整備主体の狙いが何か。社会的な意義は何か。を何も文化庁は語っていない、RC造天守のあり方を文化庁は考えよ。＞ですので、ワーキンググループは、文化審議会の答申に答えていない事、文化庁次長の検討事項

- (1) 天守復元の在り方 を行なっていない事を表明しているのです。

(1) 天守復元の在り方を検討する。には、既存のRC造天守のあり方、復元木造天守のあり方に、そもそも本来の天守のあり方について、専門家からのそれぞれの論考・整理が必要です。来訪者や市民が意識する、面白い「往時の姿の実体験」だけでは、「史跡」は城テーマパークになってしまいます。

人集めをして文化財を支えてもらいたいという文化審議会の意向はわかりますが、レプリカのみが「史跡（文化財）の適切な魅力発信」では無いでしょう。このワーキンググループは「史跡（文化財）の適切な魅力発信」が何かを議論し整理することなく、従来の「復元」基準を緩和した「復元的整備」基準を策定しただけなのです。

地方の教育委員会が史跡を整備するにあたって、「史跡の価値」を高める手段として、天守復元に取り組む際に役立つように、文化庁は「復元」に「復元的整備」を追加して緩和策としただけでなく、復元と復元的整備の境界を具体例でもって示し、「史跡（文化財）の適切な魅力発信」が何かを語らないといけません。それがこのワーキンググループの目的であり、文化審議会文化財分科会の本来の仕事であると私は思いますが、行っていません。

文化庁のこのワーキンググループは、定められた目的を果たさず、「復元建物は史跡の本質的価値の構成要素」と断じ、「レプリカ復元木造天守は文化財に準じる。」と書いてしまいました。

文化審議会の宿題は「復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われ」ですので、天守復元の「適切」な在り方を議論し検討するのが、このワーキンググループの目的だったはずですが、一切していません。そして、文化審議会文化財分科会からの新たな＜史跡の上に建てて良い建造物基準＞にも「利活用」としかありません。

●復元検討ワーキンググループの作業①～⑤の私のまとめ

「史跡の本質的価値」を文化庁は何度もお題目として繰り返しています。その価値の評価軸を具体的に述べなくては「天守復元の在り方」について論考・検討などできはしません。

さらに「史跡（文化財）の魅力発信」に天守復元は貢献するのか。重層化した歴史を抱き、建造物は失せ、今は大地としてしか遺されていない「史跡」を文化財として保護するのが文化財保護法です。

史跡の上に「往時の姿を実物大で示す」レプリカ建設は史跡の価値を損なうものでないでしょうか。「復元」木造天守は、現代の法に合わず、大変危険な観光の目玉となる事をわかっていない、危険な文化庁役人たちなのです。

ワーキンググループ委員の議事要旨を読むと、端々で役人に注意喚起を繰り返していました。しかし、役人は無視して淡々と新基準の作文に励んでいます。従って、このワーキンググループの作業とは、出来の悪い役人のデッチアゲ仕事だと言い切れます。

世界遺産の事例をもとに「遺跡の上の復元は原則禁止」とここで役人が言ってしまっただけは、奈良の平城京復元から始まり、2004年、四国の大洲城天守復元において、建築基準法3条1項4号で「史跡の上のレプリカは文化財同等であり、法適用除外」と初めて法文の拡張解釈を行い、名古屋城本丸御殿まで続けたことが間違いとなります。

これは、いつも「私は悪くない」の役人には言えない事なのです。「文化行政」の文化庁であり、「文化」を語れない文化庁なのでした。

しかし、とにもかくにも、レプリカ・歴史的建造物は、今回の復元的整備の基準の追加によって、もはや歴史的建造物の名前にそぐわない建物となりました。「言い訳」さえあれば何でも史跡の上に建つのです。それが「文化」だと文化庁は宣言したのでした。

※付録 「名古屋昔話」 Facebook ノート記 20170227 高橋和生

Google で検索ください。全6巻の3巻が上位でヒットします。表示される私のノートのアドレスに至れば、残りの5巻も読めます。「名古屋昔話」は、内藤先生の1965年の著作を元に、名古屋城の整備には城跡だけでなく「都市史」の観点が必要だ。と、天守閣博物館の展示の為に書きました。

私は昭和50年、名古屋工業大学内藤昌研究室の末席で先生の「復元安土城」の研究を見ており、「復元」の難しさ、楽しさの一端を経験しています。私の研究は、内藤研究室の「城下町」であり、その後清水建設設計部に奉職するのですが、建築の設計では常に「敷地の歴史」「都市の歴史」を意識してきました。退職後に「壊すな！天守」の運動もあり、内藤先生の著作をまとめて読むのですが、イラストレーターが「江戸城は白かった。」と徳川美術館で「復元」を堂々と講演することに驚きました。文化庁の「Ⅱ：復元的整備」が、このイラストレーターたちの「復元」を力づけるものになるかと、大変心配しています。

第二章 河村市長を被告とした「天守木造化事業」司法闘争

1節 2018年3月末、名古屋市が基本設計終了とし竹中工務店に支払った設計料は不当

これは、名古屋城天守の有形文化財登録を求める市民の会が、

2018年9月21日名古屋市監査委員に対し、「名古屋城天守閣整備事業」について、その基本設計業務において違法性が疑われる事から、当該違法行為の是正と本件事業の停止を求める住民監査を請求し、

2018年11月9日監査委員4名の9回の審議の結果「判断が分かれたので、基本設計が未完成であることを前提にした主張には判断しない。」となり、

2018年12月17日に、名古屋市地方裁判所に上記監査請求に引き続く住民訴訟を提訴したものです。



図15 15人の原告には弁護士がついていません。

以下のように、設計料の支払いが不当ならば、基本設計は出来ていないことが証明されるので、その後に実施設計に続けた事、材木の調達も不当であり、天守木造化事業の停止を求めています。

1. 違法に支出された 基本設計代金 8億4693万3千円 の返還を求めます。
2. すでに木材代金を予算計上しており、事業が遅れると、その保管代金が年間1億円かかります。こうした被害拡大を予防する為に、事業の停止を求めます。

長いので声明文の冒頭のみを転載します。全文はコチラに。

https://peraichi.com/landing_pages/view/protect-nagoya-castle

声明

私たち「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」は現在名古屋市が性急にすすめる 名古屋城天守木造化計画にはいくつも疑問があり、同意することはできません。

1. そもそもどのような木造復元ができるのか、情報公開されておらず不明です。
2. 採算性について、試算データには明らかな齟齬があります。
3. 当初、2020年の東京オリンピックにおける観光の目玉。と期限を切って事業者の募集を行いました。現在その期限は2022年に伸び、オリンピックには間に合いません。(2020年3月、名古屋市は2028年に延ばすと言っています。) 現事業者との契約を維持する必要があるのでしょうか、またそれは公共事業に求められる公正な競争に叶わないのでしょうか。
4. 事業者の募集を行った名古屋市の業務要求水準では、バリアフリーを盛り込んでおりましたが、現在それは実現しないといわれております。業務要求水準書から方針が変わった理由や時期が不明で・・・

既に6回の公判(第7回公判は2020年6月23日(火)午後2時)が行われ、名古屋市は基本設計業務委託契約で竹中工務店に依頼した「基本設計図書」の一部が欠けていても、それは名古屋市が了解したのだから良いとの陳述が行われています。欠けた一部があるなら、全額の支払いは不当となるのです

が、一部でなく「全く出来ていない」と原告は主張しています。

以下は、竹中工務店が名古屋市に提出した提案書の中の工程表です。復元検討委員会に「基本計画」を提出し、OKとなってから「基本設計」に入るとあります。いまだ、文化庁は名古屋市の木造天守案を受け付けてもいません。名古屋市は契約の「2022年末木造天守竣工を、2028年に延ばす。」と2022年3月に宣言しましたが、文化庁との協議は全く闇の中であり、はたして市の木造天守案が実現できるかどうか、まったく市民にはわかりません。実現する姿を基本設計図書で市民に示すことができないまま、企画・構想段階をズルズルと行っており、材木購入を続け、既に50億円も使ってしまいました。

平成28年3月 竹中工務店の提案書より「設計工程表」

①市から委託された有識者復元検討委員会の承認を得て、文化庁復元検討委員会に基本計画を提出し、文化庁復元検討委員会から指摘を受けて「基本設計」に入る設計工程である。現在、実施設計中と名古屋市は言う。

②基本協定では、竹中工務店は名古屋市が文化庁から現状変更の許可を得る為の支援をするが、文化庁の許可を得るのは名古屋市が「義務」と明記された。市が「義務」を果たせないのでは木造天守はコンペ以前に戻る。

④ 施設計画概要 史実に忠実な木造復元に配慮した実現可能な計画
実現性のある許認可・契約スケジュールに則り、各協議事項を適切に推進することで史実に忠実な木造復元

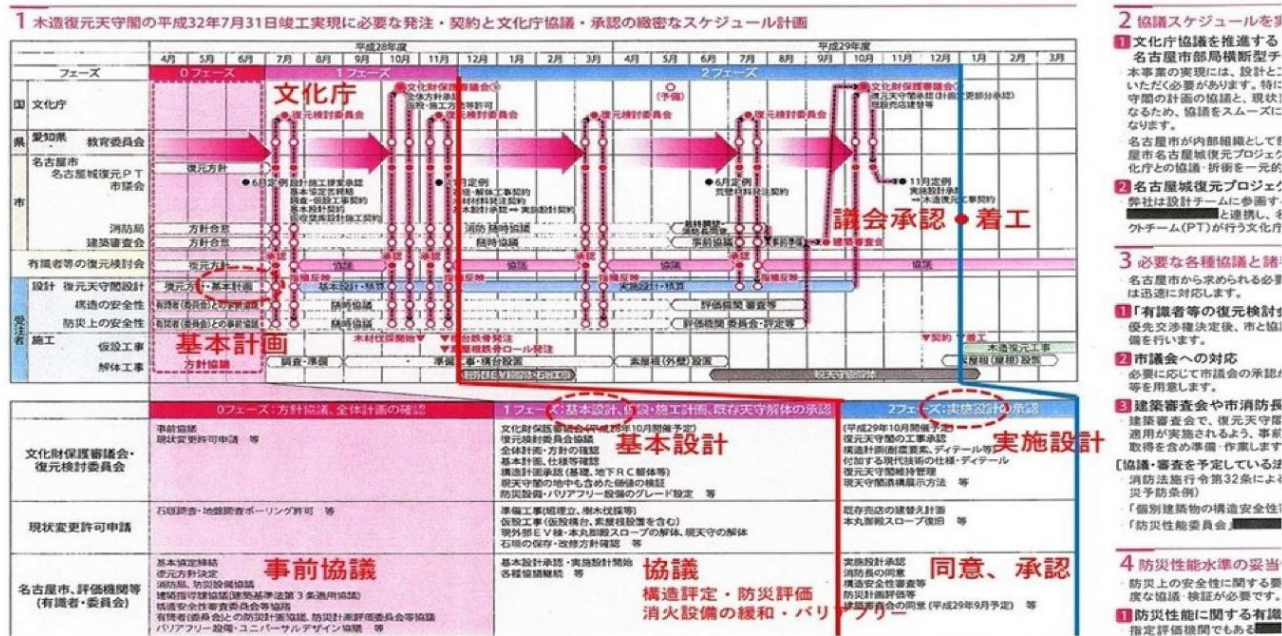


図 16

司法において、原告は、市民オンブズマンが公開請求して得た、3月30日に竹中工務店が名古屋市に提出した段ボール5箱分の資料から(1)天守閣基本設計業務300ページ(6)関係法令等行政手続き400ページを証拠として提出したのですが、そのほとんどが黒塗りで中身がわかりません。「基本設計図書はある。」と名古屋市は言いますが、それは黒塗りなのです。原告は図面内容を見なくても基本設計は完成していないと主張していますが、裁判官は「基本設計図書はない」とは断定せず、「市民に示せない理由」を名古屋市に求めています。

そこで、市民オンブズマンの「黒塗りを剥がせ」の訴訟がもう一つあります。固い文章ですが、そのまま転載します。

2 節名古屋市の文化庁との協議（2018年7月頃中心）の公開が全て黒塗りであるのは不当

2019年2月21日、名古屋市民オンブズマン（原告：新海聡弁護士）は、名古屋市（被告：河村たかし名古屋市長）を相手取り、名古屋城をめぐる文化庁訪問時の復命書等の情報非公開取消と開示の義務づけを求める訴訟を名古屋地裁に提訴しました。以下に抜粋しますが、読みにくければ「結語」だけでも。原告の思いがわかります。詳細はコチラに。 <https://ombuds.exblog.jp/i33/>

【行政文書非公開決定処分取消請求事件】

訴訟物の価額 金 9,600,000円 貼用印紙額 金 78,000円

●請求の趣旨

- 1 名古屋市長が原告に対して平成30年8月30日付けでおこなった行政文書一部公開決定（30観名保第90号）のうち、「復命書」の内容を非公開とする処分を取り消す。
- 2 名古屋市長は「平成30年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書」を公開せよ。
- 3 名古屋市長が平成30年9月11日付けで行った行政文書一部公開決定（30観名保台98号）のうち、「公開請求のあった文書の内容のうち、黒塗り部分を非公開とする」との処分を取り消す。
- 4 名古屋市長は別紙文書目録1記載の文書を公開せよ。
- 5 名古屋市長が原告に対して平成31年1月23日付けでおこなった行政文書一部公開決定（30観名保第167号）のうち、別紙文書目録2の（1）②、（2）④⑤⑥、（3）⑩⑫⑬の内容を非公開とする、とする処分を取り消す。
- 6 名古屋市長は別紙文書目録2の（1）②、（2）④⑤⑥、（3）⑩⑫⑬の各文書を公開せよ。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める。

●開示請求

- （1）開示請求1 原告は平成30年7月18日、名古屋市情報公開条例に基づき、被告名古屋市長に対して「平成30年6月13日名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書」について、情報公開請求を行った。
- （2）開示請求2 原告は平成30年7月30日、名古屋市情報公開条例に基づき、別紙文書目録1の各文書の情報公開請求を行った。
- （3）開示請求3 原告は平成30年12月10日、名古屋市情報公開条例に基づき、被告名古屋市長に対して別紙文書目録2記載の各文書の情報公開請求を行った。

●結語

建築費用だけで総額505億円にも上る名古屋城天守閣木造化について、許認可権を持つ文化庁と名古屋市との打合せの情報が市民に開示されることで、市の計画への賛成者、反対者両者にとって、市民の間で活発な議論がされる資料となることが予想される。これは、名古屋城天守閣木造化が市長にとって、名古屋市の政策の大きな目標となっており、市政の争点となっている点に鑑みれば、市政にとっても歓迎すべきことである。

一方、文化庁はすでに市民の間でも様々な意見のあることを前提として意思決定をしていくことは当然認識しているはずである。

また、石垣部会が名古屋城天守台石垣保全に関して意見を持っていることも広く知られている。かかる状況のもと、情報の開示によって、仮に市民の間での論争が生じたとしても、それは「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なう」ものでは到底ない。仮に本件各決定が、このような市民的議論の発生を危惧したものであれば、行政に不都合な情報を隠蔽して市民を籠絡しようとする企てでしかない。しかし民主主義国家において、かかるプロセスはおおよそ行政に携わる機関が目指すべき手法ではない。よって、請求の趣旨記載の判決を求め、本申立をした次第である。

5回公判2020年2月6日までに、いくつか名古屋市は公開しましたが、いまだに非公開の67カ所について、原告の名古屋市民オンブズマンの新海聡弁護士は以下を主張しました。

(1) 中間的な検討・意見交換の内容であり、「未確定の情報」であることは明らか。未確定な情報が確定したものと誤解される可能性すらない。

(2) 「仕事」なので、意見交換の内容が公開されても、文化庁職員が名古屋市長に意見を言えなくなる事、名古屋市長が文化庁職員に意見を言えなくなる理由はない。

次回の2020年5月20日の公判予定は、新型コロナの為に延期となり、今回は未定ですが、毎回傍聴していて笑ってしまうのは、裁判官が傍聴席の名古屋市役人と直にやりとりをすることです。



図 17

河村市長の代理人：北口弁護士は「私は、名古屋市の作成した資料を読むのでしかない。」と、裁判所内で公言してはばからないのです。原告の新海弁護士が「それでは、裁判官の心証を悪くする。」とたしなめるところなど、傍聴席は大爆笑でした。北口弁護士は、所属する愛知県弁護士会から「懲戒審査相当」の議決を受けており、同弁護士会の懲戒委員会は懲戒審査を始めています。

ジャーナリストの伊藤詩織さん(30)が元TBS記者の50代男性に乱暴され、精神的苦痛を負ったとして男性に1100万円の損害賠償を求めた訴訟をめぐり、乱暴したとされた男性の弁護士である北口弁護士は自身のブログで伊藤さんを侮辱したのです。伊藤さんが裁判に勝ち、乱暴した男性は「合意の上だ。」と上告をしたのですが、北口弁護士は外されました。乱暴したとされた男性も「裁判官の心証を悪くする。」弁護士には頼みたくないでしょう。

名古屋市の松雄局長は「2022年竣工を延ばすに、弁護士から5年くらいなら良いとの返事があった。」言っていましたが、2020年を2022年に延ばすのに、名古屋市は3人の弁護士に聞き、その名前も明らかにされていたのですが、今度は名無しの弁護士です。北口弁護士に聞いたのでしょうか？全く、弁護士の社会的な地位を下げる北口弁護士ですが、河村市長、女性に乱暴されたと訴えられる男性には心強い味方なのではないでしょうか？いや、違うでしょう。「裁判官の心証を悪くする。」弁護士ですから。

原告、被告の言い分は、既に表になっており、裁判所の判決は近いと思います。

第3章 国の機関の「天守木造化事業」への対応


1節 安倍首相、内閣官房

名古屋市民は、2015年6月から、名古屋市独自の「天守木造化事業」だと思っけていまいしょうが、これは、2016年4月の安倍首相の「観光立国」宣言によって政府に後押しされているのです。

●文化保護法が、2018年6月に改訂された。
「文化財を観光に生かせ。その為の組織は、従来の教育委員会を外し、首長直轄とせよ。」
名古屋市長・河村たかし
ナゴヤ魅力向上室
観光文化交流局(110人)
(愛知県は振興部観光局27人)

●文化庁復元検討委員会
史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱いに関する専門委員会
内規で基準を定め、地方都市が、地方の金で行う復元案に対して、「史跡の破壊のない木造」での史実に忠実な復元を審査してきた。
木造復元の為として組織されたので、木造天守の推進なのだが、「安全」の為の工学的知識も、責任も持たないので、名古屋城木造6階建て展望台となると、無言となる。

「観光立国」宣言 2016年4月2日



「人口減少の日本のGDPを押し上げる観光をと、安倍内閣は、「地方創生」の切り札、GDP600兆円達成への柱と位置づけた。
目標として、訪日外国人旅行者の大幅増加に加え、外国人旅行消費額を2020年4000万人で8兆円、2030年6000万人で15兆円とし、現在4割に満たない地方部への宿泊比率を50%以上に高めることなどを掲げた。野心的で非常に高い目標だが、政策を総動員することで実現可能。」なのだそうです。
しかし、予算は国交省で、2年、全国で20億円ではない。「民泊」制度など予算を使わない方法を模索。

文化庁は組織替えされ京都に。




図18

安倍内閣は、デービッド・アトキンソンの著書「観光立国論」2015年6月東洋経済新聞社刊をパクっただけです。インバウンドで地方創生だと、2030年には外国人観光客を6000万人呼び込み、GDP15兆円と石破地方創生大臣の元でもくろんだのした。中国人が銀座を覆うまく行ったか！でしたが、新型コロナウイルスが、破壊してしまいました。

同時に、地方創生の為霞が関の官庁を地方に移すというのもありましたが、実施されたのは、文化庁の京都移転だけでした。

●2017年12月27日に、内閣官房は「文化経済戦略」と名をつけ、檄文を書いています。

文化経済戦略

平成29年12月27日

内閣官房
文化庁

目次

I 基本認識	(P) 1
II 戦略策定の背景	2
III 国家戦略の策定・実行	4
IV 文化経済戦略が目指す将来像	5
V 基本となる「6つの視点」	7
VI 推進すべき「6つの重点戦略」	14
VII 戦略の推進と不測の見直し	34

図19

「文化財の保護を図りつつ、公開・活用を図る。」であり、「史跡の上にレプリカ建設をして、観光客を集める。」とまでは書いていませんが、文化財保護法を変えるとあります。

このころ、大臣の発言「学芸員は働いていない。」が新聞紙上をにぎわし、

● 2018年6月には、文化財保護法が変わりました。

「文化財」は地方の教育委員会で見ていたのですが、「史跡の管轄を首長の直轄組織にすることにより、文化財（史跡および史跡内の建物）を観光に生かせ」とされ、その権限を国から地方に移し替えるというものでした。

名古屋市は、安倍首相の「観光立国」宣言と同時に、2016年4月、観光と文化を足して観光文化交流局を110人で作り、名古屋城総合事務所を、市民経済局からコチラに移しました。「天守木造化事業」はナゴヤ魅力向上室が担うとされていまして、まさに、国の先を行っていました。

ナゴヤ魅力向上室とは、民間のイベント屋をヘッドハンティングして室長に据え名古屋市自ら「名古屋は日本一訪れたくない町」キャンペーンを張り、それではいけないと「毎日祭りだ。木造天守は人を呼ぶ。名古屋に賑わいを作る。」と、マッチポンプを行った市長肝いりの室です。

ここで、文化庁の「史跡の上に建てて良い建造物」＝歴史的建造物 が、いつの間にか文化財のように扱われ、河村市長は「木造天守はホンモノだ。面白い。ぎょうさん人が来る。」と、安倍首相の「観光立国」宣言に乗ったのでした。

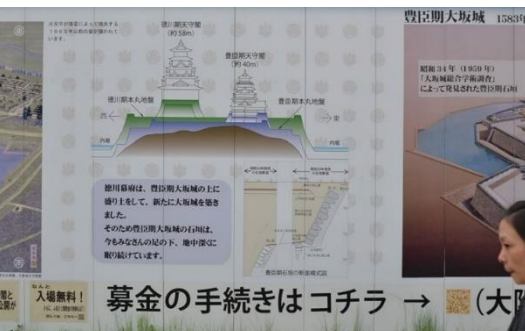
2019年6月2日、G20大坂サミット夕食会冒頭の挨拶で安倍首相は「明治維新の混乱で大阪城の大半は焼失したが、天守閣は約90年前に16世紀のものが史実に忠実に復元されました。しかし、一つだけ、大きなミスが犯してしまいました。エレベーターまでつけてしまいました。」と発言して、世界の笑いものとなりました。オリンピック、パラリンピックを行おうとする国の首相が、バリアフリーの考えを持っていないことが世界に知れわたりました。喜んだのは名古屋市長だけでしょう。



図 20 大阪城と首相

大阪城天守閣博物館は、1931年に船場の旦那衆が「太閤さんの大阪だ。太閤さんの天守を作ろう」と、徳川秀忠の天守台の上に名古屋城天守と屏風絵をもとに、鉄骨鉄筋コンクリートで作られたものです。当初から2台のエレベーターがあり、1997年の耐震改修にあわせて、バリアフリーの為に最上階まで伸ばされたのでした。明治維新の混乱でなく、空襲でコンクリート造の天守を残し、燃えたのです。

何時も原稿を読むだけの首相には、スピーチライターがおり、彼は灘高→東大なのですが、大阪人ならだれでも知っている天守閣の「史実」を知らないのでした。秀吉の大坂城の史資料・図面は中井家の一階平面図兼配置図しかないのですが、それによって秀吉の天守台は発掘もされ位置は特定されていますので、復元天守というより、そこにはなかった模擬天守に近い姿なのですが、それを「16世紀のものが史実に忠実に復元されました。」と言ってしまふ安倍首相なのです。世の木造天守の復元を求める城マニアと変



わりないことに、私は愕然としました。

いや、城マニアなら秀吉の城は徹底的に破壊され、10mの盛り土をした上に徳川の城が作られたことは知っていました。現地では大きな絵があり、発掘の募金を求めています。この安倍首相の進める「観光立国」に「文化」などあるわけ無く、なるほど、文化庁は「文化行政」であり「文化」を語

図 21 大阪威の工事看板

れないはずですが。まったく、日本の「文化」は、低レベルなのだと改めて思い知らされた事件でした。

次は、その安倍首相の子分だと、自他とも認める萩生田文科省大臣です。

2節 萩生田文科省大臣

第一章 文化庁の史跡の上に建てて良い建造物の基準 1節「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の新旧比較 のところで、大臣のスタンドプレーにより「I：復元」の新基準は旧基準のままなのですが、唯一違う所は、留意事項に、

*** 防火対策については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火ガイドライン」に基づいて対策を講じること。**

が、挿入されているところであり、「これは間違っている。」と、私はスプリンクラーの説明を中心にしましたが、別な表現で繰り返します。

文化庁は建築基準法・消防法を無視して、文化庁の認めた「復元」は<国宝、重文と同等だから、防火対策も国宝、重文と同じでよい。>とした首謀者は、萩生田大臣なのでした。観光に使うレプリカですので、現代の法に合わせ、国民の命、健康、財産を守るのが当然ですが、河村市長の「木造天守は、ホンモノだ。」と、同じオツムなのでした。

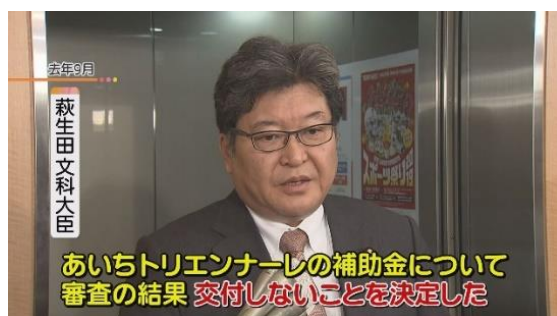


図 22

河村市長の発言「愛知県トリエンナーレに、名古屋市は事前に決められていた金を支払いたくない。まずは、国の意向を確かめて。」に呼応して、文化庁長官に「文化庁は、愛知県トリエンナーレに、事前に決められていた給付・補助金を支払わない。」と言わせた大臣です。

もとより文化庁役人の付度による愚挙であり、芸術を愛する国民、大村知事の抗議により文化庁は払うことになりました。

萩生田大臣と河村市長の関係を私はよくは知りませんが、権力を持つと、専門家に自ら問う姿勢はなく、身近にいる者の自身に心地よい言葉しか耳に入らないのは、安倍首相、河村市長と同じです。

萩生田大臣は、2019年12月3日に「首里城の火災で焼失した建物は復元されたもので、国宝や重要文化財に指定されておらず、文化庁の「防火対策ガイドライン」の対象になっていない。復元建造物は、文化財の保存や活用にとって、重要な施設と考えており、しっかり防火対策を講じていきたい」と新聞記者に向かって発言し、記事になりました。

国宝・重要文化財の「防火対策ガイドライン」が、建築基準法、消防法の規定より厳しいものだと、萩生田大臣だけでなく、新聞記者も思っている事に私は驚きました。

文化庁の「防火対策ガイドライン」は、国交省、消防庁が作ったものです。国宝・重要文化財（建造物）の多くが古くからの木造であり、現代の法に合わせる事ができないので、建築基準法、消防法ともに「文化財として残す。」事を重点に置き、法の適用除外としているのですが、建物特性、立地特性に応じて今まで行ってきた防火対策をチェックシートにまとめ、それを各地の地方自治体に配り、当該建物の防火対策の見直しをして欲しいというものです。

●防災ガイドラインの2ページにある「対応策の考え方」

2. 本ガイドラインの主な項目

1) 建造物固有特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
◆主たる構造が木造		
内部火災の拡大	・日常的な火気管理、出火防止策 ・火災の早期発見 ・初期消火対策	・各種点検の実施 ・自動火災報知設備の設置、見直し、受信機の設置場所の見直し ・消火器具、屋内消火栓設備の設置、見直し
地震等の避難時の電気火災	・電気火災防止対策	・感震ブレーカー等、避難時の安全確認項目の策定
放火	・警戒の徹底、可燃物等の整理	・定期的な監視・監視、可燃物等の整理・管理
◆建物内部の特殊性（収げ等の大空間等）		
急激な火災の拡大	・拡大防止策	・スプリンクラー設備等、界壁・防火区画の設置、見直し
◆建物外側の特殊性（屋根、外壁等の材料）		
近隣火災からの延焼	・延焼防止対策	・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
拡大	・火災の早期発見	・赤外線センサー、炎感知器の設置、見直し

2) 敷地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
◆建物の周囲に消火活動ができる空地が少ない		
消火活動の遅れ	・消火活動の場所の確保	・関係者で敷地内の場所・設備確認

3) 立地特性

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
◆密集市街地にある		
大規模市街地火災の可能性	・敷地周囲の空地の整備、不燃化 ・面的防災力の強化 ・延焼防止策	・市区町村の都市整備部局等との協議 ・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施
◆伝統的建造物群保存地区等にある		
市街地火災の可能性	・面的防災力の強化 ・延焼防止策	・自主防災組織等と課題等の共有、防災訓練の実施 ・放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し
◆周囲が樹木等の自然に囲まれる		
山林火災からの延焼の可能性	・山林火災対策 ・落雷対策	・雑草や枯草の除去、放水銃、ドレンチャー、屋外消火栓設備の設置、見直し ・避雷設備の整備

4) 活用・管理の実態

火災リスク等	基本的な考え方・点検項目	対応策
◆常時管理者の不在		
初期消火体制の脆弱性	・火災の早期発見 ・初期消火対策 ・防犯対策等の出火防止対策	・早期に火災が検知できる体制等の検討 ・易操作性の消火栓設備への更新、ホースの口径の変更 ・人感センサー等の整備、監視カメラの設置、見直し

最後に 今回の調査において、防火設備に機能不全や機能停止がみられる場合は、具体的な対応策として速やかに整備計画を策定

図 23

「原因不明」とされるのは、保険・賠償金の多さと比較して、確証が持てないからなのです。

首里城は、観光に使うレプリカですので、現代の法に合わせ、国民の命、健康、財産を守るのが当然ですし、その通り消火設備は備わっていました。ネットによると首里城の火災は以下ですが、新聞記者は調べないのか、それとも大臣への忖度の記事なのでしょう。

2019年（令和元年）10月31日未明 木造3階建ての正殿と、コンクリート造であり外観木造装飾の南殿、北殿が全焼し、計7棟の建物、延べ4800㎡が燃えた。

正殿1階において、あくる日のイベントの準備で繋がれた延長コードが劣化しており、そこからの漏電が有力な出火原因だと推定されるが、原因不明とされた。

感知器は作動したが、消防隊が10分後に到着しても、既にフラッシュオーバーしており、消火活動をお

●スプリンクラーを吹き抜け対策とするなら、「命を守る」防火区画とセットにしないとけません。消火設備は「燃えたらもったいない」の為にあるものではありません。

●スプリンクラー、屋内消火栓は初期消火設備であり、フラッシュオーバー後には効きません。非常電源も水タンクも有限です。

●文化財同等の木造復元としたなら、イベントを内部で行ってはいけません。首里城はイベントの為に燃えたのです。文化財なら火元を持ち込むは厳禁です。

ノートルダム寺院も法隆寺金堂も、スプリンクラーを設置すれば火事にならないということはありません。木造建物は火事に燃えあがったら、消すのは難しいのです。二つに共通する火災原因は、普段使う蝋燭でなく、エレベーター工事と壁画模写の仮設電気からでした。人の信仰で守られてきたのですが、現代技術のゆるみが火事を起こしました。

首里城も漏電が火災原因なのでしょう。「原因不明

こなつたが、周りに延焼し、正殿は一時間後に崩壊した。

初期消火の為のドレンチャーは機能し、放水銃も4基あったが、設置されていた消防用タンクの用水約79トンは10数分余りで払底した。



2019年(令和元年)10月31日未明 木造3階建ての正殿と、コンクリート造であり外観木造装飾の南殿、北殿が全焼し、計7棟の建物、延べ4800㎡が燃えた。

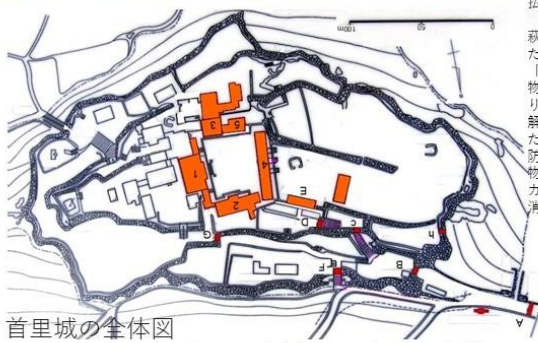
正殿1階において、あくる日のイベントの準備で繋がれた延長コードが劣化しており、そこからの漏電が有力な出火原因だと推定されるが、原因不明とされた。

感知器は作動したが、消防隊が10分後に到着しても、既にフラッシュオーバーしており、消火活動をおこなったが、周りに延焼し、正殿は一時間後に崩壊した。初期消火の為のドレンチャーは機能し、放水銃も4基あったが、設置されていた消防用タンクの用水約79トンは10数分余りで払底した。



首里城、焼失!

- 「復元」歴史的建造物が、「本物の文化財と同等である」との誤解を国民に与える発言であった。河村名古屋市長と同じ狂っている萩生田大臣なのだ。
- 国宝、重要文化財にスプリンクラーをつけようという「防火対策ガイドライン」はない。スプリンクラーを吹き掛け対策とするなら、「命を守る」防火区画とセットにしないといけない。消火設備は「燃えたらもったいない」の高にあるものではない。
- スプリンクラーは初期消火設備であり、フラッシュオーバー後には効かない。非常電源も水タンクも有限である。
- 文化財同等の木造復元としたなら、イベントを内部で行ってはいけない。文化財に火元を持ち込むは厳禁である。



首里城の全体図

1-正殿 2-北殿 3-南殿 4-奉神門 5-番所 A-守礼門
B-歓会門 C-瑞泉門 D-漏刻門 E-広福門 F-久慶門
G-右掖門 H-木曳門

図 24

萩生田文科大臣は「首里城の火災で焼失した建物は復元されたもので、国宝や重要文化財に指定されておらず、文化庁の「防火対策ガイドライン」の対象になっていない。復元建造物は、文化財の保存や活用にとって、重要な施設と考えており、しっかり防火対策を講じていきたい」と述べ、国民の誤解「スプリンクラーさえあれば燃えなかつたらうに、もったいない」に乗り、「復元においては、国宝、重要文化財の防火対策ガイドラインに基づき対策をせよ」とく歴史的建造物の基準に書き加える愚を行った。「復元的整備」レプリカなのだから、容易にスプリンクラー設置も可能だったが、消防法に照らし要らないとしていただけの事であったのだ。

史跡における復元的整備(外観は復元し、内部を現代的な料活用としている事例)

番号	史跡等の名称	所在地	整備建物	具体的内容	建築年	事業者	備考
1	新橋停車場跡	東京都港区	駅舎	＜歴史的建造物の基準＞ 日本橋区 道徳館の敷地及び敷居店跡			その他、 外観復元
2	高山陣屋跡	岐阜県高山市	陣屋建物	内部コ ナ シ ト の「復元的整備」 として			
3	山中城跡	静岡県三島市	兵糧庫等	戦国時代の建物を模した木造倉庫			2011年三島市 建設局が作成した 観光用だ。
4	名古屋城跡	愛知県名古屋市中区	西之丸米蔵				
14	首里城跡	沖縄県那覇市	南殿・北殿 黄金御殿・客演	R/C造(外観木造)、資料展示・ガイダンス、売店 R/C造(外観木造)、展示・イベント用多目的室	1992	沖縄総合事務局	

(参考) R/C造天守(若松城跡その他)等も、R/C造による外観整備、内部は展示等施設として利用されている。

2019年12月3日萩生田大臣発言を元に、名古屋市と竹中工務店は、復元・名古屋城木造天守は＜国宝姫路城天守と同様に、スプリンクラー、屋内消火栓をつけたから、安全だ。＞と、2019年12月の市民説明会で答えています。天守木造化を望む人たちは、今回の新基準によって、名古屋城木造天守の実現が近づいたと思っています。

しかし、今回、復元的整備・歴史的建造物の基準が新たに定められたのです。レプリカ名古屋城木造天守(案)は＜史跡の上に建てられる＞ために復元・歴史的建造物＝木造として、かつ観光で儲けようという大変危険な木造6層展望台・博物館なのですが、この4月17日から、木造でなく耐火構造にして避難設備を設け、建築基準法・消防法に適合させても＜史跡の上に建てられる建造物＞となったのです。人の命を脅かす＜史実に忠実 authenticity な復元＞など、もはや要りません。

文化庁は、河村市長が言う「文化庁が言っとる、史跡の上の復元は木造天守でないダメだ。」というハシゴをはずしたのです。

文化庁は「人の命」に責任も持たず、権限もないので、文化審議会文化財分科会の内規「歴史的建造物の基準」など、建築基準法・消防法の前には、何も効力もないと知っていて、忖度の役人らしく、大臣の言うとおりに「国宝・重要文化財の防火対策ガイドラインに基づき対策を講じよ。」と書いただけなのです。

「スプリンクラーさえあれば燃えなかつたらうに、もったいない。」の国民の誤った思い入れに乗った萩生田文科省大臣は、アベノマスクを配り、それが国民にウケると思った安倍首相と同根であり、アベノ

マスクと同様に彼も消えましょう。でないと、日本は滅びます。

名古屋城木造天守も首里城のように火事で燃えます。京都アニメーションのようなことになれば、スプリングラーなど役立つことなく、中にいる観光客2000人の命が危ないのです。狂った名古屋市であり、竹中工務店なのです。

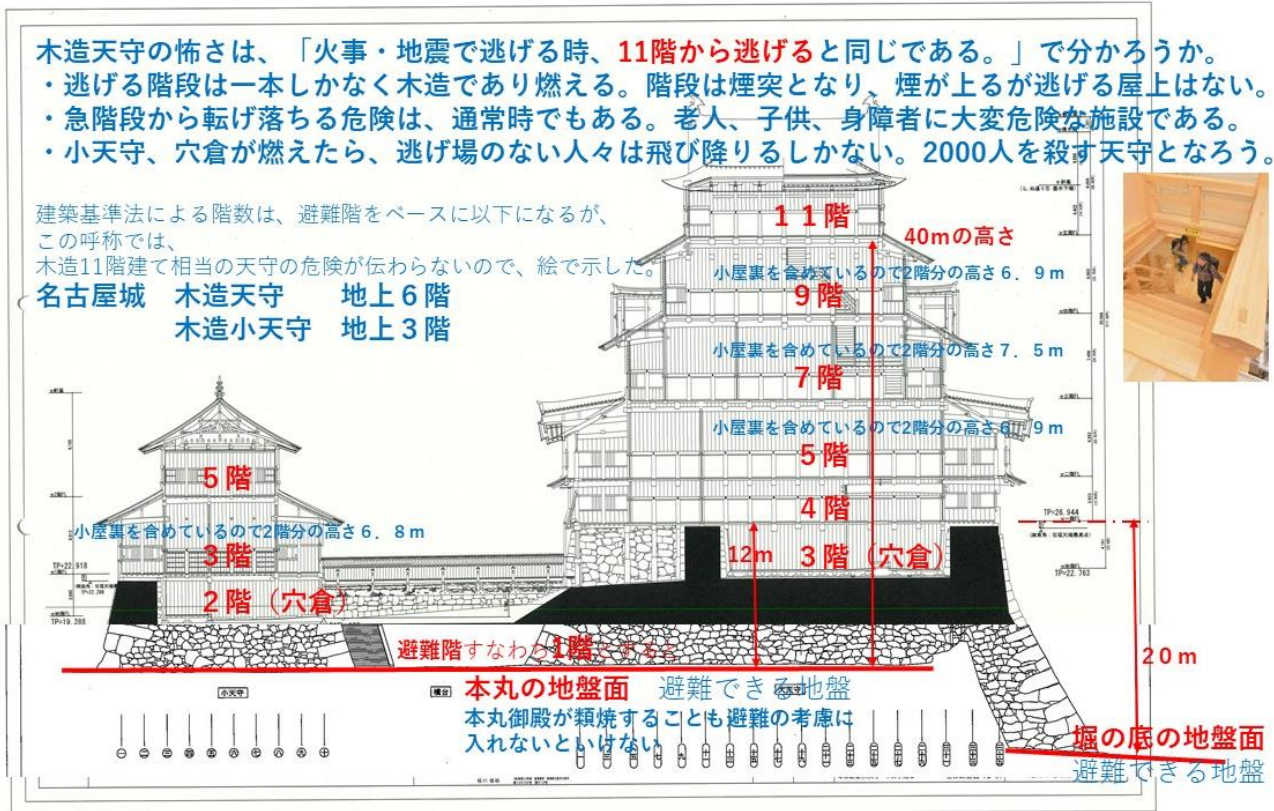


図 25

3節 国交省

国交省中部整備局は、名古屋市の相談に乗り、2015年6月に国交省から出たばかりの「技術提案・交渉方式」と名付けられた公共事業入札の新たな運用ガイドライン用いて、ゼネコンの設計・施工一式により天守木造化事業を一気呵成に行えるとしました。

相談に応じた方は、定年で辞められています。土木の方でしたので、建築におけるゼネコンの設計・施工一式がどんなものか、木造天守は危険な違法建築であることも良くご存じなかったのでしょうか。文化庁長官・青柳正規の「名古屋城天守は、木造によるできうる限りの史実に忠実な復元をすべき」があれば、建築基準法3条1項4号により「国宝、重要文化財に準じているホンモノなので、法の適用除外となる。」ので、すなわち建築基準法に合致している。と、法を解釈し運用する特定行政庁・名古屋市に言われ、なんら不思議に思われなかったのでしょうか。

「法適用除外」によって、レプリカ天守に登る観光客の命が危いことは、建築基準法、消防法、バリアフリー法を知らないのですから「大変難しいであろうが、ゼネコンの技術によって、法同等以上の安全が確保できる。」「2020年オリンピックに間に合わせるには、設計図書を作成してからの工事入札では、時

間がない。」と、まさに、国立競技場で導入された「技術提案・交渉方式」の与件①難しい技術②短期間での竣工、にピッタリだと思われたのでしょうか。無知な国交省役人でした。

公共事業入札の新たな運用ガイドラインの前に、少し遡ってみます。

●公共工事一般入札の設計の工程表



図 26

●公共工事は、行政が設計図書をまとめ、工事業者は入札による適正価格によって決めるのが大原則です。

左図は、2017年7月に国交省入札制度企画指導室による「地方公共団体における建築事業の円滑な実施に向けた手引き」に所収されている公共建築事業の発注までのフローです。

国交省は50年前から、事業段階を、企画、基本設計、実施設計、積算と区分していました。文化庁は木造天守をいまだ認めていないのですから、名古屋市の天守木造化事業は、今も「企画」段階です。

「基本設計」とは、設計条件を整理（客の要望、敷地条件）し、関係官庁と打ち合わせをして設計建物の法適合の確認を取り、設計方針にのっとり「基本設計図書」と「概算見積もり書」によって客の了解を得て、基本設計に基づき造るための「実施設計」に進むと、国交省は告示15号によって定義しています。

このフロー図は、入札した結果の工事金が、当初予算をオーバーすることが多いので、実施設計図書での見積もりで入札工事金の予定価格を決めるのですが、企画段階から、3回の概算見積もりをこなさいという手引きです。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日法律第18号)

(基本理念)

- 第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基礎となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事より条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等開示行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、債権に従って請求しこれを実行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(技術提案の改善)

- 第13条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。
- 2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

図 27 品確法

●品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）2005年3月31日

品質は、受注者の技術能力に負うところが大きく、入札参加者に「技術提案」を求め、受け入れ、さらに改善せよとこの法にあり、これが「技術提案・交渉方式」に繋がりました。

日本では1999年に、公共施設や設備の設計、施工、維持管理、運営などに民間の資金やノウハウを活用することで、より効率的な公共サービスの提供を実現することを目的とした「PFI法」が施行され、それまでの公共工事では、設計と施工は分離されるのが原則でしたが、PFIでは、ゼネコンの設計・施工一式が行われることが多くなり、品質確保についてゼネコン任せとならないように、品確法にもとづくガイドラインが出ました。

内容をみてみましょう。民間業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用され、価格と品質において総合的に優れた案を選べるように、競争の公正性、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保せ

よとあります。「安かろう、悪かろう」ではダメだし、それにはなりより競争の透明性が重要とあります。行政は、民間業者の技術提案について改善を求めることが出来る。その改善に係る過程については、その概要を公表しなければならない。ともあります。

行政と業者は、請負契約の当事者として、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するとは、契約の原則であり当たり前のことですが、発注者は行政であり強く、請負業者が弱いのが常です。ので、わざわざ明記されています。

これを、名古屋城木造天守のあてはめてみます。2015年12月の名古屋市からの公募①2020年オリンピックまでに木造天守竣工②天守を急ぐので、石垣補修はその後③バリアフリー、法同等の安全の確保などは、全文公開されていますし、2016年3月の竹中工務店の公募に対する技術提案も一部黒塗りで公開されています。竣工日を2022年12月と変えての2017年5月の基本協定（請負契約）基本設計業務委託契約書、2018年4月の実施設計業務委託契約書も公開されています。

しかし、2018年2月末、市長・河村たかしは「ホンモノでなければ作らん方がええ」と、文化庁の基準に合わせて「史実に忠実 **authenticity** な復元」とするとし、身障者エレベーター、防火区画、耐火ガラスのトンネル、鉄骨の避難階段、排煙機など、目につく竹中工務店の「法同等の安全策」をすべてやめさせ（河村市長の2月末記者会見による）、「基本設計」は3月末に終わったとして「実施設計」に進み、2018年7月に文化庁・復元検討委員会に「基本計画」を持ち込んだのでした。これら3月末の「基本設計説明書」7月の「基本計画」を公開請求し得たのですが、まっ黒に塗られており、③バリアフリー、法同等の安全の確保の実際のところはわかりません。ですので、法で定めた透明性はありません。

①2022年末の木造天守竣工は、2018年10月の文化審議会において名古屋市の木造天守（案）は机上に無く、もはやあり得ないとなったのですが、竹中工務店は材木を買い続けています。2019年度にも9億5千万円を買っています。②天守を急ぐので、石垣補修はその後と公募されたのですが、名古屋市石垣部会からの「史跡の本質的価値は、木造天守より石垣である」と天守木造化事業に反対され、市は先に石垣保全を考えると名古屋市は「2028年竣工」と宣言しました。

以上、公募条件の①②③の全てが反古になったのですが、竹中工務店は竣工2022年末の請負契約のまま、2020年5月終了予定だった「実施設計」を2021年3月に延ばしました。金額は11億5千万円です。まさに、竹中工務店は弱く、名古屋市の言いなりになっている状態です。

この無法状態に対して、名古屋市の相談に乗った国交省中部整備局は何も言いません。契約は当事者間の事であり、どちらかが相手を訴えないと内容は見えません。議会は選挙に強い河村市長が怖く黙っています。竹中工務店と競争した安藤・ハザマなら、品確法、建設業法、建築士法にのっとり愛知県に訴えもできましようが、もはや木造天守はできないので訴える価値はありません。

市民は「税金の無駄使いだ！」でしか名古屋市を訴える事ができず、＜第二章 河村市長を被告とし 1節 2018年3月末、名古屋市が基本設計終了とし竹中工務店に支払った設計料は不当＞を行っています。

●国は平成27年に「技術提案・交渉方式」、民間で行われているいわゆる「ゼネコンの設計施工請負契約」のガイドラインを定めた。名古屋市は天守木造化事業において、下段の「設計交渉・施工タイプ」を採用した。入札による適正価格がつかめない欠点があるが、スピードを求める工事、難工事において、ゼネコンの総合力を期待したい案件に使い、とある。

3. 契約タイプの分類



◆ 施工者の設計への関与の度合い、工事価格決定のタイミング(設計前、設計後)で3つの契約タイプに分類。

	契約形態	留意事項
設計施工一括タイプ		<ul style="list-style-type: none"> 比較的短い期間で設計と施工を一括で契約するための交渉能力が発注者側に必要となる。 公示段階で仕様の前提となる条件が明示される必要がある。
技術協力型タイプ		<ul style="list-style-type: none"> 発注者による設計への関与の度合いがより大きくなり、設計者と施工者間の調整能力が発注者側に必要となる。 施工者自らでなければ設計できないような高度な独自技術に係る設計が必要となる場合は、適用できない。
設計交渉型タイプ		<ul style="list-style-type: none"> 施工者が実施する設計に対し、的確な判断や指示を行う能力が発注者側に必要となる。 必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

図 28 国交省のHPから

間違っていないのは、設計行為がないのではなく、ゼネコンがきちんと設計をし、施主の了解を得て施工に入ります。この公共工事の「技術提案・交渉方式」は、工事金額が大きく複雑で短工期な建築となると、個人の「建築家」より、大会社のゼネコンに一式で依頼し、責任を持ってもらった方が良いとの考えから生まれました。

表では3種類あります。1段目が、民間では普通のゼネコン設計・施工一式です。行政は価格交渉がメインであり、ゼネコンにお任せです。2段目は、設計者がおり、施工者に技術協力を依頼するものです。行政は1段目より設計に関わるのですが、施工者自らでないと設計できないような高度な独自技術にかかわる設計が必要な場合は適さないと注意書きされています。

3段目が、名古屋市が名古屋城木造天守で採用したものです。ゼネコンに設計・施工一式で依頼する、ゼネコンの競争入札をします。技術提案と価格で「優先権者」を決めます。優先権者が設計をし、見積もりをし、提案に対する品質と価格の交渉を行政が行い、設計図書と見積もりが確定したら、議会承認を得て優先権者と施工の契約をします。施工の契約者は「優先権者」しかありません。何でもお任せでなく、一度設計で区切りをつけるのですが、ゼネコンの設計・施工一式であるのには変わりません。名古屋城木造天守の場合は、違法建築ですので、関係官庁の了解を取れた基本設計段階でも、一旦区切りをつけるとして、設計を「基本設計業務委託契約」と「実施設計業務委託契約」にさらに分けました。

2018年3月末に「基本設計」が終了したと名古屋市は、8億4千万円余の全額を竹中工務店に支払ったのですが、基本設計は出来ていないから **23 ページ 第2章1節 2018年3月末、名古屋市が基本設計終了とし竹中工務店に支払った設計料は不当** と市民は、被告・河村たかし名古屋市長に訴訟を起こしています。名古屋市は「基本設計図書」も「概算見積もり書」も公開していません。

●「技術提案・交渉方式」と名付けられた公共事業入札の新たな運用ガイドライン。2015年6月

「技術提案・交渉方式」とは、聞きなれない言葉ですが、民間で行われているゼネコンによる設計・施工一式の事であり、民間では珍しい事ではありません。

設計・施工一式は、海外ではプラント建設にはありますが、建築ではありません。建築の設計者は「建築家」と呼ばれ、弁護士、医師と同じように社会的な地位が確立しており、施工業者に対して第三者性を保持することが仕事の生命線です。素人の施主に替って、「安かろう、悪かろう。」にならないように施工業者を見張ります。

一方、日本では「大工さんに頼む」という伝統があり、建築の完成品を、設計も含めてゼネコンに請負ってもらう設計・施工一式の形があります。

●国交省の名古屋城木造天守への対応 「歴史的建築物と建築基準法について」 2017年3月25日

歴史的建築物と建築基準法について

平成29年3月25日

国土交通省 住宅局 建築指導課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建築基準法（昭和25年法律第201号）の目的

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築基準法における技術基準の基本的な考え方）

- ・国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。
- ・**国宝や重要文化財等を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用されている。**
- ・建築する建築物が建築基準法に適合しているかどうかは、建築主事等が行う建築確認・検査の手続きによって担保される。したがって、建築主事等が適確な審査を実施できるよう、建築基準法の技術基準は、事前に明らかにされていなければならない。

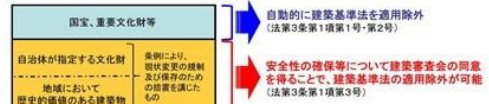
図 29

建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外について

国土交通省

現行制度の概要（法第3条第1項第3号）

- ① 国宝や重要文化財等は、我が国における貴重な文化的遺産であり、法的に現状変更の規制及び保存のための措置が義務付けられることから、建築基準法を適用除外にしている。
- ② 有形登録文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的な価値を活かすため、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外できるとしている。



制度の活用状況

- 7 自治体（川崎市、横浜市、鎌倉市、京都市、兵庫県、神戸市、福岡市）において独自条例を制定
- 建築基準法の適用除外とした事例は、3自治体 11 件（京都市 7 件、神戸市 2 件、横浜市 2 件）
- 6 自治体（小田原市、藤沢市、富岡市、豊岡市、射水市、水見市）において条例の制定を検討中

建築基準法の適用除外について

国土交通省

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
- 三 **文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの**
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2・3（略）

7

建築基準法の法を適用しなくてよい建築の規定は、建築基準法 3 条にあります。上記は 3 条 1 項 3 号の通達です。法 3 条 1 項 1 号に指定されている国宝・重要文化財の価値までにいたらない「保存建築物」に、安全性の確保等を行い、「歴史的建築物」として地域振興、観光に役立てようとするものです。その前書きに、国交省建築指導課は、建築基準法の目的「最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護」を書き、**<国宝や重要文化財を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用>**と、書いています。重要文化財に指定されていない、例えば街並み保存の中の建築物は「歴史的建築物」として建築基準法 3 条 1 項 3 号が適用され、安全性の確保等を行い、**1 項 4 号の「あったものの原形を再現する建築物」も、建築基準法に定める技術基準が適用される。**と図 29 に明記されました。

名古屋城木造天守の予算 500 億円が議会承認されたタイミングです。文化庁の基準「史跡の上に建てて良い歴史的建造物」であっても、新築のレプリカであり、観光客を入れて儲けるという名古屋城木造天守ですので、名古屋市と文化庁が言う建築基準法 3 条 1 項 4 号により「レプリカ歴史的建造物は文化財に準じる」として法適用除外になどしてはいけません。と、国交省は警告を発したのです。

木造天守が、これによってできないわけではなく、以下の建築基準法 38 条により「法同等の安全」が図られれば、適法となります。2000 年の性能設計により一旦消えたのですが、2015 年に復活しました。
第三十八条 この章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

名古屋城木造天守は、建築基準法で違法建築を取り締まる名古屋市自身が、建築基準法3条1項4号を解釈して「文化庁が、木造天守を含めた史跡の現状変更を認めれば、文化財保護法下の「史跡」の構成要素となり、レプリカの木造天守も法適用除外となる。」としており、名古屋市から「建築基準法の判断について、名古屋市は国交省に改めて確認する気はない。（2019年12月の市民説明会）」と言われると、この国交省の<国宝や重要文化財を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用>通達は、法の解釈、執行権を持つ名古屋市は、いわば泥棒が警官を兼ねていますので、効き目はなかったのです。

しかし、コンクリート造の熊本城天守の耐震改修、長寿命化工事が国交省の120億円で終わった事もあり、文化庁は新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>において、復元的整備・歴史的建造物であると現在のコンクリート天守の文化財的価値を認めましたので、これを壊すような史跡の現状変更の申請を受け付けることはなく、したがって名古屋城木造天守（案）を受け付ける事ありません。

名古屋城に鉄骨造の米蔵が建ちましたので、何も建っていないところには、新たに復元的整備として建てる事はありましよう。もちろん、現代の法に合わせてです。

4節 一般財団法人 日本建築センター

名古屋市のコンペ要綱では「多層階の木造建築物」であり「不特定多数の人が利用」するので、「国の指定性能評価機関」から「構造の安全性の確保」および「防火・避難の安全性の確保」の二つの「現行法同等以上」の「評定・評価」等が必要とあります。この「国の指定性能評価機関」として、一般財団法人 日本建築センターがあります。

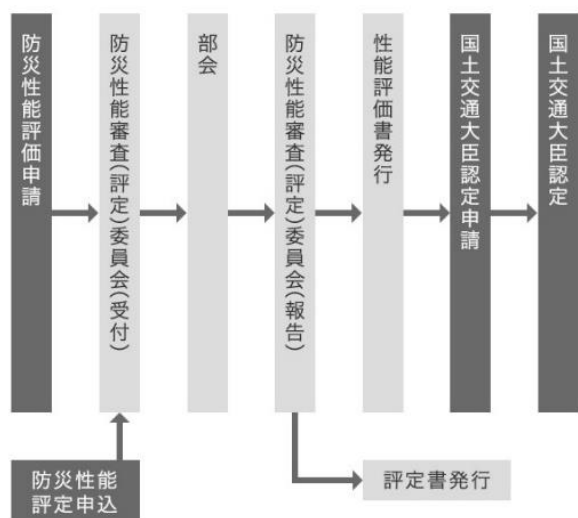


図 30 日本建築センターのHPから

一般的には高さ60mを越える超高層ビルにおいて、確認申請の前に役所の建築主事の指示を受けて、設計者と施主の名で日本建築センターの性能評価証を得て、その後に国交省大臣の認定を受け、建築主事に提出し、建築主事の確認を得る手続きです。

名古屋城木造天守（案）は本丸地盤面から45mの高さであり、60m以下の高さですが、木造建築は建築基準法では3階建て以下しか認められていなく、超高層ビルと同じ「時刻歴応答解析」という高度な構造計算をしますので、名古屋市は「現行法同等以上」の構造評定を得よとしました。

また、3階以上に「集会場等の展望台・博物館」を設けるので、耐火建築にしないといけないのですが、天守は木造であり、「評定・評価」における「新たな材料の評定・評価」を行って「法同等以上」の耐火性能を有するとの評定書がいきます。「防火・避難の安全性の確保」の為には「階・避難安全性能」と「全館・避難安全性能」のそれぞれの性能評価がされます。

(杭設置案)

2016年3月の竹中工務店の提案書より、色付け。

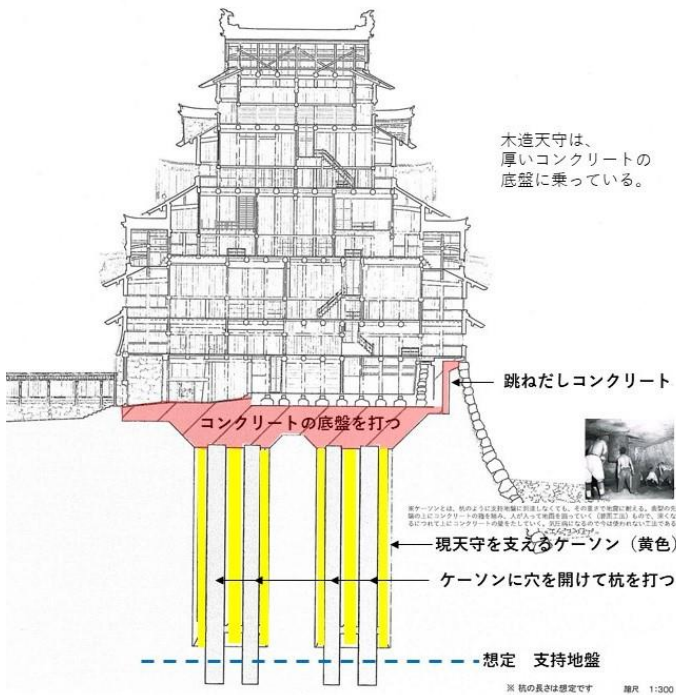


図 31

●構造評定申請は、日本建築センターに出していない。

と、今も名古屋市は言っています。従って「基本設計」は2018年3月末には出来ていません。少なくとも、部会の先生方の合意が無くては、「基本設計」終了とは言えません。「構造評定」は、4階以上の木造建築ですので、いります。名古屋市も中日新聞も市民に伝えない構造評定申請がされていない理由を書きます。

2017年秋に、天守閣部会の瀬口座長が「石垣部会は木造天守の安全を考えていない。」と発言し、中日新聞はこの騒動を売ったのですが、その木造天守の「安全」の為に木造天守を支えるコンクリートの塊があることを中日新聞は報じませんでした。

天守は木造ではなく、コンクリート造の基礎と鉄骨（制震ダンパー）と木造の混構造なのですが、それを名古屋市は木造天守と市民を騙しているのです、名古屋市は言いたくなかったのです。

<史実に忠実な復元>と名古屋市は言いますが、木造天守は、新たなコンクリートの底盤の上に乗っています。

その底盤を受けるのに、名古屋市は「既存天守のケーソンをええ。文化庁は遺構面の破損を禁じているので杭を打ってはいけない。」を前提としたのですが、と同時に「耐震改修をしてもコンクリートの寿命は40年」と市民に説明し「木造天守は400年もたせられる。」とも言っています。

この矛盾を解決するには、4本のケーソン（潜函工法で埋めたコンクリートの重い箱）の強度を調べないとケーソンが使えるかどうかわかりません。石垣部会の反対でケーソンの強度調査はできていませんが、いくら土の中にあつたと言っても、寿命40年であると言っておいて、既存のケーソンはこれから400年もつとは、市民への説明に無理ではないかと杭を打つ案も竹中工務店は提案していました。図31です。新たな杭ならば、新たなコンクリートの底盤と共々、竹中工務店は400年もつと自信があるようです。しかし、文化庁は「遺構を荒らす」と杭を認めないでしょう。現天守を壊すことに反対していますから。

石垣部会のところでまた説明しますが、「跳ねだしコンクリート」も石垣部会は反対しています。これは、石垣をいったん崩さないで打てないコンクリートの形だからです。「石垣こそ400年前からある史跡の本質的価値であるのに、レプリカ木造天守を石垣補修より先行して竣工させるために、石垣を壊すなど本末転倒だ。」と石垣部会は言っています。天守閣部会の瀬口座長は「地下の穴倉階は検討しない。石垣部会に任せる。」として、その後は地中部分の検討をしていません。

以上、木造天守を支える構造物が未定ですので、構造評定申請ができる構造計画、構造計算はなく、申請

評定制度が変わっており、大臣認定を受けないBCJ（日本建築センター）評定があったのでした。私は何度も評定・評価を日本建築センターに求めており、性能評定委員会のメンバーも進め方も知っていたつもりでしたが、こんな方法を使っていました。国交省大臣認定は平成 29 年 3 月の国交省通達（36 ページ図 2 9）から得られるはずがないで、こういうアクロバットなのです。

まっ黒な公開資料の中でただ一枚公開された「はじめに」を読んで愕然としました。委員会は「人の命」より「よく似たレプリカである事」を優先したのです。恐ろしいことを行なわれていました。2017 年 3 月 25 日の国交省建築指導課からの＜国宝や重要文化財を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用＞を防災性能評定委員会は当然プロとして知っていて、名古屋市と竹中工務店が「法 3 条 1 項 4 号の取得を目指す。文化庁の規定する＜史実に忠実な復元＞歴史的建造物であるために、法に定められた技術基準は当然適用できない。」と、**法同等以上の安全は図れないと宣言された建築防災計画を、**国宝姫路城にならって安全性能を見たのでした。

日本建築センターは、金さえもらえれば、名古屋市が「法 3 条 1 項 4 号の取得を目指す」と言うのですから、それは行政の責任で行うことなので、その枠の中で評定をしたのでした。委員会の先生方は、文化庁が名古屋市とのハシゴ＜史実に忠実な復元＞をはずすとは思っていなかったのでしょうか。耳をダンボにしておれば、現天守は「戦後復興市民のシンボル」として価値があり、それを壊しての木造天守などありえないのですが、実に愚かな先生方です。

2017 年 12 月 8 日に文化審議会は「史跡に存在するコンクリート造の天守の強度の問題、天守復元の動向など復元建物の在り方を調査検討せよ。」としています。

2019 年 8 月文化庁・復元検討ワーキンググループ「天守等の復元の在り方について（取りまとめ）」

2020 年 4 月 17 日文化審議会文化財分科会の新たな＜史跡の上に建てて良い建造物の基準＞と続き、全国 14 の戦後復興のコンクリート天守は価値があり、耐震改修をして長寿命化を図れと、文化庁は＜史跡の上の建てて良い建造物の基準＞に、従来の木造の史実に忠実な「復元」基準だけでなく「復元的整備」基準を追加したのでした。

2019 年 1 月 21 日に名古屋市が取得した建築防災計画評定は、この「はじめに」に書かれた名古屋市と竹中工務店の前提「法 3 条 1 項 4 号の取得」が今回の新しい＜史跡の上に建てて良い建造物基準＞により崩れたので、もはや、この建築防災計画評定には何の価値もありません。

5節 総務省消防庁

⑥ 消防法及び名古屋 市火災予防条例	・ 消防設備等については、消防法第 17 条第 3 項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。 ・ 火災予防条例については、条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防長の同意を得ること。
-----------------------	---

図 35 コンペ時の要求水準書から

コンペ要綱に、消防法大 17 条第 3 項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。とあるので、2018 年 3 月 2 日に消防庁の塩谷氏に、国会議員秘書の三宅さんから名古屋城木造天守の話聞いてもらい、メモをいただきました。

●名古屋市と竹中工務店は「総務大臣の認定等による緩和」を得ることはない。

証言の 1：この時、2017 年 5 月の基本設計開始から、9 カ月も経ているのに、消防庁に話が来ていない。

証拠の 2：2018 年 4 月の実施設計委託業務の中に、消防長の同意の為に「（財）日本消防設備安全セン

ターの消防防災システム評価」の取得とありますが、日本建築センター、消防庁、国交省・国土技術政策総合研究所の名前がありません。「法同等以上の安全」となれば、火災の実物燃焼試験が要り、その実験は国土技術政策総合研究所で行われます。

証言の3；早くても数カ月、1年以上かかると、塩谷氏は言っています。

証言の4；2019年12月の市民説明会での私の問いに竹中工務店は「法17条は特殊消火設備であるが、木造天守には、スプリンクラー、屋内消火栓という従来の消火設備を使うので、緩和は必要ない。」と答えました。

証言の5；公開された2018年3月の竹中工務店の提案書の工程表（24ページ掲載の図16）から、日本建築センターもしくは消防庁相当の名前が黒塗りになって隠されていました。

2020年末竣工の契約ですのに、1年以上も火災の実物燃焼試験に時間をかけては間に合いませんので、名古屋市の要望「消防法大17条第3項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。」を、竹中工務店は応募するにあたり、証言4の通り、拒否したとおもわれます。

2018年3月2日 消防庁予防課
設備専門官 塩谷壮史氏
へのヒアリングメモ

文責：三宅

平素よりお世話になっております。お問い合わせいたしておりました案件について、総務省消防庁のレクチャーの結果を、下記の通り、ご報告いたします。

(1) 建築基準法第3条規定の「重要文化財等」と消防法施行令・別表第一(十七)「重要文化財」の関係について

二つの定義は、リンクしない。建築基準法上の重要文化財等として、同法の適用除外が認められたとしても、それのみをもって、消防法施行令・別表第一(十七)の重要文化財としての取り扱いがなされるわけではない。

別表第一(十七)の重要文化財は、文化財保護法第27条、78条、109条、182条または旧重要美術品等の保存に関する法律に基づく指定を受けているか否かが大きな基準となる。

また、建物の用途区分の判断は、当該建築物全体(原則、一般ごとで判断)が、どのような用途に供されているかの実態で判断される。

例えば、重要文化財指定を受け建物を活用した飲食店や美術館等の展示を行っている場合は、(十七)であると同時に、別の用途区分にも該当すると見なされる場合があり、その区分に応じた防火対策が求められる。

(2) 消防法第17条3項(消防用設備等の設置に代替する特殊消防用設備等の設置による同条1項及び2項の適用除外)の適用に係る総務大臣の認定について

前提として、同条項は、通常の消防用設備に代替する特殊消防用設備等の設置に代る、大型の重要施設などが主で、緩急などの文化財は例がないとのこと。

ちなみに、手続きについては17条の2以降に規定され、大臣認定が下りるまでは通常は早くも数か月かかること。全く前例のない特殊設備である場合、認定以前に性能評価等に時間がかかるため、1年くらいかかることもあり得る。

*17条の他に、消防法施行令第32条による緩和の制度があるが、こちらは、賢精の消防局長の同意による。消防局長の同意基準は建物の用途や周辺環境等により、一概ではない。

例外規定なので、多少柔軟に判断されるものではあるが、長は当然にその判断の責任を問われるので同意は慎重に行われるものと認識している。特殊な事例などは、場合によっては、第三者機関に意見を聞くこともある。

図 36

●建築基準法の建物用途

用途	(イ)	(ロ)	(ハ)
耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物			
(イ)の用途に供するもの	(イ)の用途に供するもの	(イ)の用途に供するもの	(イ)の用途に供するもの
(ロ)の用途に供するもの	(ロ)の用途に供するもの	(ロ)の用途に供するもの	(ロ)の用途に供するもの
(ハ)の用途に供するもの	(ハ)の用途に供するもの	(ハ)の用途に供するもの	(ハ)の用途に供するもの

●消防法の建物用途

用途	防火対象物の用途区分(消防法施行令別表第一)
(一)	防火対象物の用途区分
(二)	防火対象物の用途区分
(三)	防火対象物の用途区分
(四)	防火対象物の用途区分
(五)	防火対象物の用途区分
(六)	防火対象物の用途区分
(七)	防火対象物の用途区分
(八)	防火対象物の用途区分
(九)	防火対象物の用途区分
(十)	防火対象物の用途区分
(十一)	防火対象物の用途区分
(十二)	防火対象物の用途区分
(十三)	防火対象物の用途区分
(十四)	防火対象物の用途区分
(十五)	防火対象物の用途区分
(十六)	防火対象物の用途区分
(十七)	防火対象物の用途区分
(十八)	防火対象物の用途区分
(十九)	防火対象物の用途区分
(二十)	防火対象物の用途区分

●法のピラミッド



●建築基準法も消防法も建物用途によって法の規制を受ける。両者は別の法でありリンクはしていない。消防法では、防火対象物(一七)に重要文化財は法の適用除外とあるのですが、建築基準法では、耐火建築物としなければならない建物用途の表に重要文化財はなく、建築基準法三条で国宝・重要文化財を法適用除外としています。塩谷氏は「建築基準法でレプリカは文化財に準じるから法適用除外となっても、消防法ではならない。」と言い「重要文化財の建物を使って、物品販売、飲食店、博物館などを営む場合は、その用途に応じた防火対策が求められる。」と断言しています。

名古屋城木造天守は、年間400万人、一時に2500人を収容する「集会場等の展望台、博物館」の建物用途ですので、消防法の建物用途では(一)および(二)となります。建築基準法では(一)の建物用途ですので、耐火建築物としないといけません。

●名古屋市消防長は、名古屋市の名古屋城木造天守（案）に同意できない。

（財）日本消防設備安全センターの消防防災システム評価とは、定められた消火設備の運用評価であり、建物用途に応じた消火設備を定める権限は有していません。

名古屋城木造天守は、消防法の建物用途（一）および（二）で求められる防火対象物であり、建築基準法で耐火建築物でなければならないのに、名古屋市と竹中工務店がいう「木造だが、スプリンクラーと屋内消火栓があるから安全だ。」とは消防長は認められません。名古屋市長がいくら「人の命より、俺の夢だ。」言っても、消防「長」は、市「長」とは独立しており、消防庁の管轄下にあります。「人の命」をどうとも思わない観光文化交流局の松雄局長とは違います。

建築基準法の中のスプリンクラーの項目は、以下の三つです。①高さ 31mを越える部分に、設置せよ。これははしご車が届かない高さだからです。②耐火建築の仕上げにおいて、スプリンクラーを設置すれば、仕上げを準不燃材、不燃材にしなくてもよい。③スプリンクラーを設置すれば、耐火建築の防火区画面積 1 5 0 0 m²を倍の 3 0 0 0 m²にできる。

スプリンクラーの設置によって、その木造建物が耐火建築に相当することはありません。

消防法施工令 3 2 条の消防長の同意による緩和を塩谷氏はあげていますし、コンペ要綱では「名古屋市火災予防条例に相当する代替案の検討によって消防長の同意。」だとありますが、塩谷氏は、消防長は「第三者に聞き」「慎重に判断する」とも言っています。

「消防法大 17 条第 3 項に基づく総務大臣の認定等により緩和」は、確かに特殊な消火設備の事であり、スプリンクラー、屋内消火栓は普通の消火設備ですが、その消火対象物は木造 6 階建て延べ床面積 5 5 0 0 m²の展望台です。それに相当する建物は消防法の規定に無いので「総務大臣の認定等」と名古屋市消防長は「第三者」に救いを求めたのでした。

私の大学同級生に消防庁OBがいますので聞いてみました。「名古屋市消防長の一存で、名古屋城木造天守（案）の同意などできはしない。建築基準法 3 条でなく、3 8 条の国交省大臣の特別認定からでないと消防法への道筋はない。」でした。ハイテク設備満載の“木造”天守ならありうるかもしれませんが、「木造天守にスプリンクラー、屋内消火栓をつけたら安全だ。」では、いくら名古屋市長が良いと言っても消防長はいえません。

もう一步踏み込んでみます。消防法とは火を消すための法だと思われていますが、違います。

消防法第一章（目的）

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

火災の「予防」「警戒」「鎮圧」ですので、「鎮圧」に消火がありますが、燃え上がった木造建物は、首里城で火事がおき 1 0 分後に到着した消防隊がどうしようもなかったように、消火はできません。延焼防止という「鎮圧」をして、「災害等による傷病者の搬送」をすることが消防法の目的なのです。その為には、消防隊が建物に入り残った人々を助けられるように、建築基準法では「消防隊進入口」を設け、3

1 m以上の建物には、消防隊が火災に巻き込まれないよう安全な「非常用エレベーター」を設けることを求めています。

⑦ 表階段の避難区画

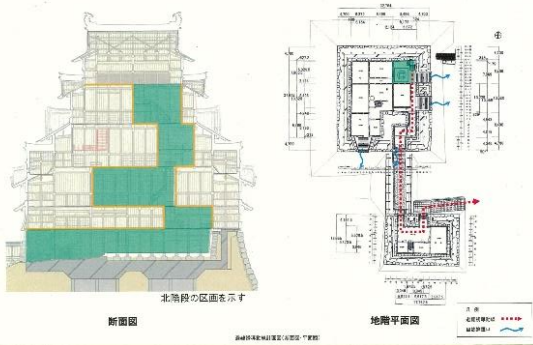


図 37 2018年7月に文化庁に持ち込んだ絵

名古屋城木造天守の最上階は地上40m、11階建てに相当します。そこに逃げ遅れた人がいても、消防隊は助けに行きようがありません。

消防長は火災現場での部下の消防隊員の命を守るように「予防」をしないといけません。名古屋城木造天守には「排煙機械設備」どころか「堅穴区画」をした「避難階段」すらありません。京都アニメーションのように、名古屋城木造天守の地下穴倉階で火災が起きれば、中にいる2000人の方は飛び降りるしかありません。

名古屋市消防長は、名古屋城木造天守に「同意できない。」と言えよいのですが、言いません。名古屋市住宅都市局長（建築指導部長、建築指導課長）も何も発言しません。議会でそれぞれを呼び出して聞けばよいのですが、議員は聞き出しません。

あいも変わらず、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所は「法同等の安全を守る。」と言い続けています。（2020年3月名古屋城全体整備会議）木造天守などできはしないのですが、河村市長が居座り続ける限り「進行中」と言って、「漂流」し続ける魂胆なのでしょう。市民はだれも名古屋城木造天守（案）を見ていません。役人は案を公開すると、私が今までに指摘した「泥棒が警官を兼ねている」事がバレてしまい、役人による違法行為の証拠となるので、決して公開はしません。

●2018年2月1日「広報 なごや」100万戸に配布。



図 38 表紙

タブロイド判4枚で「進行中」とありますが、その後の市民への説明はありません。市民からの質問と仮定して10を掲げ、答えは出ていないが「進行中」としたのでした。松雄局長は「構想2028年竣工」というなら、石垣問題だけではないこの10の質問=安全対策の答えを盛り込まないといけません。「丁寧な説明をする。」どころか、市民を騙し続ける名古屋市です。



図 39 内部

6節 文化庁

名古屋市とのハンゴ<史実に忠実 **authenticity** な復元>を 5 年かけて外した文化庁は、名古屋市の構想「2028 年木造天守竣工」に対して、どう対応するのでしょうか。今まで通り名古屋城全体整備会議、石垣部会に同席し、名古屋市の動向をみるだけで何もしないとします。

今回の新たな<史跡の上に建て良い建造物基準>に、既存の史跡に建つコンクリート天守、木造復元の単語はなく、2017 年 12 月 8 日に文化審議会から出された「史跡に存在するコンクリート造の天守の強度の問題、天守復元の動向など復元建物の在り方を調査検討せよ。」への具体的な回答はありません。国民の要望、疑問に答えようとせず、難解かつ曖昧な基準をまとめたただけでした。

復元検討ワーキンググループが立ち上げられた時、文化庁の役人は「名古屋城の事を検討するのではない。」と言いました。名古屋城の現天守は全国に 14 ある戦後復興のコンクリート天守の内の 1 つなので、検討対象に入っているのは当たり前なのですが、文化庁役人は「名古屋城は関係ない、」と言うのです。全国の木造天守復元において、金も期間も施工者も決めているのは名古屋城しかないのですが、2015 年 6 月 22 日文化庁長官・青柳正規の「名古屋城天守については、往時の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる文化庁・復元検討委員会において木造によるできうる限りの史実に忠実な復元をすべきとの意見が出せれる可能性が極めて高いと考えられる。」発言を消し去りたいのでしょう。それが、文化庁の役人なのです。

そして、これからも史跡の上にレプリカ歴史的建造物を、建築基準法 3 条 1 項 4 号特定行政庁の判断で作りたいのでしょう。文化庁の年間予算は 1000 億円程しかなく、それであらゆる文化財保護を図らないといけません。安倍首相の「観光立国」宣言のあと、付いた予算は 2 年で 20 億円しかありませんでした。看板の整備費です。名古屋城天守北東の馬出しの石垣補修は、名古屋市は文化庁の金を期待して、15 年たってもできていません。本丸御殿は、130 億円・8 年で名古屋市が作ったのにです。

2004 年の四国の大洲城以来、地方の地域振興、観光の願いから、地方の金で、その地方の特定行政庁の建築基準法 3 条の解釈により、幾つもの木造復元が史跡の上にされました。名古屋城本丸御殿もその一つです。予算をもてない文化庁は、奈良の平城京以来のこの流れ＝史跡の上にレプリカ歴史的建造物を建てる事を手放したくないのです。しかし、天皇制を憲法に掲げる日本における 1300 年前の天皇親政時代の平城京の復元<国威発揚>と、400 年前の近世城郭の扱い<おらが町の誇り>は違います。

城の原意は土塁で囲んだ集落、都市であり、城マニアの思う「天守がなくては城ではない。城とは天守だ。」は間違っており、多くの都市で天守のないままに、近世の城下町 150 が現代の都市に引きつがれています。金沢、京都、大阪、仙台と天守が無い方が当たり前です。

江戸城の天守は、家光の異母弟であった保科正之によって「勿体ない。無用のモノ。」とされ、明暦三年（1657）に起きた「明暦の大火」以後建てられていません。しかし、皇居の天守台の上に木造天守を建てたいという人たちがいます。金のない文化庁は、この「史跡の本質的価値」を理解していない人たちの金を頼ってでしか、安倍内閣の「文化経済戦略」を推し進める事ができないと思込んでいます。

安倍内閣が代わり、国が地方に「史跡の整備資金」を頼るのでなく、真の文化育成に国が予算をつけ、文化庁が「文化行政」でなく「文化」を語れるようになるまで、なつて欲しいのですが、文化庁は変わりません。

観光を所管する観光庁というのは、国交省にあります。文化庁、文科省ではありません。

4 構造BIMモデル

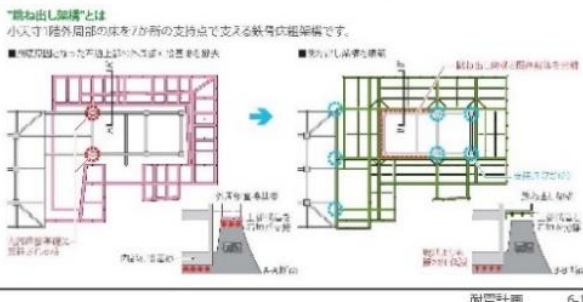
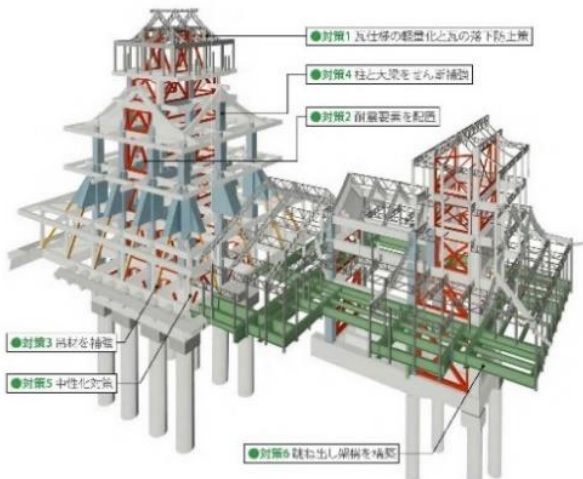


図 40 熊本城の耐震補強案

2016年4月熊本地震の時、江戸城天守復元運動をしている三浦広島大学教授は「これは酷い、壊して木造天守の復元だ。」と運動が起こりましたが、「熊本城は九州の観光資源、復旧を急ぐ。」と国交省が費用120億円を出し、金を持たない熊本市、文化庁を脇に追いやつて、今年2020年には外観復元が終わりました。わずか4年です。石垣も3500個を新しくして積みなおしています。

また、復元された平城京の管理は、国交省都市局 公園緑地・景観課によって「国営公園 平城京跡歴史公園」となつていて、入場無料の「屋外に原寸模型を展示する、公園博物館」という位置づけです。

文化庁は難解かつ曖昧なく史跡の上に建てて良い建造物基準>を作成するだけで、「文化経済戦略」の推進エンジンを持たないまま、東京から京都に追われ、これからも国から金を持たされることはないでしょう。

地方に知恵と金が無いので、地方が国を頼る「地域創生」だったと私は思っていたのですが、新型コロナウイルスでは、政府は役人頼りの愚かさを露呈し、医療現場を預かる都道府県知事の現実の力が表にできました。これを期に、国と地方のバランスが変わるのかもしれない。期待しましょう。

「文化経済戦略」は、文化財保護法の改正によって、地方の首長と教育委員会に投げられたのです。地方は新たな<史跡の上に建てて良い建造物基準>を手に入れて、どのように展開するのか。しかし、それに文化庁が直接参画することはないでしょう。

新しい基準にあるように、「城跡保存活用計画」は地方から文化庁に提出するのですが、文化庁に許可を求めものではなく、文化庁の指導を受けるものであり、作成責任は地方です。

名古屋市は「名古屋城跡保存活用計画」を2018年3月末に文化庁に出して終わりとなりました。結論を

【現天守の耐震改修より木造天守復元に優位性がある。】として、パブコメ募集に170もの市民の反対があったのですが、それにも触れていません。名古屋市のホームページからは早々に消されました。

今回の新たな<史跡の上に建てて良い建造物基準>によれば、復元的整備・歴史的建造物の手順において、

考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規範・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

と書かれました。



図 41

名古屋城の復元・木造天守(案)は、復元・歴史的建造物だと名古屋市と竹中工務店は言ってきましたが、石垣内部にコンクリートの基礎、杭をもち、壁には制震ダンパーをつけているので、今回の新基準である復元的整備・歴史建造物となります。

さらに「法同等の安全」の標榜を名古屋市は放棄していません(人の命は何より大切)ので、火災時のハイテク避難設備が現在の(案)に盛り込まれないといけません。新基準に基づき、ハイテク木造天守復元案と現在のコンクリート天守の耐震改修案をならべ、比較検討し関係者間で合意をしないと、木造天守の復元はできないのです。

現在の竹中工務店が作成した名古屋市の木造天守(案)では、コンクリートの現天守と木造復元天守を、関係者間で検討・比較どころか、市民の間で(案)を示しての合意形成を図られることはなく、いまだ、名古屋市の木造天守(案)は、タイトルだけで内容は黒塗りでしか公開されていません。

私が「行政不服審査法審査請求」を2017年11月23日にしたところ、市の回答は、2015年6月7日市議会経済水道委員会記録「市は早期の木造復元を目指す。これから市民に丁寧に説明する。」でした。名古屋市が議会に諮らず、市民への説明もせず、ましてや、専門家を集めての体制を整備し、検討をする事もなく、河村市長の思いつきから、木造天守復元を一方向的に決めた事を名古屋市は認めているのです。

文化庁は名古屋市民に対して、黙したままであり、その結果、2018年5月に取り壊しの為に閉鎖された現天守は、河村市長が木造天守復元を諦めない限り、閉鎖が続くのです。これが文化庁なのです。貧しい文化国家日本の「文化行政」を司る庁なのです。

第四章 愛知県知事の「天守木造化事業」への対応

名古屋城は、土地・物とも名古屋市の管轄ですが、愛知県も金を出しています。観光となると、名古屋市と言うより、空港を抱える愛知県、いや中部圏の目玉です。



図 4.2 愛知県が中部をまとめて作った宣伝

名古屋市の「おもてなし武将隊」に対抗して、大村知事は「家康、服部半蔵と忍者隊」を城に送り込みました。2015年4月に、大村知事は、27名の振興部観光局を新設し、局長に大阪観光コンベンション協会大阪観光局長の加納國雄氏を任命しました。同氏は大阪観光局で現職に就く以前は香港政府観光局（HKTB）の日本局長も務めていました。河村市長の「ホンモノの木造天守は観光に役立ち、人がぎょうさん来る。」と違い、コンクリート造の大阪城を真似て真剣です。

名古屋市は、毎年、春休み・夏休み・冬休みに「城まつり」を行い、チープな装いをして市民を集めようとしています。入場料 500 円を払う二の丸・西の丸・本丸は、中日新聞、テレビ愛知と 3 社の広告代理店が利権を握り、赤字になっても毎年 2 億円を市が税金で補ってやるのでイベント屋には美味しく、したがって真剣に市民を「文化」で集める気はなく、学校の学外学習では入場無料なのですが、名古屋市民は入場者の 1 割程です。

天守閣博物館の展示は 50 年変わらず、企画展は学芸員が行わず業者に丸投げですので、名古屋市民は寄り付きません。折角の復元された本丸御殿も一度見るだけのモノとしか広告代理店は運営していません。運営は市の学芸員でなく広告代理店であることかして、名古屋市は「史跡の価値」を伝える気がない事がわかります。

しかし、外国人には大人気です。従って、名古屋市は愛知県と同格の特定行政庁なので、県は市内の事全般に口出ししていないのですが、大村知事も河村市長の天守木造化事業に注目をしてきました。

1 節 材木を買うな！

大村知事は、河村市長の奇策「まず、現天守を取り壊させろ。」が 6 月 21 日の文化審議会にかからなかった事を受けて、2019 年 6 月 24 日の記者会見で以下のように述べています。

「私は事実関係を知りたい。なんでこうなったのか。なんで許可のメドも立たないのに 500 億円の予算を立てて、議会も議決して、許可のメドが立つまで材木を買っちゃダメだと議会で言われていながら、それでも 100 億円も契約してどんどん製材をしてしまったと。これは一体何が起きたんだと。我が日本国でこういう事が起きるのが私は不思議でならないので、いつ誰が何を言ってこうなったのかを是非知りたい。」

「市議会もですね、色々疑問があり、議会の中で相当かんかんがくがくの議論があったというふうに聞いております。議決をされて認めたというわけですから、それに責任があられるんでしょう。文化庁の許可の見込みがたたなくなったという事ですから、議会として、聞いた話と違うじゃないかと。やはり、シッカリ正していただきたい。例えば100条委員会をやるなどしてですね、事実解明をしっかりとやっていただきたい。これ100億円ですからね。」

「ここは、県政記者クラブなのであれですけど、取材されたマスコミの皆さんは知っていたんじゃないですか。大体私がいま申し上げたことぐらいのことは、取材されて知っていて色々書かれていたんじゃないんですか。ファクトとエビデンス、事実と論拠に基づいてしか我々は仕事が出来ませんので、事実関係をしっかりとやり、そして論証、科学的根拠、論拠をはっきりさせていく事が必要だと思います。」

大村知事が手元に持って読み上げたのは、2019年2月の文化庁から名古屋市への文書です。

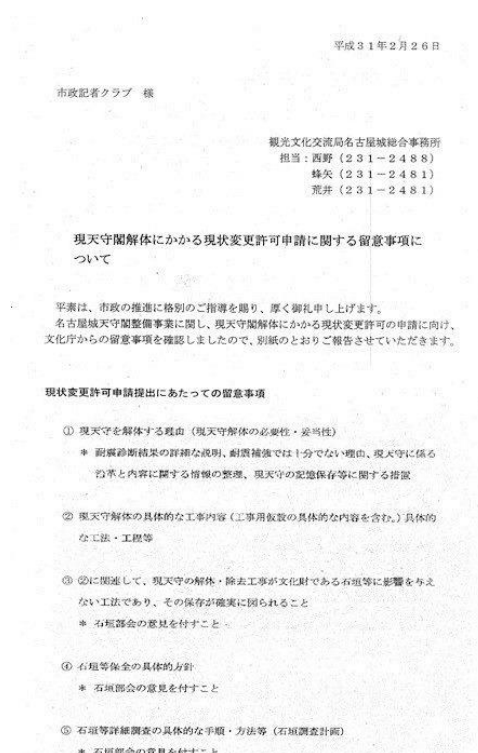


図 43 2019年2月文化庁から名古屋市へ

【現状変更許可申請提出にあたっての留意事項】

1、現天守を解体する理由（現天守解体の必要性・妥当性）。
*耐震診断結果の詳細な説明、耐震補強では十分でない理由、現天守に係る沿革と内容に関する情報の整理、現天守の記憶保存等に関する措置。

文化庁の主張は、今の天守閣も文化財としての価値があると。これを解体して壊して、更に造り替えることについての積極的な理由を整理してもらいたいとある。

2、現天守解体の具体的な工事内容（工事中仮設の具体的な内容を含む。）具体的な工法・工程等。

3、2に関連して、現天守の解体・除去工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること。*石垣部会の意見を付すこと。

4、石垣等保全の具体的方針。あわせて石垣部会の意見を付すこと。

5、石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等（石垣調査計画）。*石垣部会の意見を付すこと。

大村知事は、「当初から天守木造化事業は無理だと聞いていたが、名古屋市もいかげん本当のことを言ったらどうか。」と所感をのべ、「なんなら自分が名古屋市と文化庁の間に立とうか。」とまで発言しました。私たちが指摘する、名古屋市が「木造天守はエエゾ。」と市民を騙し、議会とマスコミは市が市民を騙している事を知っておきながら名古屋市に加担してきたことを、大村知事も指摘しました。

この二日あと、2019年6月26日に、渡辺義郎市会議員は「黒塗りの中には、『文化庁から2022年12月はダメだ』と言われたとはっきり書いてあると聞いた。だから出せないのではないかと発言しました

が、名古屋市と文化庁のやりとりは、名古屋市からしか出されず、その肝心な部分は非公開「黒塗り」ですので、だれもわかりません。今も無言の文化庁には名古屋市へのなにか弱みがあるのでしょうか。

2節 天守のバリアフリーを図れ！

通称・バリアフリー法は国交省の管轄であり、都道府県が法にのっとり、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を作り、その地域での障害者団体も入れたバリアフリー協議会でもって、役所ともに街を改善していこうというものです。名古屋市は、特定行政庁ですが、条例を作らず、愛知県の条例によっています。よって、愛知県が「バリアフリーが義務となる公共施設、特別特定建築物となる名古屋城木造天守であるので、名古屋市はエレベーターをつけよ。」と対応しました。

時系列で書いておきます。

名古屋市は**2015年12月**のコンペ要綱では、応募するゼネコンにバリアフリーを求め、優先権者となった竹中工務店の提案には、**身障者エレベーターがあったのですが、2017年5月**に名古屋市と竹中工務店が契約をして直ぐ、**9月の天守閣部会**で「エレベーターは**史実に忠実ではない**」が出て、**11月**には、**名古屋市は「エレベーターをやめる。」**と言い出しました。

河村市長は元来「大学生のボランティアがおんぶすればええ。」と言っていたのですが、役人の「ゼネコンの提案とします。」に河村市長は、一旦は納得したのですが、いよいよエレベーターをつけるとなって、河村市長が「絶対にダメだ。」と言い出したのでした。

2018年5月に名古屋市が「木造天守にエレベーターをつけない。」と決めると、障害者団体が集まり「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」立ち上がりました。5月28日に団体は市長に直接申し入れたのですが、河村市長は拒否し「4年後に木造天守が出来るまでには、エレベーターに替わる便利な機械が開発される。」と、はぐらかしたのでした。障害者団体だけでなく、全国的な「差別・人権侵害」反対運動に繋がり、

2018年6月19日には、名古屋城木造天守にエレベーター設置を求めるデモ行進に全国**16**都府県から約**600**人が参加しました。**12:00** 久屋大通公園エディオン久屋広場にて集会開始 **13:00** デモ行進スタート（約2km）**14:30** 名城公園（南遊園）に到着 **15:00** 市役所へ移動し、参加者全員で市役所を取り囲み抗議行動開始 **17:00** 終了のあと、**20日21日**には、**48時間ハンガーストライキ**が行われました。



図 44

2018年7月2日、大村秀章知事は定例会見で「基本的人権に関わる問題だ」との立場を改めて示し、「重大な事案であると真摯（しんし）に受け止め、話し合いの場を持つよう名古屋市に強く申し上げていく」と話したのですが、名古屋市は応じません。

2018年10月2日、**愛知県の障害者施策審議会**（川崎純夫会長）は「障害者差別解消法が禁じる『不当な差別的取り扱い』になる恐れがある」と指摘し、市に再検討を要望しました。県の付属機関となる審

議会は知事に任命された委員20人で構成され、県の障害者施策について提言や監視をする条例に基づく組織です。これには、愛知県のバリアフリー担当の建築指導課長も陪席しています。

2019年1月10日、「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」のメンバーが、名古屋城の木造新天守にエレベーターの設置を求めて1月7日(月)、不設置とする名古屋市の方針は人権侵害にあたるとして、**日本弁護士連合会に人権救済を申し立てました。**

2019年2月25日、名古屋市長に対し、「名古屋城木造天守にエレベーター設置を求める市民署名」3,261筆、署名用紙10,413筆の合計13,674筆を集め、提出しました。

2018年3月に、愛知県は愛知県障害者差別解消推進条例の中の「助言、あっせんの対象」に行政を入れる条例改正をしました。愛知県が名古屋市に抗議をしても知らぬ顔なので条例で縛ったのでした。

2018年7月5日、実行委員会は大村知事に「名古屋市は、名古屋城木造天守にエレベーターをつけよ。」の申し立て書を提出し、**愛知県に名古屋市へのあっせんを依頼し、知事は謹んで受けました。**知事は「天守木造化事業はもう進まないの、皆さんあまり心配しないでいいんじゃないかと言う気がしています。**文化庁は木造天守にもう全く動かないです。**」と答えました。

私自身は、2018年6月から「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」に働きかけ、2回のシンポジウムで「400年前の史実に忠実な復元木造天守は、現代では危険な違法建築でありデキナイです。建築素人の文化庁長官が名古屋市長に「木造天守を期待する。」と言ったばかりに、河村市長が舞い上がったのですが、今の文化庁は、全国のコンクリート天守について、「老朽化したのなら壊せ。」とは、熊本城がそうであったように言えません。私たちは「戦後復興市民のシンボル」だと運動をしています。」と発言し、

団体からは「木造天守が名古屋市はできるというから、団体名に<木造天守に>と入れただけであり、木造天守を作って欲しいという運動ではなく、障害者の人権を守れという運動です。耐震改修をするなら、その機会に熊本城のように最上階まで、車いすが上れるようにして欲しいです。」との回答を得ています。最上階までの直通エレベーターは難しいでしょうが、耐震改修と共にエレベーターを増設した大阪城天守のようには当然しないといけません。

4節 県知事の権限

その1：バリアフリー

前節で書いたように、民間では確認申請と同時に、愛知県に対して「届け出」を出さないといけません。民間の実際は名古屋市が県の代わりにみているのですが、エレベーターがついていない「届け出」では、愛知県は拒否をします。名古屋市がいう「竣工までには出来よう。」ではダメで、エレベーターがついていない届け出では、着工できません。

その前に、名古屋市の新しい構想2028年竣工から逆算して、2024年までに、石垣部会、文化庁が例え木造天守をOKとしても、

その2：名古屋市建築審査会

委員名簿	役職	氏名	委嘱区分	職業等
	会長	志田 弘二	建築	名古屋市立大学教授
	会長代理	宮木 哲也	都市計画	株式会社エスカ取締役
	委員	岡田 千絵	法律	弁護士
	委員	川合 紗世	公衆衛生	愛知医科大学講師
	委員	近藤 和博	行政	市会議員
	委員	二神 律子	経済	中部学院大学教授
	委員	山下 賢一	行政	愛知県建築局建築指導課長

愛知県の建築指導課長がいますので、建築基準法3条1項4号に従い、名古屋市長が名古屋市建築審査会の同意を求めても、同意はされません。

その3：建設業、建築士事務所の監督官庁

現在の司法闘争では、被告は河村たかし市長ですが、名古屋市が負け、市長が使った税金を市に返すとすると、竹中工務店の建設業法・建築士法違反が明確になり、知事は竹中工務店に処罰を与えます。

木造天守は違法である。＜その3 請負契約・民法632条違反＞
2019年12月7日 高橋和生から名古屋市へ

質問の③ 竹中工務店とは「ゼネコン設計施工の請負契約」であり、建設業法19条により、竣工日が特定できなくなった今、市は請負契約を廃棄し、竹中工務店に損害賠償を求めるべきであると考えますが、なぜ、そのようにしないのか？両者の癒着を疑っている。

解説

市民説明会では、名古屋市と竹中工務店は一致して「今年5月実施設計終了予定であったが、竣工期限が未定であるので、実施設計の延長をする。」と答えた。しかし、請負契約そのものが破綻しているのに、請負契約の中にある実施設計業務を独立して延長することはあり得ない。平成27年に、国文首は「技術提案・交渉方式」と名付け、ゼネコン設計施工を行政で行う指針を定めたが、行政とゼネコンの請負契約は、行政とゼネコンの癒着を生む危険があるものであり、その危険は市民の為に排除しなくてはならない。とある。

市民説明会での「竣工無期延期で、事業の継続で税金がさらに投入され、505億円の事業収支が狂うのではないか」の質問に対し、名古屋市は「節約するから、材木の倉庫代の年1億円など心配しなくてよく、当初の500億円の事業収支も変更の必要が無い。」と回答している。

確かに、名古屋市が要求した「法同等以上の安全」の為に、竹中工務店はハイテク設備満載（エレベーター、耐火ガラスのタテシャフト、耐火トンネル、鉄骨階段、換気設備、排煙設備、二方向避難の為に隠し階段などなど）の姿によって、505億円以下として契約しており、市長に「本物でない」と言われ、あっさり平成30年2月末にハイテク設備を引き下げたので、人の命をないがしろにして、100億円？が浮いている。

しかし、これは「節約」とは言わない。一般市民は100億円？を浮かせたなど知らされていないので、これは「基金」づくりである。いつ終わるか分からない実施設計の終了時に設計内容と金額が明らかになる「実施設計の延長」では、名古屋市と竹中工務店は、癒着をして市民を騙しているとしが言いようがない。

図 45

木造天守は違法である。＜その6 建設業法違反＞
2019年12月7日 高橋和生から名古屋市へ

質問の⑥ 平成30年10月の文化庁審議会において、名古屋城木造天守は議題にならず、名古屋市の2022年末竣工はもはや果たせなくなったのに、なぜ、竹中工務店に引き続き材木を買わせ、11月20日に河村市長は赤松を切りに出かけることができるのか？

解説

建設業法第18条に、請負契約の当事者（名古屋市と竹中工務店）は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しないとイケない。とある。

強者の名古屋市が、弱者の竹中工務店に、施工の前倒しである材木の買付けを強制してはイケなく、建設業法第19条の4に、注文者による資材購入の強制は禁止ともある。

材木代は施工：工事契約の中のモノであり、議会承認を部分的に得る事による先行発注である。しかし、竣工日が特定できないのでは、当然工事契約も結べない。その状況の中で、11月20日の河村市長の赤松切りのパフォーマンスは建設業法違反である。

竹中工務店が無期延期の竣工まで22億円の材木を抱える事は、竹中工務店の利益を害するので、令和元年8月29日の河村市長の「無期延期」宣言により、直ちに請負契約の廃棄と清算をしなければならない。

2022年末竣工の工事契約がなりたたない事を、名古屋市は10月末日に竹中工務店から「2022年末竣工を延長する工程表は書けない」と聞いて知っており（質問の⑤）、竣工日の見通しが立つまで、施工＝材木の発注を一度止めないとイケない。

それが、建設業法の言う請負契約の当事者（名古屋市と竹中工務店）の信義と誠実である。

市民からみれば、無駄な材木の購入をした事により、税金の無駄使いとなった。これは市民を裏切る行為である。

図 46

元国立市市長は市長をやめてから、国立市に市が業者に払った損害賠償金相当分4000万円を求められ、裁判の結果に従い払いました。国立市と司法が間違っていると元市長のところに寄付金が4000万円集まりました。

第五章 名古屋市の「天守木造化事業」への対応

5年、私は名古屋市の天守木造化事業を追いかけて、地方自治体の2元代表性に根本的に問題があると思いいたりました。地方議会には予算編成権も責任もありません。先に、市長・役人・議員・マスコミ（市民向け）の今までの関係を見ていき、それぞれが「文化庁のハシゴ外し＝木造天守はデキナイ」にどう対応するのかを書きます。

国は行政府の長が立法府の最大与党の長による議員内閣制度をとっていて、それが行政と立法の円滑な運営を生み、あと安倍首相は検察官と最高裁裁判官の任命権を得れば、独裁者として振舞えますが、地方自治体の長は直接選挙で市民に選ばれると、地方自治体の全てにおいて、地方自治体の責任をただ一人で負うことになっています。

名古屋市の出すあらゆる書類は全て、名古屋市長・河村たかし なのです。実際、何枚もの書類をみて「市長はこんな事にまで署名するのか、いちいち見れるはずがないじゃないか。」と思いました。年間1兆4000億円の予算で、名古屋市は市民に行政サービスを提供するのですが、その分配の責任は市長1人なのです。もとより、役人が前年度から積み上げて予算案を作るのですが、新たな市長が新たな市政方針、例えば「天守木造化事業」を市長が打ち出すと、それに従って予算を役人は組み上げるのです。これだけの金額を扱う16の局長は企業なら取締役であり運用の責任を持つものですが、地方自治体はすべての責任が市長なのです。局長は2～3年で変わってしまいます。行政サービスの内容、質は予算によるのですが、集金は税務署が行い、局長は金を稼ぐという民間会社・取締役の最大使命をおわなくて良いです。

「木造天守は儲かるから、建設資金は40年返済の借入ですます。」なんて河村市長が言いだすと、役人は肅々とその返済のシミュレーションを平気で作成するのは、物言わぬ市民の借金500億円を使い、建設をし「あとは知～らな～い。」で良いからです。企業では、15年先でも何があるか不安ですのに、40～50年ものローンを組むことはありえません。しかし、なにせ、名古屋市は潰れませんので、問題先送りとして、役人によると銀行は金を貸すのだそうです。河村市長が良く言います「ワシは圧倒的多数で選ばれた。天守木造化事業はワシの公約だから、市民の圧倒的多数の支持をえた事業だ。」と。

天守木造化事業は文化庁にハシゴをはずされ明かに失敗したのですが、税金50億円をすでに投入（今、市民が税金の無駄使いと司法にかけています。）しているので本当のことを言いません。中日新聞は「文化庁にハシゴをはずされた」ではなく「天守復元しやすく」と、見出しにしました。

アメリカの大統領より地方自治体の首長の凄いことは、天守木造化事業の内容を市民に説明しなくて良い事です。市長のウソを中日新聞が脚色して流せば、名古屋市民は尾張徳川以来の400年の伝統で「お上」に従順なので、もう市民からの疑問は出てきません。

疑問を持つ市民が資料公開を求めると、全て黒塗りでのよいのです。（今、黒塗りは市民が司法にかけています。）京都、大阪は、お代官様はいましたが、近世より町人が支配していた町なので、天守木造化事業ともなると、旦那衆、その代表の市会議員が喧々譁々でしょうが、名古屋の市会議員は河村市長が圧倒的

多数で市長に選ばれた事に恐怖を感じており、名古屋市の天守木造化事業への疑問を議会で表明することなく、天守木造化事業の予算をこの5年承認しつづけています。

2元代表制の一つは、市民に直接選ばれた議員による市議会なのですが、市議会は立法府ではありません。予算権もなく、名古屋市の予算に対して質問をするだけです。その質問が的確なら、市は予算編成を変えます。議員の仕事は、地元市民の要望を聞き、市が作成する予算にそれを盛り込むことであり、それは河村市長の承認がないと予算化はされません。木造天守の為に、名古屋市議会経済水道委員会をみてきましたが、11人にいる委員のうち名古屋市に質問するのは3~4人であり、その3~4人が予算について議員同士で議論をすることは一切ありません。

天守木造化事業は、2017年5月の竹中工務店との契約からすぐに、市の石垣部会から「天守より石垣が大事だ。」と反対が起き、価値ある現天守を壊さないとする文化庁と木造天守復元を目指す名古屋市のヤリトリは全て不調であり、結果、今に至っています。

天守閣木造復元「金シャチ募金」 (名古屋城天守閣寄附金)

現在の天守閣については、戦後、市民の多大な寄附により再建されたコンクリート製の建築物ですが、再建から半世紀を経て施設の老朽化や耐震性など様々な課題が発生しております。そこで、名古屋市では、城郭建築として国宝第1号でありながら、戦災により借しくも焼失してしまった名古屋城天守閣の木造復元を進め、寄附金の受け皿となる「名古屋城天守閣積立基金」を設置しました。基金の趣旨にご賛同いただき、皆様の格別のご支援を賜りますようお願いいたします。なお、木造復元された天守閣の竣工時期は、平成34年12月を予定しています。



「未来の子ども達へのメッセージ」や「名古屋城への想い」などを募金とともに残そう!!
→芳名札(メッセージカード)記入された「想い」は、世代を超えて受け継がれる名古屋城天守閣とともに次世代へ受け継いでいきます。

(一般用) (子供用)



(注) 金シャチ手形について 名古屋城に無料で入場できる券
(注) 体験型特典について 普段は体験できない特別な体験を提供
例) ・本丸御殿内の特別見学ツアー ・半年に一度程度の抽選を予定。
・平成29年度寄附者においては、平成30年度前半までのご案内送付を
予定しております。 ・体験の内容や日付等は選べません。

図 47

寄附の方法 その② さまざまな特典がある「納付書・インターネット」寄附

- ①リーフレットに同封された納付書による寄附、または
- ②インターネットを利用したクレジットカード決済による寄附が可能です。

①リーフレット(納付書付き)設置場所(順次拡大予定)

- ・名古屋城、市内16区役所・支所、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室
- ※納付書を使ってお振込みをされる場合は、納付書の「納付場所」に記載してある金融機関をご利用ください。



②インターネットを利用したクレジットカード決済による寄附をご希望の方は、名古屋市のホームページの「名古屋市への寄附の方法のご案内」の「(2) インターネットを利用して、クレジットカード決済で払込み(クレジット寄附)」をご覧ください、手続きをお願いします

【特典を希望される場合のご注意】

- ①納付書による寄附の場合は、「寄附申込書兼納付済通知書」の面の下部において、該当の募金額に✓をおつけいただき、口数()内にご記入ください。
- ※記入がない場合は、「特典が不要」として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットを利用したクレジットカード決済による寄附の場合は、「ふるさとチョイス」の申し込み画面において、特典を希望する募金額の金額をお申し込みください。
- ※納付書による寄附、インターネットを利用したクレジットカード決済による寄附の場合いずれも、「特典」はそれぞれの寄附金額のメニューにつき窓口お申し出いただいても、1種類の特典につき1つとさせていただきます。
- 【顕彰(「WEB顕彰」・「御芳名板」での氏名等掲示)が不要な場合】顕彰が不要な方は、
- ①納付書による寄附の場合は、「寄附申込書兼納付済通知書」の面において、「※氏名等の顕彰が不要な方は、右欄に✓をおつけ願います」とある右の口欄に✓をおつけください。
- ②インターネットを利用したクレジット決済による寄附の場合は、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室にご連絡をお願いします(a2406@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp)。

【募金額の寄附金額】

- ・金シャチ手形(1年)(名古屋城に無料で入場できる券)を発行。(後日発送)
- ・抽選により体験型特典をご案内。
- ・本ウェブサイト「WEB顕彰」にて、寄附者のお名前等を掲載

- ・木造復元天守閣竣工後、内覧会のご案内を送付。
- ・木造復元天守閣竣工後、御芳名板にて寄附者のお名前等を顕彰。
- ・体験型特典をご案内。

・一口 100万円

金シャチ募金 一覧

メッセージカード付の募金箱「10歳募金」

さまざまな特典がある「納付書・インターネット利用」寄附

募金額(寄附金額)	WEB顕彰	金シャチ手形	御芳名板(額)	内覧会招待	御芳名板	体験型
1万円	○	—	—	—	—	抽選
3万円	○	—	—	—	—	抽選
1万円	○	1年	—	—	—	抽選
3万円	○	1年	○	—	—	抽選
6万円	○	1年	○	○	○	抽選
10万円	○	2年	○	○	○	抽選
50万円	○	10年	○	○	○	○
100万円	○	30年	○	○	○	○

※「WEB顕彰」は、名古屋城に無料で入場できる券
【体験型特典】とは、普段は体験できない特別な体験を提供
※抽選は抽選日(毎月1日)に抽選を行い、抽選結果は抽選結果発表ページにて発表いたします。

この間に、名古屋市は条例を作って寄付金3億円を集め、竹中工務店は設計図もないのに材木を切り出しましたが、これらは天守木造化事業「進行中」とのパフォーマンスであり、文化庁から木造天守の了解が取れなく、何も天守木造化事業は進んでいないのでした。

よって議員にすれば、突っこみどころ満載ですので、あらゆる場面で名古屋市に説明を求めますが、「天守木造化は決まった事」と役人に押し切られ、経済水道委員会では名古屋市予算に賛成の決議を取り、それが本会議の党派別決議になり、2020年度の天守木造化予算3億1000万円も認められま

した。

名古屋市の市会議員は、自民党21人、民主党17人、減税日本ナゴヤ13人、公明党11人、共産党5人です。河村市長の与党減税日本ナゴヤは13人しかいませんので、自民、公明、民主49人が組み、反対すれば市長の政策は実現しないと思うのは間違いなのです。

地方自治体の仕組みは首長の権限が圧倒的に強いのです。今、新型コロナウイルスで、東京都知事は「専決権」により議員から聞くことも説明することもなく、東京都が年間予算13兆円から頭の良い役人が集結して、一気に補正予算を作っています。「行政」の絶え間ない執行が必要なことから、首長の「専決権」が認められています。予算編成案は国でも役人が作りますが、審議、修正、議決をします。与党が半数以上いますが、首長の「専決権」がある地方議会では少数与党でも構いません。

河村市長も、2016年5月議会で木造予算500億円を議会は認めないので、2016年から2017年にかけて議会を揺さぶったのでした。「市長の専決権を使い、木造予算500億円を執行する。」と言い出しても、議会には止める力が制度上ありません。司法でしか市長の「専決権」による予算執行に文句をつけられないのです。従って、アメリカの大統領より力が強いのです。

議会の対抗手段は市長のリコールしかなく、市長はそれに対して「議会解散のリコールを行い、同日選挙に臨む。」と議会を脅します。(2017年4月の市長選で行われました。)

思い起こせば、2010年8月に河村市長は、就任1年目にして「市民税の恒久減税」と「議員報酬の半額化、800万円」を訴え議会リコールを言い出し、2011年2月に市議会リコールと県知事・市長選のトリプル選挙で勝ち、3月の市議会選挙にも、与党の減税日本が1議席から大躍進して75議席中28議席となり最大党派となりました。議員も選挙運動では「議院報酬を減らす」と訴えたのですが、負けました。日本の税金は収入に応じた累進課税ですので、河村市長を支持した市民の多くは「市民税の恒久減税」によって、税金が減る事より行政サービスが落ちる事の方が問題なのですが、市長の「ワシの報酬は800万円と半額にした。議員報酬も800万円に。」が、選挙で効いたのだと思います。

1節 名古屋市長と名古屋市観光文化交流局、 名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」に

名古屋市長・河村たかしは、前市長の政策「本丸御殿」「日立の機械導入」を止める。と2009年4月の選挙に立ったのですが、本丸御殿には税金を投入して急ぎ、2013年に一期工事が完成して河村市長支持者と共に見て回った時、「今度は天守を木造にしたる。」と支持者に語り、2013年4月の三選の公約としました。

「日立の機械導入」は、止めた期間の賠償金4億円を日立から求められ、司法闘争中です。被告は、名古屋市長・河村たかしです。

河村市長の記者会見を一度でも聞けば、「このおっさん、何をしゃべっているのか?」となります。記者クラブの記者は市長を怒らせないよう、市長の考えを聞き出そうとするのですが、ヨタ話が延々と続きわけがわかりません。河村市長は、新聞、テレビに露出することだけを考えてヨタ話をしていますので、役人は河村市長の政策＝ヨタ話の実効プランがなかなか描けません。

河村市政では、減税政策・地域委員会・相生山・汽車ポッポ・議員報酬・名駅に高速道路・JRリニア駅の為の地上げ、県アリーナを名城公園に、久屋大通り公園をお粗末な商業施設で埋める、などなど新聞にぎわすだけであり、どれも実効が伴わないのは、役人が実務の組み立てをサボっているからなのですが、河村市長は「ワシはアイデアマンだ。後は役人がヤレ」であり、見張る能力が市長にないのでそうなっています。

「名古屋市は俺でもつ。」という副市長が定年で辞められるときに聞いたのですが、河村市長関心事の対応をする役人は大変ですが、役人の多くは、市長の関心がない事には「自由にできる。」と河村市政を喜んでいるのだそうです。

副市長の言うには、予算の内20億円ぐらいは、毎年、河村市長の思いのままにつけ、市長に選んだ市民に答えるのだそうです。11年ですと220億円が消えたことになりませんが、河村市政によって、毎年減税分が110億円あり、収入が減った分だけ行政サービスの内容・質が落ちていることを忘れてはなりません。11年で、税金1200億円を名古屋市民は得したのでなく、今までなら受けられた行政サービスが1200億円減らされたと考えるのが正しいのです。名古屋市は幸い「ものづくり」のサービス基地として税金があるので、河村市長であっても財政破綻を起こしていないだけのことです。

河村市長は大村知事の2019年6月24日指摘「いい加減、文化庁がなんて言ってるのか正直にいいなよ。」のとおり、市長定例記者会見でも「文化庁がなんて言っているかと言えば、天地がひっくり返る。」と話すぐらいですので、4月17日の文化庁の新しい<史跡の上に建てて良い建造物基準>によって、文化庁長官が2015年6月に「史実に忠実な復元を期待する。」と言ったハシゴが外されても、市長には当たり前のことであり意に介しません。「天守木造化事業は進行中」と中日新聞が書き、議会が「事業継続の最低限の予算」を認めれば良いのです。

しかし、次の市長選挙2022年4月まで安泰とはいきません。今年2020年の秋には被告：名古屋市長・河村たかしへの審判が下るでしょうし、名古屋市は今年5月までの竹中工務店との実施設計契約を2021年3月まで伸ばしたのですが、基本設計が出来ていないのですから来年3月になっても実施設計は出来やしません。

政治家・河村たかし個人をいくら批判しても名古屋市の「木造天守は決まった事」の市政は変わりませんので、河村市長の政策「天守木造化事業」をサボってきた役人を取り上げます。首長に従い、市民を騙し、税金の無駄使いを率先してきたのは彼らです。そして、自らの出世のために、これからも税金の無駄使いをしようとしています。

元・市民経済局長
～平成28年3月まで



宮村喜明
現・水道局長

前・観光文化交流局長
平成28年4月～平成31年3月



渡辺正則
現・会計管理者

現・観光文化交流局長
平成31年4月から～



松雄俊憲
現・天守木造化事業の責任者

一応、憲法15条（公務員の地位、選挙権、投票の秘密）を出しておきます。

第十五条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。



図 49

2019年4月に松雄局長に替わったところで、河村市長は「2020年末竣工できなければ、関係者全員切腹だ。」と松雄局長を横に置き、記者会見ではっぱをかけたのですが、松雄局長は2020年3月に「構想2028年竣工」と言い出し、役人の皆さんは誰も切腹＝責任を取ることなく出世しています。

「まずは、市長から切腹の作法を示せ。」なんて言う役人幹部もいました。サボっていても、任期をジッと務めれば職場

はいずれ替わるのですから、外野からボソツと言うだけで良く、おいしい役人稼業は辞められません。

前 市民経済局長 宮村喜明（～2016年3月）

彼の2015年6月の記者会見から天守木造化事業はスタートしました。6月に国交省から「技術提案・交渉方式」と名付けられた公共事業入札の新たな運用ガイドラインが出るのを全国に先駆けて採用し、6月22日に文化庁長官・青柳正規から「名古屋城天守については、往時の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる文化庁・復元検討委員会において木造によるできうる限りの史実に忠実な復元をすべきとの意見が出せれる可能性が極めて高いと考えられる。」の言葉を引き出し、国交省、文化庁のお墨付きを得たからと、勇躍木造天守の予算化を進めます。

役人は、木造天守は市長の公約だと言われても「23年かかる。」（ネット中継の経済水道委員会で私は聞きました。）と市長に答え、「天守は耐震改修と決まっている。」と全員で市長を諫めたのですが、彼は河村市長に自分宛に「天守木造化事業にまい進せよ。」との指示書を8月24日付けで書かせ、さらに「全責任は市長が負う。」と、そこに入れさせたのです。（中日新聞主催の市長候補者討論会で河村市長が発言）他の役人の総反対を市長の指示書で黙らせ、押し切ったまさに「付度」の鏡となる局長でした。

書かなくても責任は市長しか負えないのが地方自治体なのですが、河村市長にあえて「全責任は市長が負う。」を書かせることによって、役人は頑張るポーズだけで、サボって天守木造化事業がとん挫しても、役人はだれも切腹させられないように、河村市長に対して彼は手をうったのでした。

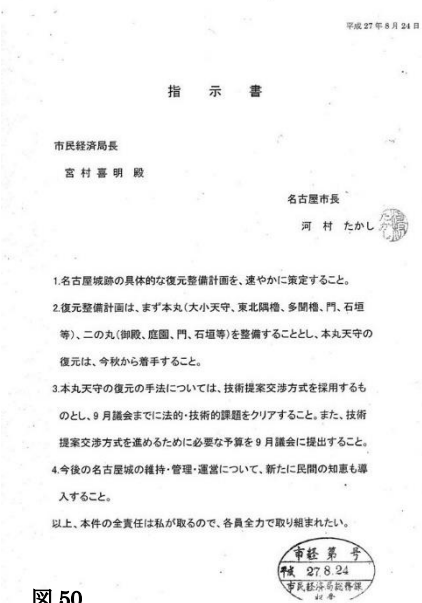


図 50

結果的には、国交省、文化庁は彼とのハシゴをはずすのですが、一口に言って彼は木造天守問題に無知であり、現コンクリート天守の価値をわかれろともせず、税金50億円の無駄使いの方向を決めた、市長からみれば、その時は最大の功労者であり、他の市の役人、市民から見れば大悪人なのでした。

彼の無知蒙昧ぶりを、役人と市民は2017年12月「名古屋城跡保存活用計画」で知ることになるのでした。このようなやるべき事を行わず、彼は河村市長の為に一気に走ります。

9月議会で議員報酬お手盛り600万円アップとバーターのように見せて、木造天守のゼネコンコンペ、市民説明会の予算3500万円の承認を議会から取得し、安井建築設計事務所と住宅都市局・消防局と共にゼネコンコンペ要綱をつくり、評価委員の有識者を集め、2016年3月、竹中工務店の案と共に竹中工務店が優先権者となったと発表します。すべて彼が引っ張ったのです。市長でも副市長でもありません。

そして、さらに鮮やかなのは、新たな観光文化交流局を安倍内閣「観光立国」宣言の先取りでつくり、市民経済局にあった名古屋城総合事務所を新たな観光文化交流局に移し、市民経済局はウルサイ市長関心事を局から出してしまい、彼の部下たちは万々歳となったのでした。

前 観光文化交流局長 渡辺正則 (2016年4月～2019年3月)

5月上旬に市民2万人(返事は7500人)にアンケートを出すのですが、そのアンケート文の3択①2020年7月までに木造天守復元・結果21.5%②期限にとらわれず木造天守復元・結果40.6%③耐震改修・結果26.3%④その他・結果11.6%は、市民経済局が既に作っていたものでした。

①と③の二択で決着をつけようとした役人に議会が自民党から共産党まで一致して②を入れ、結果、それが最大多数であったのが原因で、議会は「急ぐな。2028年リニア開通時でよいのではないか。」と言い、市長の「建設費には税金を一切使わない。儲かるから借入金で賄える。」の証を市に求めたことで、2017年3月まで議会対応で右往左往します。

2017年4月の市長選が絡み、「これは理屈でない政局だ」で、3月に議会が500億円の予算を承認し、市長の再選により、5月に名古屋市と竹中工務店は2022年末木造天守竣工の契約を結びます。これから彼は「木造天守は決まった事。ご理解下さい。」を決め台詞にします。文化庁とは今になっても木造天守は何も決まっていないので、彼は天守木造化事業をサボっていたのですが、市民を騙すこの決めセリフをひたすら言い続けて任期を終えました。

2017年5月に石垣部会から「木造天守より石垣が大事だ。」とすぐに反対の声が出て、その後、文化庁からの指摘「耐震改修だったのがどうして木造復元となったのか？」からウソが始まります。どれか一つでも途中で正直に示せば、こんなに長く漂流しなかったのですが、部下の名古屋総合事務所の西野輝一所長(現・千種区長)が6枚舌を操り、木造天守を混迷の淵に落としました。

6枚舌とは、天守閣部会と石垣部会がそれぞれ別に開かれるので、彼はそれぞれに適した発言をして二枚舌と部会有識者に呼ばれたのが始まりで、議会と市長にもそれぞれ変えて報告し、「文化庁がそう言ってる。」という文化庁に対してとマスコミへの流し(市民向け)の、合計6枚の舌を持つと仇名されました。



図 51

文化庁は2017年9月に石垣保存の為の石垣調査を認めます。竹中工務店は木造天守の請負契約の中でなく、石垣調査の単独契約を随意で行うのですが、彼はマスコミ（市民向け）には木造天守の為の石垣調査だと言ったのです。しかし、2018年3月の石垣部会への調査結果の報告で彼のウソが暴かれてしまいました。2018年5月7日に、取り壊しの為に現天守は閉鎖されました。

文化庁は「現天守をなぜ壊すのか。今や近代建築としての価値<戦後復興都市文化のシンボル>がある。」と言っているのですが、6枚舌は「名古屋市の石垣部会は石垣が大事だと言っている。」「文化庁は市の石垣部会が反対しては、受け付けない。」から、「文化庁との問題は石垣の保全にあり。石垣部会と石垣保全で調整が取れば、木造天守が出来る。」とすり替えたのでした。2年に渡って、天守木造化事業を漂流させ、後はヨロシクとご乗転です。

6枚舌だけに、名古屋市を諷める文化庁の言葉<戦後都市文化の象徴>は、記者クラブに紙で配っています。そして、マスコミは書きません。これが、名古屋市記者クラブの実態なのです。NHKは、政府広報機関であり、名古屋市広報機関ですので、見ては騙されます。

西野所長が新聞に出す言動に反応して、私たち **名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」** の運動が行われたのですが、それは、私たちを主語として、改めて時系列を追って松雄局長の後に入れます。

現 観光文化交流局長 松雄俊憲（2019年4月～）

2019年12月7日市民説明会 名古屋市公会堂にて、私は3分の質問を「松雄さん、人の命は、なによりも大切です。」で終えましたが、「市長の夢＝木造天守実現」が、「人の命」を脅かすことに頭はまわらなかったようです。

名古屋市は「建築基準法3条によって、レプリカ木造天守を文化財相当とし、法適用除外とするので、法に適合している。」とは、「国民の最低限の生命、健康、財産を守る」と定める建築基準法の技術基準を適用除外とするのであり、名古屋市は「人の命」より「レプリカ木造天守」が重要としている事なのですが、それがわからないようで、彼の回答は「私は、人の命は当然、人権も、大切に考えている。部下が持ち上げてくれば、当然そう判断する。」でした。部下のせいにするのでは、話にならないと思っていたら、2020年3月議会で彼は「2028年竣工」を打ち出しました。

河村市長の了解を取った「2028年竣工」ですので、「市長の夢」を彼が断ち切った事になります。8年先に河村市政が続いていない事は、河村市長も松雄局長も承知の上の事です。3月議会で「木造天守」が棚上げとなったのでした。

名古屋市がコンペの条件2020年オリンピック竣工から2022年末竣工に延ばした時は、「コンペ要綱に照らしてオカシイ。」と追及した議会も、今回さらに6年も延ばしているのに何も追及しません。これを見越して、河村市政を続ける事を重視し、それには<天守木造化事業の棚上げ>が、彼が局長を引きついで中での最大の仕事なのでした。

私は、名古屋市の違法行為を7つあげて質問状としており、その回答を名古屋市はホームページにあげましたので以下に並べます。

木造天守は違法である。<その1 **建築基準法違反**>

質問の① 国土交通省 住宅局 建築指導課に、名古屋市の言う「建築基準法3条1項4号の法適用除

外に該当するので、適用除外として適法である。」を、正しいと確認したか？

<p>質問の①国土交通省住宅局建築指導課に、名古屋市の言う「建築基準法3条1項4号の法適用除外に該当するので、適用除外として適法である。」を、正しいと確認したか？</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課に直接確認はしていませんが、建築基準法3条1項4号につきましては、特定行政庁が認定する事になりますので、担当部局である名古屋市住宅都市局建築指導課に相談しております。建築指導課からは、文化財保護法等の手続きを踏み、再現がやむを得ないと判断されれば、3条の適用は可能と考えていると聞いておりますが、今後詳細につきまして名古屋市建築指導課と協議を行っていく予定でございます。</p>
---	---

図 52

「可能だと聞いている。」であり「可能だ。」とは言わない。明らかに違法であるのでごまかす役人。以後も、このように解答欄を長々と書く事によって私の「違法だ。ハイカイイエで答えよ。」の簡潔な問いにはぐらかしが続く。回答者は観光文化交流局であり、他局の事は知らないという役人独特の論理を通して。民間でこんなことをしていたら客からの信頼を得られず潰れてしまうが、役人は平気なのである。なんととっても河村市長しか責任を負わないし、負えないのだから役人はウソも平気なのだ。

木造天守は違法である。＜その2 消防法違反＞

質問の② コンペ時の要求水準書に、「消火設備等については、消防法第 17 条第 3 項に基づく総務大臣の認定等の緩和を受けること」とあるが、受けたか？

<p>質問の② コンペ時の要求水準書に、「消火設備等については、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等の緩和を受けること」とあるが、受けたか？</p>	<p>消防法につきましては、名古屋城木造天守閣を消防法に適合させる必要がございますので、名古屋市消防局と協議を重ねてきております。その上で、消防設備等につきましては、基本的に消防法におきまして設置が必要な消防設備につきまして設置する事としておりますが、避難器具につきましては、建物の形状から設置が困難な事から、一般財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等から構成される消防設備システム評価委員会により、名古屋城木造天守閣の消防用設備等が十分な防火安全性(火災時に安全に避難する事を支援する性能)を有すると認められるものを設置する計画としております。</p>
--	--

図 53

ここまで長くなると、「お前、日本語を喋っているのか？」となる。「受けたか？」と聞いているので、「受けていない。」だけの事なのだが、それはマズイと言いつけを書き出したのだろうが、その言わげに消防法を使えず、質問にない「一般財団法人日本消防設備安全センター」「避難器具」について書いている。

木造天守は違法である。＜その3 請負契約・民法 632 条違反＞

質問の③ 竹中工務店とは「ゼネコン設計施工の請負契約」であり、建設業法 19 条により、竣工日が特定できなくなった今、市は請負契約を廃棄し、竹中工務店に損害賠償を求めるべきであると考えますが、なぜ、そのようにしないのか？両者の癒着を疑っている。

<p>①竹中とは請負契約であり、竣工日がない契約は破棄であり、市は竹中と委任契約を結ぶのか？ ②防災非難の現状案はゼネコンコンペでの竹中提案と違い、安藤ハザマ案と変わらず「法同等以上の安全はできない」。安藤ハザマ他ゼネコンに公平でない。竹中の設計にもとずき、工事入札すべきでは？</p>	<p>①名古屋城天守閣木造復元事業は、「技術提案・交渉方式」を採用しており、同方式における公募型プロポーザルを実施した結果、竹中工務店が本事業に関する優先交渉権者に選定されました。それに基づく個別の契約(委託契約・工事請負契約)におきましては、工期が定められておりまして、新たな竣工時期が確定した段階におきまして、適切に対処してまいります。 ②防災・避難につきましては、現行法規と同程度(消防法は適合)の安全性が確保できるよう、現在関係機関と相談・協議を行い、設計を進めております。設計を完成させた後に竹中工務店と工事の契約を行う予定でございます。</p>
---	--

図 54

回答は、竣工日が未定であることを認めている。質問は「未定だから、法に従い契約廃棄ではないか？」だが、それには答えず「竣工時期が確定したら適切に。」とある。回答の「竣工日が未定でも、法に照らして適切に」なら「竣工日未定となった請負契約であっても、建設業法に照らして継続できる。」となるのだが、それでは、堂々と＜違法であることを宣言＞したことになるので、このような曖昧なごまかしを続ける。解答欄を埋めているだけで、まともに答える気がない事をしめす典型的な回答である。

木造天守は違法である。〈その4 建築士法違反〉

質問の④ 法同等以上の安全を図ると名古屋市は繰り返すが、コンペ時の要求水準書にあった火事を想定した防災評価を得る国指定機関が、実施設計業務委託契約書では「日本消防設備安全センター」の消防防災システム評価を取得となっており、「日本建築センター」でない。なぜなのか？法同等以上の安全の証明には、日本建築センターの防災評価を得て、国交省の大臣認定を得るものと承知している。住宅都市局建築指導部長の見解を知りたい。

<p>質問の④ 法同等以上の安全を図ると名古屋市は繰り返すが、コンペ時の要求水準書にあった火事を想定した防災評価を得る国指定機関が、実施設計業務委託契約書では「日本消防設備安全センター」の消防防災システム評価を取得となっており、「日本建築センター」でない。なぜなのか？法同等以上の安全の証明には、日本建築センターの防災評価を得て、国交省の大臣認定を得るものと承知している。住宅都市局建築指導部長の見解を知りたい。</p>	<p>建築物に対しては、建築基準法、消防法がそれぞれ適用される事になります。建築基準法第3条による適用除外を受けるためには、防火・避難、構造等についての安全性を確認する必要がありますので、一般財団法人日本建築センターにおきまして防災評定や構造評定を取得する事で確認する事としております。消防法につきましては、基本的に消防法で設置が義務付けられる消防設備を設置する事としておりますが、建物の形状から設置が困難な消防設備につきましては、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防設備システム評価を取得し設置を免除する計画としております。建築指導部長からは、「非常に特殊な建築物の原形を再現するものであるため、建築基準法に定められる、通常の構造や防災に関する規定を満足する事はできません。そのため、通常とは異なる方法により、構造的、防災的な安全性を検証する必要がありますが、これらの検証には高度かつ専門的な知識を要する事から、評価機関による評定を取得する事で、検証の妥当性が証明できるものと考えています。」との見解であると聞いております。</p>
--	--

図 55

コンペ時の市の言う国指定機関とは、日本建築センターではないか？としか私は聞いていないが、それに答えず、「評価機関による評定を取得する」では全く答えになってない。それほどのアホなのか。「見解であると聞いております。」とまた、「見解だとの確証は観光文化交流局にはない。」とある。こんな回答を想定し質問では「見解を知りたい」とあえて建築指導部長を指名したが、それでも無視をした。

木造天守は違法である。〈その5 文化財保護法違反〉

質問の⑤ 石垣は文化財であるが、木造天守を受け止めるコンクリートの「跳ねだし架構」によって、一度取り壊わさないといけなく、石垣の保全は木造天守竣工後とある。

平成 29 年 12 月、平成 30 年 3 月の二回にわたって「基本計画案」を文化庁復元検討委員会に持ち込んでいるが、文化庁はこの「跳ねだし架構」を認めたのか？

<p>質問の⑤ 石垣は文化財であるが、木造天守を受け止めるコンクリートの「跳ねだし架構」によって、一度取り壊わさないといけなく、石垣の保全は木造天守竣工後とある。平成29年12月、平成30年3月の二回にわたって「基本計画案」を文化庁復元検討委員会に持ち込んでいるが、文化庁はこの「跳ねだし架構」を認めたのか？</p>	<p>名古屋城木造天守閣の基礎構造につきましては、まだ文化庁にお諮りしておりません。</p>
--	--

図 56

2017年12月、2018年3月、7月の「基本計画案」には書かれているのだが、「諮っていない。」とウソをつく役人。石垣を壊さなければならない「跳ねだし架構」をわざわざ絵にして持ち込むかよ。

木造天守は違法である。〈その6 建設業法違反〉

質問の⑥ 平成 30 年 10 月の文化庁審議会において、名古屋城木造天守は議題にならず、名古屋市の 2022 年末竣工はもはや果たせなくなったのに、なぜ、竹中工務店に引き続き材木を買わせ、11 月 20 日に河村市長は赤松を切りに出かけることができるのか？

<p>質問の⑥ 平成30年10月の文化庁審議会において、名古屋城木造天守は議題にならず、名古屋市の2022年末竣工はもはや果たせなくなったのに、なぜ、竹中工務店に引き続き材木を買わせ、11月20日に河村市長は赤松を切りに出かけることができるのか？</p>	<p>現在竹中工務店と契約締結しております、木材の手配・製材につきましては、柱や梁などの長尺大径木でございまして、簡単に手に入らない希少な木材でございまして。当初の工程に沿って確保しなければ、予定しております木材が手に入らなくなる可能性がある事は、今も変わっておりません。その状況で、今木材の調達を止めた場合、その後、再び集めようとしても二度と木材が集められなくなり、その場合、この事業の実現に大きく影響すると想定されます。名古屋城天守閣木造復元を行う事は、本市の方針としております事から、木材の調達を止める事なく、続けていく必要があると考えております。</p>
<p>・まだ設計が終わっていないのに、なぜ材料の発注をするのか？（構造の詳細が決まっていないのに断面長さが変わることがないのか？）</p>	

図 57

「名古屋城天守閣木造復元を行う事は、本市の方針としており」は、承知しているので、「その方針が文化庁によって認められなかった。」という事実を前提に問うているのだが、その事実を否定も肯定もせず、「名古屋市の方針だから木材を買い続ける。」では、答えではない。市民の税金で材木を買うのなら、天守木造復元事業の進捗状況を明らかにして、名古屋市の方針「材木は買う」が正しいことを言わないといけないのだが、一度名古屋市として決めた事はいつまでも続けるというこの回答は、全く、役人公害の典型である。全くもって、給料を税金ではらう価値のない役人だ。

木造天守は違法である。＜その7 独占禁止法違反＞

質問の⑦ 9月の議会で、弁護士見解として「工程の延長は5年程度」とあるが、2027年末竣工となると、コンペ時2016年着工の2020年夏竣工の縛りからさらに7年を超える。「法同等以上の安全」条件の改悪と合わせ、この工期の延長は＜公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針＞に違反しているのではないかと？

<p>質問の⑦9月の議会で、弁護士見解として「工程の延長は5年程度」とあるが、2027年末竣工となると、コンペ時2016年着工の2020年夏竣工の縛りからさらに7年を超える。「法同等以上の安全」条件の改悪と合わせ、この工期の延長は＜公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針＞に違反しているのではないかと？</p>	<p>今回の工程見直しにつきましては、解決すべき様々な課題が、事業を進めていく上で判明した事によるものでございまして、そのために必要となる期間を考慮して判断する必要があります。公募時点では想定できなかったものである事、現在協議を進めている工程見直しにつきましては、関係者と相談を重ねながら検討を進めている事から、法的な問題はないものと考えております。</p>
---	---

図 58

工期が伸びているのは「公募時に（名古屋市が）想定できていない」ことなら、公募にしたがって決められた竹中工務店には、なんら責務はない。竹中工務店は損害倍書を市に求めるべきである。竹中工務店の2016年3月の提案書、2019年5月の基本協定（請負契約書）には、文化庁との交渉は名古屋市が行い、市が責任を持つとある。しかるに、文化庁に認められず工期が伸びるのを「関係者（竹中工務店）と相談を重ね検討をすすめていることから法的な問題はない。」との回答は、名古屋市と竹中工務店の癒着を端的に示した。違法行為である。

以上読むのも面倒な法律の話の続けましたが、回答の内容をよく理解できなくても、回答にあたっての名古屋市の姿勢はわかりましょう。

2015年6月17日に議会に名古屋市が「木造天守に建て替えを決めた。これから市民には丁寧に説明する。」と言っているが、木造天守に反対する市民への説明は、こんな判じ物ばかりであり、丁寧な説明は一度もありません。

「木造天守は決まった事。ご理解ください。」で、どうして市民への丁寧な説明になりましょうか。

役人、特に高給取りの局長は、憲法15条「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」などはどうでもよく、河村市長の為なら「人の命」も犠牲する事を「進行中だから、殺すことになるのかどうかかわらんでしょう。」「木造天守はどうせ完成しない（出来ても2028年以降）のだから、自分の任期中は殺すことにはならない。」と松雄局長はうそぶくのです。サボっていても給料がでるから可能な振る舞いです。もちろん、市民の税金は無駄につかわれるのですが、松雄局長の金ではないので平気なのです。

どうしてこんな違法行為がつづけられるのでしょうか。証拠となる基本設計図書は公開されていません。

2020年5月に予定通り実施設計図書がまとまれば、見積もり書と共に施工前に議会承認があるので公開されますが、契約の2022年末竣工はデキナイと名古屋市は言っています。そして、実施設計を2021年3月までの延ばし実施設計料11億円で継続する事を名古屋市議会は認めましたが、基礎構造が未定ですので基本設計は出来ておらず、当然2021年3月になっても実施設計は終わりません。

このまま永遠に、名古屋市の木造天守(案)は表に出ないので、役人は違法行為を「進行中」と言い続け、河村市長が退任するまで逃れおおせるとの考えなのです。市議会は2020年度の最低限天守木造化事業を続ける3億1千万円の予算を認め、名古屋市を追求しません。ですので、このような質問への答えになっていなくても、なにかをただ書いておけばよいというスタンスで役人はいられるのです。

市民オンブズマンの訴訟「公開が全て黒塗りであるのは不当」の公開請求を要求する物の中に名古屋市が文化庁に持ち込んだ「基本計画図」がありますが、この黒塗りを剥がすと、役人が違法行為を行っていることが明確になりますので、名古屋市が公開請求に応じることはないでしょう。国も野党の追及に「資料は存在しない」「資料は廃棄した」と平気で答え、挙句に「改竄した。」ですので、名古屋市の役人も全く平気です。部下の係長が亡くなってもすまし顔でいます。観光文化交流局の総務課長は図太いです。

●2020年3月、名古屋市は鉄骨造の米蔵を作る中、埋蔵文化財を壊してしまいました。

名古屋市教育委員会埋蔵文化財保護室埋蔵文化財保護担当は「掘削を知らなかった。」と言っています。2019年4月に名古屋市石垣部会に言われ、金沢城、熊本城を真似てようやく「名古屋城調査研究センター」を立ち上げたのですが、1年もたたずこの失態でした。文化庁に叱られて、松雄局長は名古屋市の新たな体制を作らないと文化庁に名古屋城の何事ももちかけられません。

米蔵は<史跡の上に建てて良い建造物>として、名古屋市教育委員会から申し出を受けて文化庁の許可を得ているのですが、その米蔵の在った位置を史跡にトレンチを掘って確かめるといふ基本的な事を名古屋市は行っていませんでした。民間では、建設予定地に埋蔵文化財がありそうかと市に問い合わせして、埋蔵文化財包蔵地を名古屋市遺跡分布図で確認し市の指導を仰ぐのですが、教育委員会と名古屋城総合事務所には、天守木造化事業で大きな溝が出来てしまい、その谷間でおきた事件でした。

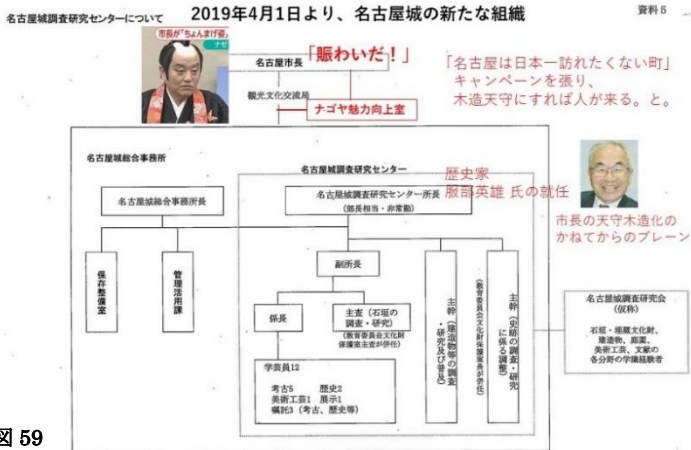


図 59

国の「文化財を生かせ、その為には教育委員会から首長直轄の組織で活動せよ。」がアダになり、観光しか考えていない観光文化交流局であることがこの事件で明確になりました。大阪城では、学芸員が代々トップを務めています。「働く学芸員」が4名います。

名古屋城調査研究センターのトップは高名な歴史学者であり、1ヶ月に一度熊本から来るだけです。そして、動く学芸員は兼任者と現役を退職した老人の臨時雇いなのです。石垣調査工事を監督し、名古屋城博物館で企画展を催し、本丸御殿を生かす案内をするなど全くできない陣容です。

人材育成には時間がかかるのですが、NHKプラタモリで、タモリを案内した石垣担当学芸員は辞めてしまいました。河村市長命の6枚舌の元では働きようがなかったのだと思います。「考古学」とは、焼き物の欠片一枚から想像を働かせる学問であり、そこから積み上げる学説には時間がかかります。河村市長の「4年で作る木造天守」とはすり合わせる接点が全くないのです。

「文化」を名のる資格のない松雄局長なのですが、どのように名古屋城調査研究センターを修復するのでしょうか。新たな人集めをまず行うのでしょうか、真の文化を知る人は名古屋城総合事務所には就職しないと思います。名古屋市教育委員会・名古屋市博物館・名古屋市蓬左文庫から、兼任でなく専任者として異動させるのでしょうか、河村市長お友達の前部英雄さんが所長であり「木造天守は河村市長の元で作られる。」では、大阪城天守閣博物館館長のような市井での活躍はできません。



名古屋城を「戦後復興市民のシンボル」に
賛同のお願い

呼びかけ人 東郷和生・尾崎昭彦・本多弘司（以上3名一般建築士）、
尾崎康子（日産大名誉教授）、加藤剛（元JRCB）、高田清隆（元教育委員）
森弘典（弁護士）、藤井茂彦（名古屋経済）、尾崎孝子、西澤英子

天守は壊してはいけません。戦火で焼け野原になって12年、ものづくりに古歴の復興のシンボルです。

名古屋では300万人の日本人が住みださなくなりました。生き残った名古屋市民はボロ雑巾に働き、天守復興の資材を蓄積していったのです。復興の火種が燃え上がった。大砲天守閣は36年経ったコンクリート製であり、基礎は危殆に陥っています。建設費が膨れ上がり、市民の負担も増えています。天守閣を築き直し、歴史を伝えるべきです。天守閣を築き直し、歴史を伝えるべきです。天守閣を築き直し、歴史を伝えるべきです。

根拠のない建造計画

大天守は1997年に建設現場を行い、1999年に天守閣を完成させ、2000年の開城式を行いました。年間220万人の参観客を集めるのに成功しています。名古屋城天守閣を本天守に建て替えて、現在の参観客120万人の天守閣を50万人を40年間で築き上げ、天守閣を完成させ、歴史を伝えるべきです。

コンクリート40年寿命の天守閣

天守閣の天守閣は40年寿命です。天守閣の天守閣は40年寿命です。天守閣の天守閣は40年寿命です。

氏名	住所
尾崎和生	名古屋市東区東山1-1-1
尾崎昭彦	名古屋市東区東山1-1-1
本多弘司	名古屋市東区東山1-1-1
尾崎康子	名古屋市東区東山1-1-1
加藤剛	名古屋市東区東山1-1-1
高田清隆	名古屋市東区東山1-1-1
森弘典	名古屋市東区東山1-1-1
藤井茂彦	名古屋市東区東山1-1-1
尾崎孝子	名古屋市東区東山1-1-1
西澤英子	名古屋市東区東山1-1-1

●名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」に

2015年6月の名古屋市からの発表「現天守を壊して、木造天守にする」と市は決めた。」から、それぞれ反対の声を出していた者が2016年11月に集まりました。左記により賛同された方の署名を2017年2月20日にナゴヤ魅力向上室の館さんに渡しました。

月に一回ほど「お城ミーティング」を行い、ジャーナリスト、市会議員にも参加いただき、情報発信に努めました。街頭に立ちビラも配りましたが、フェイスブックでの動画の発信への反響が大きかったです。

今も名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」に（Facebookで検索ください）は継続しており438人のフォロアーがいます。

2017年4月23日の名古屋市長に向けて私たちは「名古屋城天守」を選挙での論点としたのですが、3月に、河村市長に対する岩城候補を支援する自民党・公明党、民主党が木造天守500億円の予算を認めてしまい「木造天守は市長選の論点としない。」とされ、私たちが明らかにしてきた木造天守が持つ数々の問題は市民に広がりませんでした。「木造天守は本物」という河村市長の発言は市民

図 61

に行き渡りました。河村市長が圧倒的に勝ち、5月に名古屋市は竹中工務店と竣工を2022年末として基本協定（請負契約）を結ぶのですが、早速、名古屋市石垣部会の有識者から「レプリカ木造天守ありきで検討などできない、竣工してから石垣を保全するとは後先が逆である。石垣こそ400年前からあって、史跡の価値を今に示すものである。」と、反対の声があがりました。

●2017年6月に募金条例を作ると知り、「なら、竹中工務店の提案は、史実な忠実な復元でない事を市民に伝えないといけない。ハイテク木造であることをまずは議員達に教えよう。」と、議会への請願を申し込み、ようやく実現したのは、2017年8月24日でした。議員たちは、聞き置くだけで、「審査をしない。」役人は決め台詞「天守木造化は決まった事、ご理解ください。」でした。

享月 日 曜日 暦月 暦日

2017年(平成29年)8月25日(金)

**木造化反対請願
審査を打ち切り**

名古屋城巡り市議会議長
名古屋市長

名古屋市長が「木造化反対請願を審査を打ち切った。3月の本会議で木造化の予算案を可決し、事業も進んでいる」とが理由。起立採決で共産

党以外の各会派が審査打ち切りに賛成した。請願は6月に市民グループが提出していた。旧天守の戦災焼失後、1959年に鉄筋コンクリートで再建された現天守を「戦後復興のシンボル」として残すべきだと主張。国特別史跡である石垣の保全を最優先するよう求めていた。建築基準法や消防法の定めで、木造化には消火設備や避難対策が必要。市民グループの男性は、委員会で「河村たかし市長が言う

『寸分たがわぬ復元』ではなく、『観光でもつげるハイテク木造』になる。石垣を壊さないと過れない木造天守を文化庁は認めないのではないか」と指摘した。

	違法建築	法適用除外	合法・改修
主役	河村市長のワソ(2つの案を1つとして、使い分けている)		市民に愛される名古屋城
家の名称	国宝名古屋城の伝統木造復元	観光で儲けるハイテク木造	現天守の耐震改修+博物館刷新
姿	<p>燃えた国宝名古屋城 1954年 城戸久(名古屋大教授)復元案 これに基づき、今あるコンクリート天守は作られた。</p>  <p>文化庁と石垣部会は史跡の石垣優先。木造天守の復元内容については文化庁復元小委員会の預かりとなる。未達。</p>	<p>年360万人40年継続すると言う市の観光事業の見通しの検証は未達。</p>  <p>竹中提案書より詳しく後述する。文化財である石垣を壊さない、作れない。燃える木造建築から避難する階段を新たに作るも、小天守への一方であり二方向でない。</p>	<p>昭和34年(1959年)竣工、第58年の鉄骨鉄筋コンクリート造</p>  <p>木造天守が好きな人たちは、現天守の東にある身障者用エレベーターが臭苦しい、壊すべきだと言うが、身障者エレベーターの後ろには屋外避難階段もある。</p> <p>現天守は小天守をとおることなく避難できるよう、二方向避難を確保。安全、かつ、完璧な外観復元。</p>
文化	400年前の新品に文化財性なし	子供たちへの宝?借金は負担でないが、	「戦後復興のシンボル」文化財
観光	「面白い」で、話題になる 違法、危険なので中に入れな	「観光」で「面白い」を偽装? 建築基準法適用除外条件「原形(国宝)の再現やむなし」として法を逃れるには名古屋市の判断でよいが、名古屋建築審査会の「天守木造化の大義名分」「安全」への同意が必要。	名古屋都市史を示す、観光名所 合法。市長は城でこの案を消す
安全	展望台・建築として使えない。現代に作る建築は現代の法律に合わせなければならぬ。国民の最低限の生命・財産を守るのが建築基準法である。		1:耐震工事をしても寿命40年 2:40年後、文化庁は木造と言う 3:現天守は地震に弱い、入場制限をして、早く強い木造にする
建設費	350億円	500億円 坪3000万円	30億円
工期	7年	5年	2年
先例	掛川城、大洲城があるが、天守がないところに新たに作った	戦後のコンクリート天守は多くあるが、壊して木造にするのは無い	大阪城、小田原城、熊本城(これから2年で大林組が行う)

図 62

私たちは、議員がどうしてハイテク木造としなければならないかを理解していないのではないかと、A3版6枚を持ち込み、議員の各会派に配り、役人に渡し、さらに「この竹中工務店の案では、天守台の石垣を毀損するので、文化庁は認めないと思う。」とまで伝えたのですが、一切無視でした。

文化庁の役人も、名古屋市の木造天守(案)を知らないと思い、同じものを同時に私は文化庁にも送っています。効果があったかどうか、文化庁から私には何の反応もなくわかりませんが、結果は、名古屋市の木造天守(案)は文化庁から無視されることになりました。

● 2017年8月26日 名古屋市博物館地下講堂で シンポジウムを開催。



図 63

2日前に、審議さえされなかった内容を「名古屋市長はウソをついている。」とパワーポイントを使い30分講演しました。今もユーチューブで見えます。(700回再生)

名古屋市石垣部会の赤羽先生より、石垣の話を伺いました。

私は講演「壊すな！名古屋城天守」をしました。



<https://www.youtube.com/watch?v=xcRwrYrcx1c>

図 64

マスコミが伝えるのは、国宝名古屋城の忠実な復元ですが、それなら350億円です。観光で儲かる木造天守は「法の適用除外」とするのですが、「法同等以上の安全」の為にハイテク設備が満載であり500億円、坪3000万円と、とんでもなく高価なものとなっているのです。しかし、コンペ要綱と竹中工務店の提案内容をマスコミは伝えないので、一級建築士として法律から解説をしました。

70名ほどの会場には、市議員もマスコミ各社もいました。私に個別に質問をする記者には丁寧に解説を補ったのですが、違法建築と法適用除外建築との使いわける市長のウソの話が記事になる事はありませんでした。週刊プレイボーイで、奈良大学千田教授の話として、「復元・木造天守は危険な違法建築だ。」と書かれたことしか、今もって見ていません。なぜなのでしょう？

私の説明が足りないのではなく、私のこの説明ですと「名古屋市が市民を騙して、危険な違法建築を作ろうとしている。」ですので、それを記者が記事にするには内容が重すぎるのだと、後にジャーナリストが教えてくれました。

本来、行政が行うべき違法建築の取り締まりを、今回は「レプリカ木造天守は文化財である。」として名古屋市は違法建築とはみない。即ち、泥棒が警官を兼ねているので、警官に勝つには記者はよほど勉強をして自信が持てないと書けないのだそうです。それに「天下の竹中工務店がついているので、木造天守はできる。」と、町のコンサルタントである私の信用度も足りないのでしょうか。

私は、河村市長はこのユーチューブを見たのではないかと思っています。彼には分かりやすかったのでしょうか。河村市長は「なんで、提案に身障者エレベーターがあるのだ。ホンモノにならん。」と言っているくらいですので、コンペ要綱も竹中工務店の提案書もきちんと読んでいなかったのでしょうか。この動画なら、竹中工務店の提案内容がすぐにわかります。

2018年2月末、基本設計終了予定日に「ホンモノを作らんと意味がない。」と、竹中工務店と協議して、身障者エレベーターだけでなく、目に見える竹中工務店提案の火災から逃れる避難設備をすべてやめてしまいました。今の名古屋市の案は、上記表で示す「国宝名古屋城の復元」350億円で構造補強をしたものですので400億円くらいでできましよう。竹中工務店から3月末に名古屋市に出された基本

設計図書にもとづく概算金額を名古屋市は公表していません。差額の100億円？は、市民が知らない裏金となりました。

●2018年3月1日に、2017年11月21日に行政不服審査法に基づき私たちは審査請求をしたのですが、河村市長から却下されました。

司法への行政不服申し立てが多く、司法が混んで大変なので、総務省は既存の行政不服審査法をつかい、行政内で、第三者性を保つように運用しなさい。という事で、新たな手引きが総務省から出たので、それに基づき「天守は耐震改修と決めていたのに、なぜいつのまにか木造復元になったのか。」と、審査請求をしたのでした。

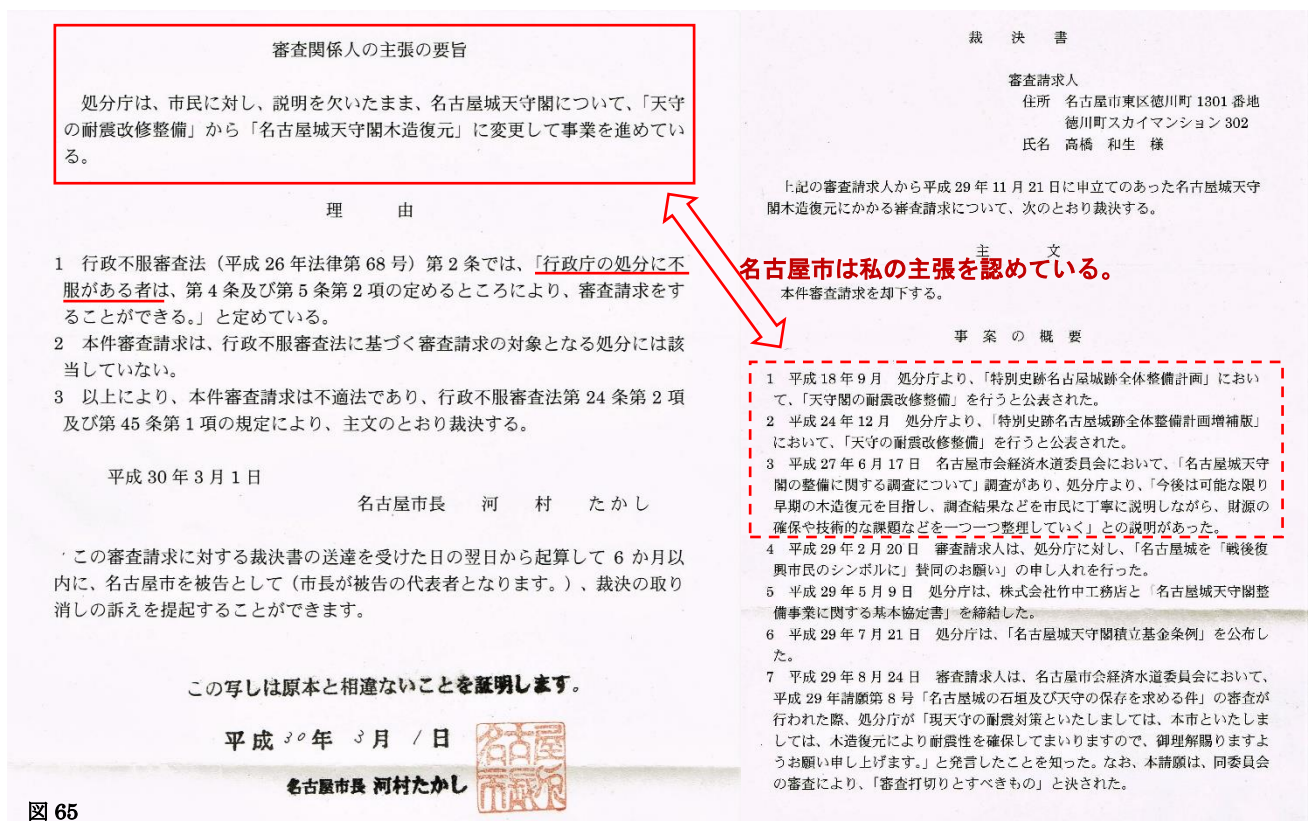


図 65

名古屋市は勝手に木造天守に決めた事、その説明を市民にも文化庁にも行ってない事は認めています。2018年3月末日に、ようやく文化庁に「名古屋城跡保存活用計画」において「木造天守にする。」と出していますので、事象では私の主張どおりなのです。

横浜市、神戸市などは担当部局でなく、第三者性を持つべく他の部局が審査するのですが、名古屋市は担当する観光文化交流局総務課が審査をします。

「却下」の理由は、私、審査請求人は「行政の処分に不服がある者」ではない。と、名古屋市が判断したからだと言うのです。変ですよ、私に不服があるから聞いているのに、それに答えず「お前には、不服が無い。」というのです。これでは、市民がどんな不服を持って審査請求をしても、全て却下できます。行政不服審査法の意味がないです。

総務課係長の説明ですと「名古屋市からの税金の請求金額が間違っている。と、市民の利害に直に関与ことが法の対象であり、高橋は天守が耐震改修だろうが、木造復元だろうが、何ら利害を発生しないから、

名古屋市は、高橋に不服があるとは認めない。」のだそうです。（亡き係長に合掌しましょう。）大村知事ではないですが、「こんなことが、民主主義の国で行われるなんて信じられない。」でした。

市長が「木造天守」を公約として立候補し、当選したのだから、公約実現は当然であるという理屈であり、「文句があるなら、署名35万筆を集めて、市長のリコールをせよ。」というのですから、無茶苦茶です。公約にした事は私も知っていますが、市長の思いつきだけで、現天守と木造天守と価値を比較し、説明する事なく「木造天守に建て替えを決めた。これから市民には丁寧に説明する。」でもって、税金500億円を使われては、市民はたまりません。こんな論法を振り回すのでは名古屋に民主主義はありません。

市長が「木造天守は面白い。ホンモノだ。100年後には国宝にしまし。人がぎょうさん集まる。」と言っているのは知っていますが、本物は空襲で燃えたのであり、現在のコンクリート天守も復元される木造天守もニセモノです。しかし、現天守は 戦後復興市民のシンボル として市民から寄付金を集め、二度と燃えさせないという決意で、コンクリート造によって外観復元されたのでした。その価値は、空襲で亡くなった8000人の方の悔しさ共に残さないといけません。文化庁も「戦後都市文化の象徴」として、現天守の価値を認めており、河村市長の独断独走にNOと言っています。民主主義の手間を惜しんでいては、木造天守は永遠にできません。

●2018年10月21日に、名古屋市博物館地下講堂で シンポジウムを開催。

名古屋城天守 漂流

2018年10月21日

名古屋城を「戦後復興のシンボル」に 実行委員会
高橋和生

私は講演「名古屋城天守 漂流」をしました。「木造天守は、危険な違法建築である。」の話も、1年前と見方を変えて再度しました。（500回再生）6節 名古屋市石垣部会とのところで、石垣問題は説明します。タイトルの「漂流」は、日経新聞の松尾記者からいただきました。

図 66

<https://www.youtube.com/watch?v=UnDlwVqau4Q>



図 67



図 68

松尾記者が書くように、名古屋市（中日新聞）は市民に熊本城の復元のいきさつを知らせず、ただ河村市長の天守木造化の独断独走を助けるだけですので、もはや文化庁は名古屋市の木造天守（案）を受けつけることはありません。よって、史跡の価値を名古屋市が表した「名古屋城址保存活用計画」の内容「現天守の耐震改修より、それを壊しての木造天守復元に優位性がある。」を示して、これからの私たちの運動は「名古屋城コンクリート天守を登録有形文化財に」とすべきだと講演しました。

●2018年6月21日に名古屋市に住民監査請求をすべく、私達は賛同者を募って（図69）おり、150人余の賛同のお名前をいただきました。

●2018年9月21日名古屋市監査委員に対し、名古屋城天守の有形文化財登録を求める市民の会は「名古屋城天守閣整備事業」について、その基本設計業務において違法性が疑われる事から、当該違法行為の是正と本件事業の停止を求める住民監査を請求しました。

●2018年11月9日監査委員4名の9回の審議の結果「判断が分かれたので、基本設計が未完成であることを前提にした主張には判断しない。」となり、2018年12月17日に、名古屋市地方裁判所に上記監査請求に引き続く住民訴訟を提訴しました。原告は150人余の中から15名の方が手をあげられ、他の方は応援団となりました。

私は、ここで運動の主体を降りました。裁判の傍聴をし、原告の資料提供、名古屋市の言い分に対して反論のお手伝いはしています。

2015年6月に「なぜ壊す！ 現天守は亡くなった親父が寄付をした自慢のコンクリート天守だ。」が私の運動の出発点であり、2015年12月市民説明会で河村市長のウソの数々を直接聞いて、これは一級建築士としてあばき、木造天守の危なさを私の専門知識でもって市民に知らせないと続き、学生時代に安土城復元を体験した事を徐々に思い出したのでした。ここは、日本の文化を守る建築家であろう！と、柄にもなく大きく構え、呼びかけ人の代表を受けたのでした。

私は、顔も名前も明らかにして運動を続けてきました。新聞記者、市会議員の多くの方と直接お話をしています。ある市会議員の方が言うのです。「元清水建設社員が、竹中工務店をイジめているんだろう。」と。いくら、現天守の耐震改修と木造復元の話と比較して説明しようにも、そんな面倒な事にオツムを回すより、私にレッテルを貼って無視をする方が楽だと言う方が多いのに気づいた一瞬です。

その市会議員の「そりゃ、ワシは木造が好きだからさ、木造天守が良いに決まっている。」は良いのですが、元清水建設社員であることは消せませんので、それが理由で話が進まないのは困ります。また、司法で表に立つことにより、清水建設の迷惑になってもいけないと考えて、呼びかけ人代表共々降りました。

名古屋城天守木造化事業に対する住民監査請求の呼びかけ

私たちは、名古屋城を『戦後復興、市民のシンボル』に、と、現在の鉄骨鉄筋コンクリート製の名古屋城天守の文化的価値を訴え、性急に進められる名古屋城天守木造化事業に反対しております。天守木造化に対する文化的価値の議論を市民にはかることなく事業を進めるは、住民への主権侵害であり、住民自治という民主主義の根幹にも関わる問題であると考えています。

現代において、400年前の天守の原形を忠実に再現するとなれば、当然、現代の法（リニア法、建築基準法、消防法）に照らせば「違法建築」となります。この法の問題を解決し、揺れる不特定多数の人々に安全な施設とする事を前提として、名古屋市と株式会社竹中工務店（以下、竹中）との間で、昨年5月、基本協定（請負契約）・基本設計業務委託契約が結ばれました。そして、名古屋市は3月31日に基本設計業務を終了したとし、4月9日に実施設計業務委託契約を竹中と新たに結びました。

しかし、以下に示すように、私たちは名古屋城天守木造化の問題は基本設計業務でなら解決されていないと考え、住民監査請求¹を行い、是正されない場合には、住民訴訟をも考えております。

2つの住民監査請求

●名古屋城天守木造化事業において、竹中は基本設計業務を完了していないにもかかわらず、市は平成30年4月27日、竹中に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」として代金¥846,936,000円を支払っています。竹中に対してこの支払の返還を求めます。

基本設計業務は完了していないとする根拠。その1：市と竹中は、文化庁の文化審議会から木造天守復元の許可を得るまでを基本設計期間であるとして契約をしています。しかるに、市はこの7月に「基本計画書」をまとめ、文化庁復元検討委員会に提出し、11月に文化審議会の許可を得る予定としています。その2：基本設計業務の開示を求めたのですが、基本設計図書はなく、基本設計説明書は350ページ全て黒塗りでした。その3：「違法建築」である天守の基本設計業務には法の問題を解決する為に関係官庁との調整が必要であり、その打ち合わせ記録も開示されましたが、文化庁・消防庁・国土交通省・名古屋市建築審査会・現（リニア法）との記録は、一つもありませんでした。

●名古屋市は平成30年4月9日に、竹中と「名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託」（以下、実施設計）として金¥1,563,840,000円の契約を結んでいます。基本設計図書が存在しなくては、実施設計業務はできません。この契約の差止めを求めます。

以上、ご賛同いただけるのであれば、ぜひとも一緒に住民監査請求を名古屋市に求めませんか。

2018年（平成30年）6月21日 名古屋城を『戦後復興、市民のシンボル』に

呼びかけ人 近藤直子・高田廣司・森弘典・加藤剛・高橋和生・尾崎昭彦・島子谷陽子・藤井克彦・尾形慶子・西浦愛子・森見・貴田和一・西浦芳郎・稲垣美智子
米1 住民監査請求は、名古屋市内にお住まいの方しかできません。後日、委任状・印をいただく関係上、氏名と住所をお教えください。監査委員には、公表しないように求めます。

図69

2 節 名古屋市住宅都市局建築指導部

2017年5月名古屋市と竹中工務店の契約の後で、建築指導部建築指導課係長に、「建築基準法3条1項4号で、復元木造天守が建築基準法の適用除外になるのか？危険じゃないか？」を聞いています。名古屋市の建築審査会の窓口を探して彼に行きつきました。

建築基準法3条1項4号

第一号(国宝・重要文化財)若しくは第二号(重要美術品)に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

「復元木造天守は文化財同等となり、建築基準法から外れる。」と言うでした。空襲で燃える前の天守は国宝でしたが、レプリカ復元木造天守には年間400万人を入れて、市長曰く儲かる観光施設なので現行法規に合わせて、命、健康、財産を守るのが建築基準法なのですが、法の番人の建築指導課は「法3条に合っているから建築基準法にも適合している。」と法の理屈を述べ、人の命は文化庁に預けると言うのでした。

回りくどくなります。「文化財保護法下の史跡であり、文化庁に復元木造天守を建てると史跡の現状変更申請をする。復元木造天守を、史跡の上に建てて良い歴史的建造物だと文化庁・復元検討委員会が認めれば、復元木造天守は史跡の構成要素となり文化財(史跡)となる。よって、法3条の文化財の原形の再現となり、法の適用除外とする。」でした。手続きとして<復元木造天守を、史跡の上に建てて良い歴史的建造物だと文化庁・復元検討委員会が認めれば>があります。きしめん屋もトイレも史跡内にありますが手続きされていないので、これらは法の適用除外にはなりません。

2015年6月22日、文化庁長官・青柳正規から名古屋市への「名古屋城天守は、木造によるできる限りの史実に忠実な復元をすべき」を受けて、建築指導課は「なら、文化庁に、命、健康、財産、障害者の人権も預けてしまえ。」なのでした。



2019年12月の市民説明会でも観光文化交流局は同じ回答でした。2017年3月25日に国交省は「国宝、重要文化財をのぞき、建築基準法の技術基準に従え」と通達を出しているのですが、「名古屋市が法を解釈し施行をするものであり、国交省建築指導課には聞かない。」でした。

私は、添付を文化庁に送っています。<「史実に忠実な復元」と「法同等以上の安全」は矛盾します。安全を考えると、ど真ん中に加圧排煙機を備えたタテシャフト、鉄骨の避難階段があると、竹中工務店は名古屋市天守閣部会に提案しています。文化庁においては「史実に忠実な復元」だけでなく、「安全」も審査してください。名古屋市は文化庁が認めれば市は「安全」の責任を負わなくてよいとしています。>

図 70

文化庁は「文化庁に現状変更申請を提出する前に、国交省、消防庁の「安全」への了解が先だろうが。」とブツブツ言い、国交省は「文化庁が復元木造天守を望んだのだから、まずは、文化庁でOKを出してからその内容で安全を見る。」と、様子見なのでした。木造天守にしたいなら、卵が先か鶏が先かでなく、両者が一致してあたらないといけないのですが、しませんでした。（情報源は明らかにできません。）

本丸御殿は、この法3条1項4号の拡張解釈<レプリカも文化財同等>によって作られました。名古屋市と愛知県が一体となり、専門家をいれた協議会がもたれ、そこに文化庁に入ってもらい、特定行政庁が安全の責任を負い、屋内消火栓・制震ダンパー・鉄骨のブレースを「史実に忠実」ではないですが、文化庁の了解を得て入れています。屋根が柿葺き、外壁が木材ですので、火事に燃えてしまう違法建築であり、法3条1項4号の適用がなければ建てられませんでした。

河村市長は素人ですので「本丸御殿ができたのだから、天守も木造でできる。」だったのでしょうが、名古屋市の役人は平屋の御殿と、6層の天守の「安全」の違いを市長に説明し、納得させることができなく、「なら、文化庁に、命、健康、財産、障害者の人権も預けてしまえ。」だったのでした。

5年かかりましたが、文化庁は名古屋市とのハンゴ<史実に忠実な復元>をはずしてきました。名古屋市が「命、健康、財産、障害者の人権」を法に従って守る木造天守（案）を文化庁に提出すれば、文化庁は「Ⅱ：復元的整備」基準でもって、史跡の上の建ててよい建造物と認めるとしたのです。

では、今の名古屋市案を従来からある「Ⅰ：復元」基準によって、名古屋市は文化庁に審査を求めることもできましようか？いいえ、内部にコンクリート、杭を打つのでは「Ⅰ：復元」でなく「Ⅱ：復元的整備」です。そして、仙台城、熊本城、金沢城において、杭、コンクリート地業を文化庁は認めていません。遺構面を保護する土間コンクリートしか認めません。よって、「Ⅱ：復元的整備」としても文化庁は認めないと思います。

文化庁によってハンゴをはずされた名古屋市住宅都市局建築指導部は、「復元木造天守は文化財同等となり、建築基準法から外れる。」とは言えなくなったのです。名古屋市は「名古屋城跡保存活用計画」において、「現天守の耐震改修より復元木造天守に優位性がある。」としましたが、その後、文化庁との協議はなにもできていません。この2020年4月17日の新たな<史跡の上に建てて良い建造物基準>に従い、ヨーイ、ドン！と始めるしかないのです。

現コンクリート天守の近代建築としての価値「戦後都市文化の象徴」を認め、耐震改修、長寿命化を勧めており、「史跡の価値を損なうコンクリート天守は老朽化したら壊せ。」とは言っていません。これが案の1であり、案の2としては、現代の法に従いハイテク木造天守の復元があります。さらに、案の3として、鉄骨造の天守があります。木造天守の柱・梁は太く、内部に鉄骨を入れて外側に木材を張れば、コンクリート造での外観復元と共に内観復元も可能です。

「Ⅱ：復元的整備」考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規範・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること
とあるので、これら3案を多角的に検証し、関係者間、なによりも市民の合意が形成されないと、文化庁

はいくら、名古屋市が「保存活用計画」に従い「木造天守を復元する」と言っても、木造天守を描いた史跡の現状変更申請を、新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>に従い、文化庁は受け付けられません。なお、名古屋市住宅都市局長は40代で国交省から天下ってきた方です。

3節 名古屋市消防長

第3章 国の機関の「天守木造化事業」への対応 5節 総務省消防庁 において、2018年3月2日消防庁の塩谷氏のコメントから●名古屋市消防長は、名古屋市の名古屋城木造天守(案)に同意できない。と、書きました。再録すると以下の4つです。

①(財)日本消防設備安全センターの消防防災システム評価とは、定められた消火設備の運用評価であり、建物用途に応じた消火設備を定める権限は有していません。

②名古屋城木造天守は、消防法の建物用途(一)および(二)で求められる防火対象物であり、建築基準法で耐火建築物でなければならないのに、名古屋市と竹中工務店がいう「木造だが、スプリンクラーと屋内消火栓があるから安全だ。」とは消防長は認められません。スプリンクラーの設置によって、その木造建物が耐火建築に相当することはありません。

③名古屋市長はいくら「人の命より、俺の夢だ。」言っても、消防「長」は、市「長」とは独立しており、消防庁の管轄下にあります。「人の命」をどうとも思わない観光文化交流局長とは違います。

④消防法施工令32条の消防長の同意による緩和を塩谷氏はあげ、コンペ要綱では「名古屋市火災予防条例に相当する代替案の検討によって消防長の同意。」とあります。塩谷氏は、消防長は「第三者に聞き」「慎重に判断する」とも言っています。「消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等により緩和」は、確かに特殊な消火設備の事であり、スプリンクラー、屋内消火栓は普通の消火設備ですが、その消火対象物は木造6階建て延べ床面積5500㎡の展望台です。それに相当する建物は消防法の規定に無いので「総務大臣の認定等」と名古屋市消防長は「第三者」に救いを求めたのでした。

ここで、2015年11月9日の名古屋城天守閣整備検討会議第1回の会議記録から消防長の発言を抜き出します。9月議会において天守木造化事業の3500万円の予算が付き、12月のゼネコンコンペ、市民説明会開催の段取りがついて、市長の前の局長が集結した「エイエイ、オー！」の会議でした。副市長はじめ、市

名古屋城天守閣整備検討会議(第1回) 会議記録
日時:平成27年11月9日(月) 9時30分~10時00分
場所:本庁舎2階 特別会議室
出席者:会長(市長)、副会長(市民経済局所管副市長)、委員13人
欠席者:田宮副市長

消 防 長	普通は、こういうものをやる時には文化庁や国土交通省といったいろいろなところの問題が出てくる。今、庁内会議がセットされているが、実務的にこなすには外の応援団をたくさん作らないといけない。 例えば、消防法の消防施設の関係でいうと我々が判断すればいいところと未知の部分についてはコンセンサスをとってくる。これだけの公の仕事をやっている学者達も応援しているというものを、普通は一緒にやるものだ。それをやらないと名古屋市中で検討して出してもできない。そういう人たちが発言する場を作らないとなかなか難しいのではないか。
名古屋城総合事務所長	学識経験者からの意見聴取については、技術提案交渉方式での意見聴取もあるが、並行して3500万円を補正予算でいただいた中で学術研究等として建築関係、文化財関係に造詣が深い方に意見をきく。昨年度も学識経験者の委員にお集まりいただき課題の整理をしてきており、今回はそこを厚めにして意見を聞きながら進めていこうと考えている。
消 防 長	専門家の意見を聞くのは当然だが、それを外部に向けて情報発信していく作業がないと、内部で暗黙でやっているような形になってしまうので、段階段階で結局は締めができない。その辺りに懸念があるということを申し上げた。

発言者	発言内容
名古屋城総合事務所長	ご意見を踏まえて進めていく。
市 長	なかなか適切な指摘だと思う。名古屋市プロジェクトだが、国家的プロジェクトとなると応援団を作っていくといけない。
消 防 長	市民に対しても、市長がこう言っていますではなく、みんなで作っていくという体制が外にもないと、中だけではなかなか難しいのではないかと。
住宅都市局長	本件については、国の方にも相談しているが、市としての方向性をきちんと打ち立ててやっていくべきとの示唆をいただいている。 いろいろ議論あるテーマであるので、今の段階でのやり方と最終的な方向性が出た後のやり方は違ってくるかと考えている。
市 長	消防長の提案、意見は重要だと思う。400年前も天下普請だったので、そのぐらいの総合力をもってやらなければいけない。国家プロジェクトだと思うが、中心である名古屋市が如何に丸一となって情熱をもって当たれるかが大きいと思う。

図 71

長の前で局長は「前進あるのみ」でしたが、ただ一人、消防長だけが河村市長の独走に異議を唱えています。

「我々で判断すればよいところと未知の部分ではコンセンサスがいる。」「文化庁、国交省・・・外の応援団をたくさん作らないといけない。」「専門家の意見を聞くのは当然だが、情報発信していく作業がないと、内部で暗黙でやっている形・・・結局は締めができない。」「市民に対しても、市長がこういっていますではなく、みんなでやっ行ってこうと言う体制が外にもないと。」などなどです。消防長はゼネコンへのコンペ要綱を書くのに、この前代未聞の巨大な木造天守の消火・救助方法をいかにするべきかを悩んでいたのだと思います。

消防士は「命」をかけて、消火・救助にあたります。15人の名古屋市幹部が集まった中で、唯一河村市長に異議を唱えられたのは、消防士の「魂」故でしょう。5年を経て、今の天守木造化事業の頓挫をみるに、この時の消防長の意見が正しかったことがわかります。この場において、今も残る市役所の幹部職員の感想を聞いてみたいものです。

4節 名古屋市教育委員会

名古屋市が文化庁にしばしば訪ねていますが、いつも教育委員会から同伴者がいます。文化庁に対して、名古屋市の文化財担当として、従来から変わらず教育委員会が見ているぞとの姿勢です。

名古屋城保存活用計画はA版で244ページもあり、内容は平成24年度のそれを引きつぎ、教育委員会では書けないものです。結論は「木造天守の復元を行う。」ですが、現在のコンクリート天守の文化財としての価値、耐震補強について詳述しています。しかし、その現天守を壊す理由は「木の香りを嗅ぎ、石落としがあつて、往時の空間が実体験できる木造天守を復元するため。」とあるだけです。

空間の実体験は、櫓がホンモノとして残っており、西北の隅櫓などは他国では天守の規模を誇っているもので、それですまし、史跡の価値を広める博物館の刷新を現天守閣博物館で行えばよいと私は思うのですが、文化庁と同じで「史跡の本質的価値」とは、「史跡内に建つレプリカにある。」としています。「史跡の本質的価値」は何度も出てきますが、その中身の話はなく、文化庁の新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>「史跡の価値の構成要素」とし、「史跡を理解するための構成要素」を消しさっています。

観光文化交流局が河村市長の特命を受け、市民経済局から名古屋城総合事務所を受け入れ、改訂された文化財保護法の元で首長直轄の文化財・名古屋城の活用組織としてあると思っていたのですが、3月の埋蔵文化財の毀損事件からしても、あいかわらず文化財は教育委員会でみて、観光に生かす天守については名古屋城総合事務所と住み分けており、その連携がうまく行かず埋蔵文化財の毀損事件が発生したのでした。

教育「長」は市「長」と独立してあるように、任期替えは市長の4年任期中間に行われていたのですが、河村市長が、教育長を指名するようにならなくなりました。



文化庁長官 様

名古屋市長
名古屋教育委員会
教育長 鈴木 誠二
名古屋市長
名古屋教育委員会
教育長 鈴木 誠二

特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）について（副申）

このことについて、名古屋市長から別添のとおり現状変更の許可申請（平成 31 年 4 月 18 日付け 31 職名保第 17 号）が提出されました。本庁は、名古屋市中区本丸 1 番の特別史跡名古屋城跡の鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣を解体しようとするものであり、下記のように意見を付して提出します。

前

- 1 現在の天守閣は耐震性が極めて低く、[redacted] また、コンクリートの中性化も進行し、外壁 [redacted] が剥落しているなど [redacted] 危険な状態であり、[redacted]
- 2 [redacted] 穴腐石垣の現況を正確に把握するための調査を実施するには、[redacted]
- 3 [redacted]
- 4 [redacted] 橋台・棟樑及び内部梁継工、解体作業に使用する掘削機等に与える影響については、工学的側面から十分に解析が行われていることに加え、橋台・棟樑 [redacted] の施工範囲を事前に発掘調査することによって [redacted] 遺構の状況を確認し、[redacted]
- 5 [redacted]
- 6 [redacted]

担当 教育委員会文化財保護室
(片岡・深谷)
電話 052-972-3269
ファクス 052-972-4202

図 73

2019年4月18日には文化庁長官あてに（副申）を教育長名で書いて提出しています。河村市長の奇策「木造天守の文化庁との協議が進まない。まずは現天守の取り壊しを認めよ。」との復元検討委員会を通さない方法に対して、賛同の意見をつけたのでした。隠された黒塗りの中には河村市長の奇策をなじる事もあるのかもしれませんが、黒塗りですのわかりません。

2015年11月9日の名古屋城天守閣整備検討会議第1回の会議記録のなかの教育長は「文化庁との調整が多く、文化庁からは現天守の取り壊しも含めて多くの資料も要求されるだろうから、専門家を入れての専門部隊を作るべきである。」と前向き発言でした。

実態は、名古屋城総合事務所が前面に出て文化庁との協議をし、なんとも情けない（副申）を書かなくていけない事しか教育長は目立っていません。

木造天守というだけで、どんなのが現天守の跡地に作られるか、また作れないかもしれないが、「わからないままに、現天守をまず壊せ。」と書いたのです。2022年末木造天守竣工を市民に約束した河村市長の独善であり、文化庁のOKなどそんな急には取れるわけのないのを知っていて書いたのです。教育委員会文化財保護室の二人の名前が出ていますが、このように「魂」を売ってしまっているの、城埋蔵文化財の毀損事件も起きるべきして起きたのでしょうか。

5 節 名古屋市天守閣部会

構成員

- 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 座長
 小野 哲朗 名古屋工業大学名誉教授 副座長
 片岡 靖夫 中部大学名誉教授
 川地 正教 川地建築設計室主宰
 西形 達明 関西大学名誉教授（土木、遺産）
 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授
 古阪 秀三 立命館大学客員教授（契約・施工）
 三浦 正幸 広島大学名誉教授

オブザーバー 洲崎 和宏 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐

●竹中工務店を、コンペ要綱により選んだ審査委員

ア 名古屋城天守閣整備事業に係る学識経験者の意見聴取

技術提案書の審査等について、本市は学識経験者から意見聴取を実施する。者は、中立かつ公正な立場で技術提案書の審査を行う。

意見聴取を行う学識経験者（以下、評価委員）は、次のとおり。（五十音順）

- 評価委員： 大森 文彦 東洋大学教授／弁護士
 小野 徹郎 名古屋工業大学名誉教授／
 公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長
 片岡 靖夫 中部大学名誉教授
 川地 正教 川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師
 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授
 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授
 古阪 秀三 京都大学教授
 三浦 正幸 広島大学大学院教授

図 74

名古屋城の木造天守を河村市長の意向どおり実現するために集められたメンバーは、コンペの審査員から、大森さんが抜け西形さんが加わっただけです。大学で建築を研究し教えてき方々であり、一級建築士の資格もお持ちです。「史実に忠実な復元が100%デキナイ」ことも「法同等以上の安全」「建築基準

法3条1項4号」についても良く理解しています。

国交省と文化庁、それぞれ卵が先か鶏が先かの話をしましたが、国交省の「技術提案・交渉方式」の導入は大森さん、古坂さんが、文化庁の復元基準には、麓さん、瀬口さんに見識があり、「技術提案・交渉方式」のゼネコン設計施工一式のコンペによって、竹中工務店を選び、まず「基本計画図」で文化庁・復元検討委員会を通し、それから「法同等以上の安全」を日本建築センターに図り評定を取得し、「基本設計図書」をまとめる段取りでした。今は基本設計を終えて実施設計中であると言いますが、竹中工務店から出される木造天守案に付き合っていますが、上部構造・木造部分の検討出来ることを行っているだけで、基礎構造は市の石垣部会からの反対があり、穴倉内部の検討は放棄したままです。そして、文化庁の復元検討委員会にも名古屋市は木造天守案を出していませんので、「基本設計」にも入れていません。

2015年11月29日に、審査委員と河村市長はコンペ要綱を前において、コンペ以後を想定して議論をしています。役人は「文化庁とは事前に内容の調整をしてある。」と言っていますが、その後の文化庁の様子から、建築の設計、とりわけ巨大な木造建築については、素人の役人同士であり想像の範囲外だったのは間違いがなく、また、身障者エレベーターについての河村市長の言動から、審査委員は河村市長が常人でない事に気づいていないようです。石垣修理を後回しにすることで、文化庁の了解が得られないかのでないかと問題提起もされています。審査委員から天守閣部会委員となっても、有識者には何の責任も発生しないので、先生方は天守閣事業の頓挫になってもビクつく事はないです。

基本設計業務内容の関係官庁の打ち合わせが公開されたのですが、その内容は2017年～2018年の天守閣部会の記録でした。9月、10月の避難計画の所は黒塗りでわかりませんが、2018年3月の天守閣部会の資料から、基本設計終了と言えども「法同等以上の安全」について天守閣部会の検討は終わっていないことがわかります。

河村市長そこは逆に早くやって欲しい。財政につきましては名古屋市債発行すれば、税金は多分1円もいらないですね。全額名古屋市債発行しますと、いま名古屋市債が大抵年間1500億円発行しているのですから、半分程度で半分買ひ換えです。0秒で完ります。いまだ財政危機というのは実は嘘でございます。もうすこしい金が銀行に余っています。

審査委員名古屋城跡は特別史跡という文化財なので復元工事をするときには文化庁の復元検討委員会に試案を添って、その許可が得られないと工事そのものに着手出来ません。先ほどの事業想定スケジュールにはそれが全く入っていないですね。少なくともそれが得られないと工事着手が出来ないわけですね。許可申請はゼネコンなどに出来るわけではなくて、やはり市や県の教育委員会経由で文化庁に申請しなくてはなりません。そういうことがある一方で、業務の実施方針の場所の業務内容の理解度には、特別史跡内での業務であることとか、史実に忠実な復元であることという事は書かれているんですけど、じゃあ、特別史跡内でどこまで許されるのかとか、史実に忠実な復元というのはどの程度までのことを言うのかということについては、多分一般の建設会社では大きな所でも普段そういう仕事はしていませんからわかるにいくと思うのですよね。ですからし設計条件・施工条件ということで事前に提示するわけなので、その辺をどこまで許されるものかということについてある程度示してやらないと、応募する方も難しいと思うのですよね。

寺本主幹資料の4に業務要求水準書というのがあります。(特別史跡における条件の説明)こちらに書いてあります。これは文化庁に行きまして内容のご確認をいたしております。

審査委員ここに書かれているようなことはごく基本的なことで、実際に設計しようとしたらこれが触れることになるのか、可能なことなのかという判断に随分迷ってくると思うのです。そういうときに、先ほどの別紙1求める技術
審査委員まずは文化庁の復元検討委員会が通らないと実現しない話ですから、そうすると点数の配分みたいなことがどうなるか。
下山所長いまのお話では文化庁の現状変更許可はこれも必須になりますから、それはまず提案をいただく際の前提条件にもなりますし、通常で行くと基本設計レベルの段階で現状変更の申請という復元検討委員会の場、年2回ないし3回やって実績にするという手順がありますので、いまの提案をいただく中で当然念頭においていただいて、我々としても一緒にそれはクリアしていくという、間に合うように努力をしていくという形になるかと思う。

小野委員史実についての話は盛んに出ているのだけれども、いま重先生が言われたように、史実の忠実な復元について限定的に項目を入れられるのですか。

審査委員例えば木造でやろうというときに、どこからどこまで木造でやるかということも前提条件として私はあると思うのです。つまり基礎のケーンは残さないといけないけれども、そこにスタブは残るかもしれないし、でもそこから、今日入っていった穴蔵、地下一階ですけど、地下一階から上は史実に忠実ということであれば、それは全部木造でやらないといけない。そういうところと周辺の石垣のところには重畳があるから、そういうものを史実に忠実に復元しようとするかどうかということも検討しておかなければいけない。

小野委員それは、この中の中で設計者が考える話だし、石垣に力が加からないという説明を受けたときに、もうそれ前提の話になっていると私は理解していました。

瀬口委員どういう工夫を求められていることですね。

小野委員史実に忠実な復元ということについては、細かい項目はあげられるのですかということも聞いています。ここは安全性、耐震性に対する工夫だから、どういふようにやるかは提案だからと言っているのです。

古坂委員発注者がきちんと指示をしながらやっていると提案しないといはないんだと思います。東京駅

瀬口委員設計なので、だから設計行為を外に出す。そこはどっかで提案を受ける。

審査委員そのことについてなんですが、結局先ほど言われた木材調達と構造計画とバリアフリーの防犯避難計画は、それが史実に忠実な復元に對してどこで折り合いを付けられるかということになってくるのです。ですから先ほどお話しさせていただきましたのは、その4つの項目については、史実に基づいてどうバランスを取るかという提案を求めているというように私は考えます。

寺本主幹いま重先生がおっしゃられているんですけど、最初のところの理解度はどうしてこの史実に忠実な復元であることを入れたかといいますと、この考えが全ての計画に反映されなければいけないのです。つまり現代建築のやり方でこういう下に書いた項目がなされているということは理解度が足りないということなので、それはここで書くことによって、全ての考えの中に、史実に忠実だという考えがなければいけないということですね。先ほどの防災計画もそうです。ですからこれは理解度の問題なので、それが自ずと図面に出来るはずなので、だから、ここにその史実に忠実な復元であるということとその理解度として入れてさせていただいたのはそこにあるわけです。

瀬口委員東京駅なんかは、文化庁がほとんどチェックしておらず民間日本の主導で復元しているわけですね。だから同じ史実に基づいて両方のスタンスがあるのだけ結果が違ふ。

寺本主幹ただ、ここは特別史跡という文化庁の管轄の中で決められたルールに則って、しかもそれは名古屋だけでなく全国がそのルールに則ってやっているかなければならないということです。

審査委員私がさっき申し上げたことにかかわるのですが、木造で本体を作ると、石垣はあとから修理だということも条件としてあるじゃないですか。ではそれが本当に木造で作って、石垣の載っている部分の木造建築をちゃんと維持出来た状態で石垣の修理が出来るとしたら、そういうことを考えれば、当然その部分はあとで石垣の修理が出来るとする構造を提案すると思うのです。そうすると史実に忠実と言えながらも、あとの他の項目と関連して、この範囲はもうこういう条件を満たすためには、史実に忠実といえながらもある程度自由な許すもらわなければならない。そういうのが出てきたら困る。そもそもそういう提案が出たら文化庁の復元検討委員会は通りませんからね。そうするとじゃあそれをどうクリアしてこの史実に忠実な復元を可能とするのか、そのやり取り提案に工夫が無いといけないと思いませんか。

河村市長エレベーターなんかどうなる。作るざるを得ないと提案すると史実に忠実ではないところで0点になる。どうなのですか。

審査委員それはですね、一旦史実に忠実なものを作っておいて、それ+α現代の活用のために何かを加えるとか、あるいはエレベーターじゃなくても、耐震補強が必要であれば、かつては無かった補強も許されます。ですから基本としては史実に忠実で、+αの間の範囲診断にちゃんと適合する。そして活用もある程度考慮するということは認められています。

瀬口委員そういう言い方をしたらさっき麓さんが最初に言った、いわゆる上の加工、石垣のこと、それも石垣をあとから手を入れるという前提の中で現在の技術で変えていくことは、私は全く同じで評価出来る話じゃないかと思うのだけれど。

審査委員それがですね、そういうことを文化庁の復元検討委員会ですべて認めているかということと全く認めてないものから、結果がある程度見えてくるものから、そういうことは担保してほしくないと思いません。
寺本主幹先ほどの業務要求水準書に基準を付けてあります。そのなかの7頁で、(3)配座事項というのが

があります。その中で1. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること、これがございまして、これは史実に忠実なものでなければ、そういうものについて、防災上を含めてですね、安全性を確保することというのがございまして、その辺を総合的に判断しながら、それはいま先生がおっしゃったとおり、文化庁が良いと言わなければ物論ダメでございます。この中で次のところで「復元の整備」という新しい考え方も出ておられますけれども、文化庁がいちいち協議をしながら今後やっていくという事例と実際に重要文化財でも鉄骨による補強というものはなされております。ただしそれはその選択がいかんのだと、この建物を維持するにはそれしかないんだというところで突如全面的に復元しないという文化庁のスタンスでございますので、今回の提案の中で如何に真摯にですね、提案してくるのか、その辺の工夫ということを求めるのかということが今回この書式を作らせていただいたことを考えます。

瀬口委員文化庁とは一定下打合せはしているのですか。
寺本主幹しております。

2月末の基本設計終了予定時に、河村市長は「ホンモノでなきゃ、作らん方が良い。」と、身障者エレベーター、竹中工務店から提案があった目につく法同等以上の安全対策を全てやめてしまいました。

平成30年3月28日天守閣部会。基本計画において残された課題。7月までにまとめる。 **資料4-2**

基本計画の策定項目

大分類	大項目	中項目	小項目	策定状況
概要編	1.復元概要・復元整備基本構想	1.特別史跡名古屋城跡の保存活用	(1)特別史跡名古屋城跡の概要	○
			(2)特別史跡指定地の範囲	○
			(3)配置図(本丸・二之丸・西之丸・御深井丸)	○
			(4)名古屋城の歴史	○
			(5)特別史跡名古屋城跡の本質的価値	○
			(6)構成要素	○
			(7)特別史跡名古屋城跡の保存活用の基本方針	○
			(8)保存の方向性	○
			(9)活用の方向性	○
			(10)運営・体制の方向性	○
			(11)整備の方向性	○
			(12)特別史跡名古屋城跡の今後の取り組みの方向性	○
			(13)検討体制	○
			2.歴史的変遷	(1)近世
		(2)近代(徳川期)		○
		(3)近代(維新期)		○
		(4)近代(市営期)		○
		(5)現代(市営期)		○
		3.現天守閣の価値	(1)近世城郭における近代以降の建造物復元整備の歴史	○
			(2)昭和34年の天守閣再建の意義	○
			(3)市民の機運の高まりによる再建	○
			(4)博物館としての活用	○
		4.天守復元の意義	(1)現天守閣及び天守台石垣の課題	○
			(2)整備方針ごとの利点と課題	○
(3)課題への対策	○			
(4)検討の経緯	○			
(5)整備方針	○			
5.復元時代の設定の概要	(1)天守の変遷	○		
	(2)復元時代の設定の考え方	○		
	(3)年表	○		
6.活用の考え方	(1)背景・目的	○		
	(2)方向性	○		
2.復元詳細の検討	1.新機能としての付加検討	(1)構造計画①構造設計の方針	○	
		(2)天守台遺構・基礎構造	○	
3.復元整備と利活用	1.仮設計画	(1)工程	○	
		(2)仮設計画	○	
2.復元の規模と周辺整備	1.復元の規模	(1)復元の規模	○	
		(2)周辺整備の概要	○	
3.利活用と維持管理	1.活用の考え方	(1)活用の考え方	○	
		(2)完成後の維持管理について	○	

図 76

大分類	大項目	中項目	小項目	策定状況			
資料編	1.復元根拠と資料	1.現存する遺構：天守台石垣の検証	(1)天守台石垣の変遷	○			
			(2)天守台石垣の現状	○			
			(3)天守台石垣の調査	○			
			(4)天守復元に伴う石垣保全の課題と方針	○			
			2.昭和期実測図及び野帳・調査	(1)昭和実測図の概要	○		
				(2)昭和実測図一覧	○		
				(3)作図に関する問題点	○		
		3.古写真史料	(1)野帳の概要	○			
			(2)古写真史料の概要	○			
			(3)名古屋城天守古写真一覧	○			
			(4)写真一覧	○			
		4.絵図史料	(1)古写真史料の概要	○			
			(2)名古屋城天守古写真一覧	○			
		5.文献史料	(3)写真複製位置プロット図	○			
			(4)写真一覧	○			
		6.指本・拓本	(1)指本・拓本	○			
			(2)指本・拓本	○			
		7.現存する遺物	(1)遺石	○			
			(2)古材	○			
		2.復元原案の検証	1.各部の復元検討	(1)平面	○		
				(2)輪郭・1 通し柱、管柱の配置	○		
		図面編	1.透視図	1.透視図	(2)2下がり柱	○	
					(2)-3 大黒柱・独立柱	○	
					(2)-4 梁	○	
(2)-5 貫	○						
(2)-6 継手・仕口	○						
(2)-7 木材リスト	○						
(2)樹種	○						
(2)外壁	○						
(2)屋根	○						
(2)欄干	○						
(2)金網	○						
(2)跡金物	○						
2.建設計画	1.現天守閣図				1.透視図	(2)透視図	○
						(2)建設計画	○
3.構造計画	1.敷地概要				1.敷地概要	(2)配管図、平面図、立面図、断面図	○
						(2)調査	○
4.設備計画	1.設備計画概要				1.設備計画概要	(2)設計計画の概要	○
						(2)設備計画図	○
5.設計・監理	1.概算工事費				1.概算工事費	(2)工程表	○



図 77

2018年7月に文化庁に持ち込んで受け取られなかった「基本計画案」も黒塗りですので、内容は新聞の文字でしかないのですが「史実に忠実な復元」として「法同等以上の安全」の為に必要な避難階段は設けず、とあります。恐ろしいことです。これでは、火事が起きたら2000人が死にます。

市が集める有識者の審議会とは、どんなものでこうであり、河村市長の思いを代弁するものでしかありません。市長の言葉の箔づけです。

これによって、なにより「人の命」大事に働いている一級建築士の価値が下がるのですが、本人たちは実際に建築設計をしない大学の先生ですので、気にすることは無いようです。

構造評定は分かるのですが、防災評定を知らない先生方でした。

6節 名古屋市石垣部会

石垣部会は、18年前2002年（平成14年度）から行っている本丸搦手馬出の石垣修復を検討するために発足しており、2006年（平成18年）に石垣部会と改称した経緯があります。石垣部会に「木造天守」について公式に提示されたのは2017年5月の名古屋市と竹中工務店の契約の後です。工事開始から15年を経て、いまだ本丸搦手馬出の石垣修復は完成していませんのに、本丸御殿に続く木造天守のレプリカ建設が優先されることにいらだつのは当然ですが、名古屋市は部会を無視して来ました。

5月の部会の後、構成員の千田奈良大学教授は「こんなのでは、木造天守は100年たってもできはしない。」とぶら下がり記者会見で発言しました。「木造天守閣を作る・作らないにかかわらず、現状の天守台石垣は劣化・老朽化しており、早急に調査し、その後どのように保全するかを検討する必要があります。」が部会の統一見解でした。

構成員は、考古学分野の方々です。全国にある石垣は地方自治体の埋蔵文化財の考古学者に委ねられているので、石垣の専門家を集めるとなると考古学となります。石垣は「石の声を聞いて積む」職人技です。土木工学、建築工学の研究対象にはなっていません。

文化庁の役人は天守閣部会には陪席しませんが、コチラではします。

北垣聡一郎 石川県金沢城調査研究所名誉所長 座長

赤羽一郎 愛知淑徳大学非常勤講師

千田嘉博 奈良大学教授

宮武正登 佐賀大学教授（中世日本史）

西形達明 関西大学名誉教授（地盤工学）

オブザーバー

中井将胤 文化庁文化財部記念物文化財調査官

松本彩氏 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主事



図 78

● 2019年11月28日市民説明会で、千田教授は名古屋市長と握手をした。

構成員の千田教授は、マスコミに顔をだし、ツイッターも毎日行っている、城マニア相手のタレント活動をされている方であり、「名古屋城の天守閣を木造で復元し、旧町名を復活させる有志の会」の講演会では「河村市長と一緒に天守木造化事業を進めて下さい。」と要望され、「文化庁は現天守を壊させない。」と回答したのですが、「有志の会」から求められて市長と握手です。ですので、名古屋城の問題で彼を追っていると石垣部会の全体が見えなくなります。

彼の書いた本「信長の城」「江戸始図を発見した。」「江戸城は白かった。」では彼は建築の本質を学ぶことなく、日本建築史での先学の論文を、引用元を明らかにせず混ぜ合わせて自分が考えたの如く使い、NHKなどマスコミに重宝がられています。

私はご本人に「建築史の先生と共同で本を書かれた方が良い。」と、忠告のお手紙をしたのですがやめませんので、NHK、各出版社に対して、「彼の〈復元〉は、イラストレーター任せのものであり、建築の研究者によるものでないの、取扱いには注意をしてください。」と、私はお手紙を書き続けることになっています。



図 79

● 2018年10月21日 講演「名古屋城天守 漂流」より 石垣部会の主張

3ッあります。

その1：特別史跡として400年前から現存する石垣こそ重要である。木造天守を竣工させてから石垣の保全を図るなど言語同断であり、まずは石垣調査をするべきである。

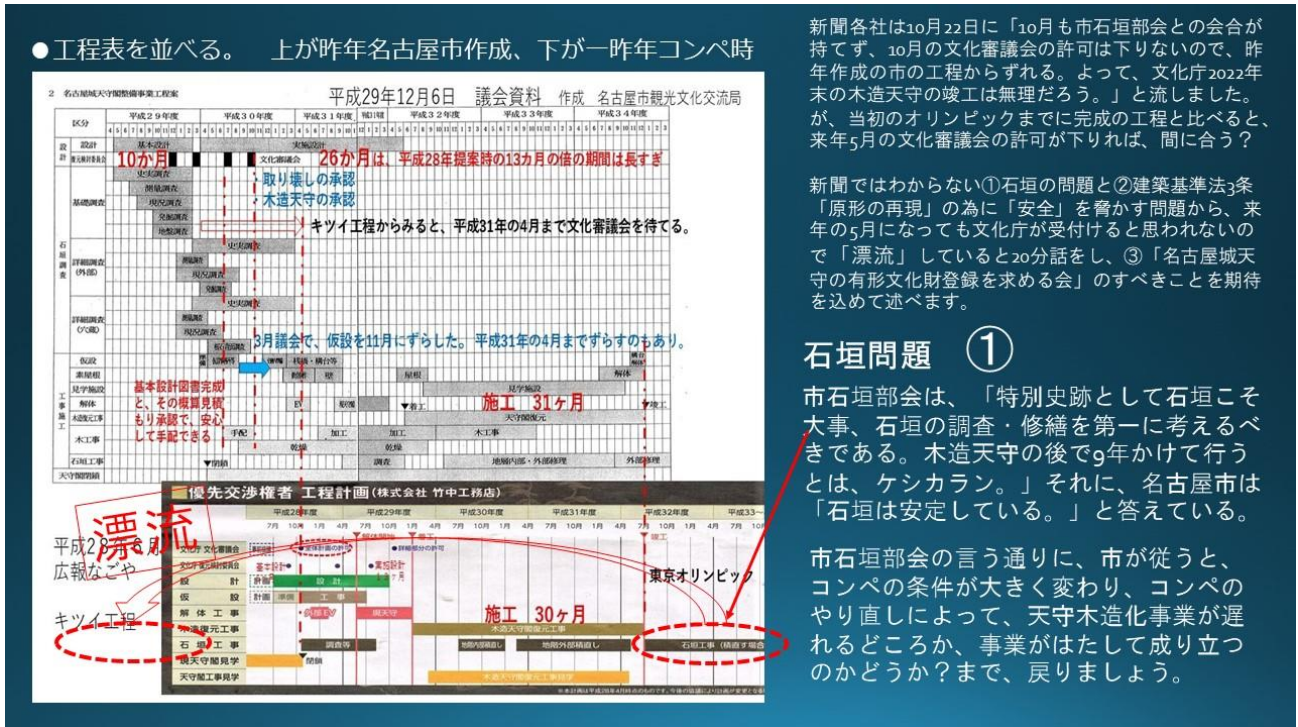


図 80

2020年3月に、松雄局長は「構想2028年竣工」を打ち出し、石垣部会に「木造天守を作る前提での石垣調査・検討を進める」とした工程表を発表しました。

「文化財の価値とは何か。現天守の価値について。」「燃える木造天守は命の危険あり。」の問題には触れていない、請負契約をした竹中工務店が約する工程表でもない単なる「構想」です。

松雄局長の「問題は石垣だけだ。」に、石垣大事の千田教授は呼応して、河村市長と握手をしたのでしょう。木造天守の復元運動を各地で行う名古屋市天守閣部会の三浦広島大学名誉教授と共に、彼は史跡の上への「史実に忠実な木造復元」を望んでいます。

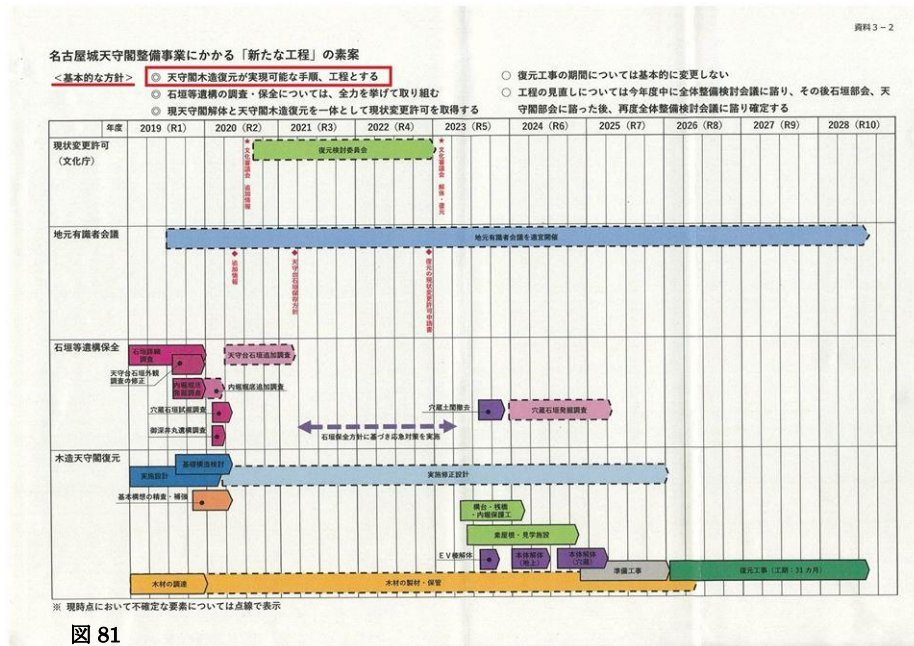


図 81

その2：木造天守を支える跳ねだしコンクリートは、石垣を破壊する。認めない。

●木造天守は、新たなコンクリート（赤）の上に載っている。

石垣上部5mほどは石垣（史跡）を破壊しないと木造天守を受けるコンクリートは打てません。

石垣問題 ②

「現天守を壊すなら、400年前からある石垣を傷める事なく、壊しなさい。」と、文化庁より。

名古屋市のコンペの条件として、

- 1：まずは急いで、木造天守竣工。石垣は後
- 2：1階穴倉も、木造とする
- 3：既存の石垣に、上部の木造天守の重さを載せない。であったので、この形となった。

●昭和34年、焼けた石を除き穴門の石を入れ、新品も足した。

ケーソンの為に、石垣は大きく曲がったので積みなおし、穴倉内側は取り合いの為に完全に積みなおしている。

●築城150年後、宝暦年間に石垣を積みなおし、傾いた天守を起し、瓦を銅版に変えた。

コンクリート造も、木造も所詮レプリカである。史跡の価値として、石垣大事なら、空襲で燃えた姿こそ価値がある。という考えあり。

図 82

跳ねだしコンクリートは、天守閣部会の瀬口さんがいうように、木造天守の「安全」を考え、2020年夏竣工させる上の根本提案でした。一度壊してもまた積みなおすのですから、今までも積みなおしていますので良いかと私は思っていたのですが、「認めない。」とあり、名古屋市は前提条件の①まずは木造天守、石垣は後②1階穴倉も木造とする③既存の石垣の上に木造天守を載せない、を崩しても考えなおすとしています。しかし、これら前提を崩しては技術提案方式のゼネコンコンペの公正性はなくなります。

その3：2018年3月に石垣調査結果が出たが、石垣部会は「さらに調査が必要だ。」と言う。

●平成30年3月石垣調査の結果 前年8月の市長発言「石垣大事」から、木造天守の為に石垣保全のための調査

名古屋市

「現天守が危険だ。壊して丈夫な木造とする。調査の結果、石垣は安定している。」

調査区	調査日	調査員	調査結果
1	2018.3.1	田中	安定
2	2018.3.1	佐藤	安定
3	2018.3.1	鈴木	安定
4	2018.3.1	山田	安定
5	2018.3.1	中村	安定
6	2018.3.1	高橋	安定
7	2018.3.1	渡辺	安定
8	2018.3.1	伊藤	安定
9	2018.3.1	森	安定
10	2018.3.1	松本	安定
11	2018.3.1	石川	安定
12	2018.3.1	山口	安定
13	2018.3.1	清水	安定
14	2018.3.1	山崎	安定
15	2018.3.1	佐々木	安定
16	2018.3.1	高木	安定
17	2018.3.1	山内	安定
18	2018.3.1	坂本	安定
19	2018.3.1	佐藤	安定
20	2018.3.1	高橋	安定

耐震改修をした現天守より、復元木造天守が強いという証明はない。3月に天守閣部会の了解を得て、文化庁に天守木造化事業を行うと、ようやく、名古屋城跡保存利用計画を提出した。「安定」とは、ハラミが急激に増えていなければ、ハラミがあっても「安定」であり、すぐに崩れない。石垣の経年の観測はしていないが、北面のハラミは、私が学生の時40年前よりあった。

では、地震の時は？ わからないが、崩れても堀の底に、である。

石垣問題 ③ 危機対象のズレ

市石垣部会は、「石垣は危険だ。さらに調査を続けたいと、文化庁に申し入れよ。特に、北側石垣のハラミ、石垣の裏の空隙が問題だ。」

昭和34年に北面石垣にモルタル注入石の裏の空隙とハラミは、すでにあったと思われる。ハザマは「気休めに」と言った。

●石垣に「安全」工学はない。わずかに60年、石垣技術は大きく発達し、その後、途絶えた。

伝統木造技術は1300年に渡る伝統の結果によって、2階建て以下なら工学を求めることがない。しかし、石垣は「石の声を聞いて」職人がつみあげた、その事例があまりに少ない。

図 83

2017年8月に河村市長は文化庁に行き「石垣ファーストにする。」と表明し、名古屋市は木造天守の為に石垣調査を行うと新聞発表しましたが、文化庁と石垣部会は石垣保全の為の調査だと言っていました。竹中工務店は、木造天守の為の石垣調査費を基本設計料と共に見ていたのですが、別に石垣調査を随意契約で名古屋市と行っていることから、これは文化庁の言う石垣保全の為の調査であった事は間違いなく、その結果は石垣部会には不足だったのでしょ。

もう一つ、「名古屋城調査研究センター」を、金沢城、熊本城にならって、名古屋市も作るべきだと石垣部会から強く要望していました。工事開始から15年を経て、いまだ本丸搦手馬出の石垣修復は完成していない中で、石垣調査の組織作りから、何とか名古屋市に「石垣こそ文化財・史跡のキモ。」であり、金を使わせ、名古屋市の考えを改めさせようとする、その一貫での石垣保全の為の調査だったのでした。

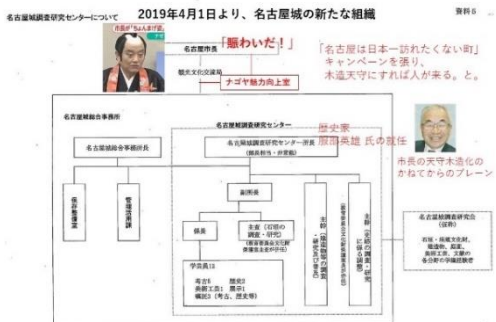


図 84

「名古屋城調査研究センター」は2019年4月に実際できるのですが、前に書いたように埋蔵文化財の毀損をおこしました。研究センター長には学芸員を当てはめ、観光文化交流局から教育委員会に戻さないと石垣部会の願いは達せないのでしょう。

熊本城は地震から4年で、石垣も積みなおし終わりました。新しい3500個の石がとり替わっています。耐震改修をして、コンクリート天守を残すと方針を決めた後は早かったです。石垣部会に地盤工学の先生が加わりましたが、石垣が自立するには地盤工学の範囲ですが、建築の地業として石垣は工学の対象にはなりません。

石垣問題 ④2016年震度7の地震に2回遭遇した熊本城から名古屋城を見る。その①

- 天守台石垣はほとんど損傷がない。
- 小天守、天守との繋ぎの玄関、出櫓の石垣が崩れた。建物の背が低いほど、石垣が危険だと、背の高いほど揺れが強いのに、オカシ事だと思った。
- 木造化の運動が起きたが、国交省が70億円の修繕費用を払い、耐震増強、長寿命化、博物館の刷新、身障者エレベータを最上階まで上げる事で、天守・小天守は2019年竣工にむけて工事中である。周囲工事には、別に50億円が用意され、さらに市民から寄付金を集めている。

石垣問題 ④2016年震度7の地震に2回遭遇した熊本城から名古屋城を見る。その②

熊本城の図面が手元がないので、名古屋城の図面で推定する。

- 青の高い天守は、形として石垣の上に載っている、吊り材もあり、コンクリート天守の荷重が石垣にかかっておらず、石垣の揺れと独立して天守が揺れ、石垣を崩す力が石垣に及ばなかった。
- 片持ち梁 石垣（コンクリート打設）に載っている。
- 荷重は、地下のケーソンが受けているので、建物は崩れないが、石垣とコンクリートの建物の揺れの周期の差で、コンクリート小天守が石垣を押して、石垣が揺れる。

石垣問題 ④2016年震度7の地震に2回遭遇した熊本城から名古屋城を見る。その③

熊本城補強案

- 耐震性を高める補強（赤）をするのだが、
- 石垣の上に荷重が載らないように、鉄ねじし梁（緑）を、片持ち梁（ピンク）より広げる。
- 天守は、吊り材（青）で、名古屋城のように石垣の上の鉄ねじし梁を用いる。

天守より、小天守の石垣が危ない熊本城の事例から推定できるが、名古屋市は、小天守の石垣にまったく触れていない。

図 85 緑：今回、石垣に載せないようにする。

●「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」のすべきことは？ その③

世界遺産では、遺跡の上の復元は禁止

名古屋城は？ 市長は「家康の念った階段」というが、復元は、築150年後室暦の姿としている。

平城京で、文化庁は史跡上に復元

平城京で、文化庁は史跡上に復元

●史跡の本質的価値を高めるために、史跡の上に、ドンドン木造復元をするところがある、「史跡の本質的価値」についての論考がなく、全くわからない。

史実に忠実な復元か？

石垣部会の構成員は考古学の方です。北垣先生は30年前から金沢城でのご努力されており、私は論文も拝見しています。文化庁は復元・歴史的建造物を史跡の上に作る理由の一つに「考古学者の生きがい（文化

庁月報 No. 525～527 文化財部記念物課長・矢野和彦) 」をあげています。これについての議論が石垣部会であったとは外には聞こえてきません。

文化庁は、「日本の史跡では柱の跡しか残らないから、「登呂遺跡」以来、史跡の上に復元をしてきた。それが史跡の価値を知らしめるに最適だ。」として、平城京の復元を根拠のない「妄想」の中で行ってしまいました。

世界遺産のベニス憲章「史跡の上のレプリカ禁止」から、平城京の為の奈良宣言（1994年）**authenticity** までの議論「史跡の本質的価値」について、石垣部会の先生方には名古屋市民に是非教示していただきたいです。名古屋市も文化庁も「史跡の本質的価値」と言葉に出しますが、私には「木造の復元天守」が「史跡の本質的価値」だと言っているとしかおもえません。（第一章で書きました。）

近世城郭は、柱は無くても柱の礎石は残り、なにより巨大な石垣が聳えています。そして、400年前の天守もいくつかは現存しています。妄想によって史跡の上に怪しげな「往時の復元」をしてそれを「実体験できる価値がある。」というテーマパークの如き姿に史跡をしてしまう事より、残った石垣、土塁を整備して、3D、模型などによる博物館での展示によって、この天守が無くなった歴史を、史跡の上で随時追体験できることの方が良いと私は思います。

名古屋市は、石垣部会を解体しようとしたのですが、持ちこたえてくださいました。市民の意見を吸い上げるのではなく、河村市長の夢「木造天守復元」に、ただま進するだけでは木造天守は実現しません。天守閣部会の方こそ、市長の約束どおり 2022 年末竣工できないのですから、責任を取って解体しないとイケません。



図 86

2020 年 3 月の石垣部会では、名古屋市の現天守解体案について、さらに問題「仮設に持ちこたえることができるのか。」を名古屋市と竹中工務店に突き付けています。木造天守復元だけですと、天守台の石垣しか見えていませんでしたが、この仮設案ですと、堀の外側の石垣に荷重がかかり、堀の底にも荷重がかかります。天守台の石垣調査だけでなく、そのまわり、特に天守台の北側の石垣は、外観からして後世に積みなおしており、裏込めからの調査がいると思われます。

2 堀を軽量盛土材で埋めることで石垣への影響緩和

- ・大規模な素屋根を設置するため堀底に大きな荷重がかかり、地盤の強度が不足し、石垣に悪影響を与える恐れがあります。この対策として構台の荷重を直接基礎にて地盤へかけることから、荷重を分散させて石垣の挙動を抑制する方法として堀部を軽量材にて埋戻すことを提案します。堀を軽量盛土で埋めることにより、法の横滑りを防止することに加えて、荷重が分散され石垣への影響が緩和されます。

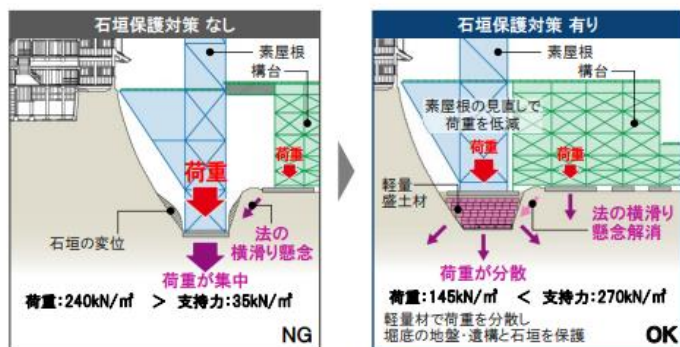


図 87

堀部の石垣対策

西北の御深井丸は、低湿地に松の杭を打って石垣が積み上げられており、昭和になっても石垣が崩れています。仮設に持ちこたえることができるのどうかと心配を広げると、石垣調査作業は大変です。

しかし、耐震改修をするにおいても、天守台を囲む仮設に、重機の設置は必要ですので、どちらみち行わないわけにはいけません。

第六章 民間の「天守木造化事業」への対応

1節 竹中工務店

名古屋市は実施設計業務委託契約を竹中工務店と2018年4月に結び、すでに5億9400万円は支払い済みで、この2020年5月29日終了日に残りの9億8984万円を支払う予定でしたが、2019年度の支払いはなく、4億102万円を減額して、契約を2021年3月26日まで伸ばしました。

木材の製材の契約は、設計とは関係なく2022年末木造天守竣工の為に先行手配とし、2022年12月16日までに94億5540万円の契約を結び、2019年4月までに21億9600万円を払い12月25日に9億5400万円を払い、合計31億5000万円を支払っています。さらに、2020年度分の材木の保管料1億円（年間）を新たに議会承認得ました。いつできるかわからないのに、材木を買い続け、保管し続けるのを議会は是としています。

第四章 1節材木を買うな！ 愛知県知事は、「私は事実関係を知りたい。なんでこうなったのか。なんで許可のメドも立たないのに500億円の予算を立てて、議会も議決して、許可のメドが立つまで材木を買っちゃダメだと議会に言われていながら、それでも100億円も契約してどんどん製材をしてしまったと。これは一体何が起きたんだと。我が日本国でこういう事が起きるのが私は不思議でならないので、いつ誰が何を言ってこうなったのかを是非知りたい。」と2019年6月24日の記者会見で話しましたが、名古屋市、名古屋市議会は一切反応していません。

名古屋市の「天守木造化事業」への対応

1節 名古屋市長と名古屋市観光文化交流局、名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」に、の中で、私は以上の2つ「設計の継続」「材木の調達」を違法だと名古屋市に指摘しました。契約は双方合意の上ですので、ゼネコン竹中工務店も当然、建設業法、建築士法に反しています。

<その3 請負契約・民法632条違反>

質問の③ 竹中工務店とは「ゼネコン設計施工の請負契約」であり、建設業法19条により、竣工日が特定できなくなった今、市は請負契約を廃棄し、竹中工務店に損害賠償を求めるべきであると考えるが、なぜ、そのようにしないのか？両者の癒着を疑っている。

設計業務委託契約は、請負契約の中にある（国交省 技術提案・交渉方式）ので、請負契約が廃棄と同時に廃棄となる。しかるに、設計契約を延長し設計料を得た竹中工務店は、<建築士法25条設計料> に違反する。

<その6 建設業法違反>

質問の⑥ 平成30年10月の文化庁審議会において、名古屋城木造天守は議題にならず、名古屋市の2022年末竣工はもはや果たせなくなったのに、なぜ、竹中工務店に引き続き材木を買わせ、11月20日に河村市長は赤松を切りに出かけることができるのか？

どうして、竹中工務店は、このような明確な違法行為を続けられるのか？河村市長と契約書を交わした副社長も、当時の竹中工務店名古屋支店長も今はいませんが、企業ですので、契約は現在の副社長・支店長の元で継続しています。通常は行政がゼネコンより強いので契約では平等になるように、契約項目が

仕込まれています。

今なお、名古屋城木造天守（案）は文化庁の受付前であり、文化庁との協議は名古屋市が責任を持つと契約に明記してありますので、名古屋市の責任で天守木造化事業は企画段階で止まったままです。その止まった事が確定した2018年10月でもって、2022年末竣工の契約を廃棄して清算をすべきだったのですが、2018年10月以降の竹中工務店の名古屋市への追従は癒着以外のなにものでもありません。

図 88



建築士の設計で一番重要な仕事は、基本設計図書と概算見積もり書でもって、施主の要望内容が満たされていることを説明し、施主に確認する事です。この6層の木造天守は危険な違法建築ですので、特に「適法であり、安全」であることを関係官庁とこの基本設計段階で打ち合わせし基本設計図書にまとめて、実施設計に進むために、施主の合意を得るプレゼンテーションが一番大切です。

竹中工務店は、大変な間違いをしています。河村市長だけが施主ではありません。税金で建てるのですから、名古屋市民に「説明責任」を果たさないといけないのです。が、していません。

2017年1月、2018年1月、2019年11月の各市民説明会での竹中工務店の説明は「史実に忠実な木造による復元」だけであり、「適法であり、安全。」は、まったくありませんでした。

ゼネコン業界は、扱う金額が多いのでなにかと黒い噂が建つのですが、この名古屋市の天守木造化事業は間違いなく竹中工務店が主役となり、ゼネコン業界、設計業界に汚点をつけました。河村市長だけが主役ではありません。司法では、被告・河村たかし市長ですが、秋の結審の後には受け取った金を名古屋市に返せばよいだけでなく、ゼネコンを所管する愛知県から罰せられましょう。



● 2018年12月、竹中工務店グループが318億円で名古屋市から受託。随意契約。延べ4万㎡、アリーナ2万人収容。2022年10月開業予定
図 89



竹中工務店は、いくら株式を公開していないゼネコンであっても、裁判の結審を待たずに企業コンプライアンスの声を出不さいと、この過ちは後々まで社名に傷となって残りましょう。マスコミも議会も竹中工務店に取材をしません。が、「10円募金」をした子供たちは忘れません。「どうして、木造天守はできなかったの?」と。

図 90

2節 身障者団体

フェイスブックに「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」があります。検索してください。この市役所を彼らを取り巻いた2018年5月のころの、ここへの書き込みは酷かったです。「富士山に登れないのだから、天守に登れなくても仕方ないだろう。」は比較違いに気づかない程度なのでまだ良い方で、差別用語が満載でした。代表の近藤佑次さんは、木造天守の為に新たな差別を受けました。

彼らは木造天守に反対していないのですから、こんなに「差別」が名古屋市内に蔓延するとは私は思っていませんでした、しかし「差別」があつて欲しい人には木造天守であろうがなかろうが構わないようです。木造天守を望む人全てが、このような「人権侵害」「差別」を唱えているとは思いたくないのですが、袴姿に刀をさして木造天守に登りたい方に、「史跡の価値」「名古屋の都市文化」を語っても無駄だと思ひ知らされました。



図 91

私も管理人の一人であった「名古屋城天守を戦後復興市民のシンボルに」にも、「面白いじゃないか、木造天守。ホンモノだ。ホンモノにエレベーターなどありえない。ニセモノのコンクリート天守はさっさと壊せ。」の書き込みがありました。「なぜ、ホンモノ？本物は燃えてなくなったのですよ。」と問うても、河村市長の言葉「復元はホンモノ。」を繰り返すだけの人たちには、私の問いの意味が通じないのです。情けない思いを抱いただけなく、「差別」の中にテロリズムの芽を感じ、恐怖を覚えました。

文化庁が地方に勧める「木造復元は、往時の実体験ができる。」の意義とは、何のことはない、遊びの世界で楽しんでもらい、それで史跡の価値を誤って理解されても構わない、文化庁はどんな理由であっても多くの人に史跡に来て欲しいのだと確信した時でした。木造の復元建造物は、地方の誇りを表し、歴史文化の振興に役立つなんていう表現はマヤカシであり、「往時の実体験をして遊ぶ」人集めの道具であり、テーマパークのシンデレラ城となんら変わらないのです。

名古屋城 木造天守復元

「EV有無許可影響せず」

名古屋城の木造天守復元計画を巡り、史実への忠実さを優先してエレベーター(EV)を設置しない方針の名古屋市と、設置を求める障害者団体の意見が分かれたり問題で、愛知県内の障害者団体が15日、事業の許可権を持つ文化庁を訪れ、見解を求めた。同庁は、EVの有無そのものは許可の判断に影響しないことと返した。

障害者団体に文化庁

文化庁を訪れたのは、愛知県内の障害者団体15団体。名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会。市は新たに建て替える木造天守にEVを設置せず、車いすに乗った障害者らの入城を可能にする代替の新技術を勧誘する方針を5月に決定。障害者団体側は新技術の開発を進める検討会への参加を求めているが、団体側は応じていない。

実行委員の辻直事(名古屋城木造天守)は文化庁との面談後の取材に「EV設置を求めた検討会でなければ参加できない。これまで市役所を訪れたのは、愛知県内の障害者団体15団体。名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会。市は新たに建て替える木造天守にEVを設置せず、車いすに乗った障害者らの入城を可能にする代替の新技術を勧誘する方針を5月に決定。障害者団体側は新技術の開発を進める検討会への参加を求めているが、団体側は応じていない。」

2018.5/19

2020年4月17日の文化庁の新たに緩和された「史跡の上に建てて良い建造物基準」は、このような「差別」「妄想の世界に遊ぶ」人々を助長させる基準であり、日本の「文化」成熟には大変危険だと思っています。

一方、文化庁は2018年8月16日に彼らに「木造天守にエレベーターをつけても史跡の上の復元はOK」と回答したとおり、2020年4月17日に「史跡の上に建てて良い建造物基準」で明確に文章にしましたので、エレベーター設置はもう間違いありません。

しかし、今も名古屋市は「エレベーターに替わる昇降機の国際コンペを行う。」としていますので、彼らの「差別」「人権侵害」への反対運動は続けることになりましょう。

図 92

第七章 市議会

2015年3月に、名古屋市は木造天守復元案を作成し、市議会経済水道委員会に諮っています。石垣の保全是後廻しとし、石垣に木造天守の荷重を載せず、既存のケーソンを利用するとあり、身障者エレベーター、鉄骨階段の検討もしており、市会議員から「コンクリートの耐用年数は50年と言いつつ、ケーソンはこれから何百年持つというのはおかしい。」「史実に忠実な復元と言いつつ、エレベーター、鉄骨階段もあるのか。」と、今に至る復元木造天守の問題は把握していたのです。しかし、問題を指摘しないままに、相変わらず2020年度の天守木造化予算3億1千万円も認めています。

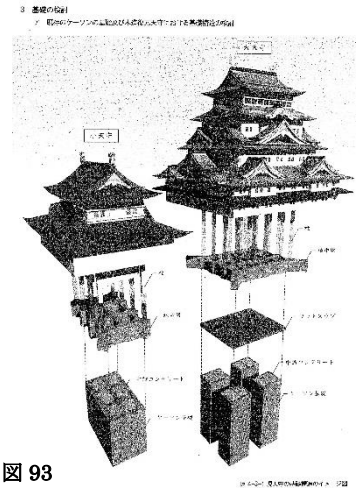


図 93

● 2015年3月の木造天守案

市議会は判断ミス を 3 回しています。

● 2015年9月議会で、議員報酬600万円アップと天守木造化予算3500万円がバーターになる。

朝日新聞と毎日新聞が不思議な事が起きた。と、書いています。河村市長の2011年議会リコールによって、議員は自らの報酬を800万円に減らしたのですが、河村市長の減税ニホンは離団者が相次ぎ28議席から11議席に減り、自民・公明・民主の市議団で報酬アップの議決をしたのです。その代りに河村市長がやりたいという天守木造化予算3500万円を認めるから、河村市長は議員報酬で吠えることがないだろうという事でした。河村市長密約を取り交わしたわけではなく、この後の2017年の市長選でも「議員報酬のお手盛りアップはけしからん。」

3500万円は、ゼネコンのコンパ費用と、市長自らが行く「木造天守はエエゾ」の市民説明会の費用でした。これで議会の承認の上でのスタートが出来ました。議員は「木造天守の案が出てこなくては、なにも始まらないし、市民2万人アンケートを案が出てから行くと名古屋市を縛ったので、それからでも否決できる。」と考えたのが浅はかでした。2015年3月の復元案で木造天守の問題を知っていたのですが、それを選挙民に周知せず、比較の為に耐震補強案を市に作らせることもなく、慢心していたのです。

日経 2016年6月1日夕刊

● 2016年3月市議会水道委員会で、市から「アンケートは2択、2020年竣工木造天守案と耐震改修（案はないまま）」と言われ、自民党から共産党まで一致して「いずれは木造天守に」をいれて、3択にせよ。直ちに市長に確認せよ。」

で、結果は「いずれは木造」が40%と一番多いのですが、記者クラブは名古屋市の言う通り、賛成62%と見出しにし、河村市長は「木造天守は市民の願いだから、急がなあかん。」を記事にしたのでした。

役人は、500人のネットアンケートでは、2択ですと7割が耐

図 95

震改修であったので、ケチな名古屋市民が、400億円と予算を立てていたのが竹中工務店から500億円とあり、木造天守を選ばないと踏んでいたのですが、竹中工務店の美しいプリゼもあって「今はまだ老朽化が大丈夫ならそのまま、文化庁がコンクリート天守を認めないというならば、いずれは木造天守だな。」が一番多くなったのでした。

「燃えない天守を」と、焼けあとに真っ先に作られた経緯の話もなく、今や登録有形文化財の価値がある事も市民に知らせず、日本の建築文化は木造であり一代で建て替えるのです、市民は至極まっとうな答えをしたのです。間違えたのは議員です。巨大な木造建築の問題には目を向けず、いずれは木造にしたかったのでしょう。まんまと河村市長1人にやられてしまいました。

自民党から共産党までアンケート項目に一致して「いずれは木造」を入れさせられ、河村市長はそれを「市民の大多数が木造を望んでいる。」と変えてしまい、アンケートの作文に失敗したと役人も思った事でしょう。この「いずれは」で、議会は2020年夏竣工に抵抗し、河村市長は市長の「専決権」で500億円の予算を執行するとまで言い出しました。

そして、2017年4月の市長選に望みます。河村市長は「議会議決を、市長選と同時にやる。」と、自民党市議団のカシラに言います。自民、民主のいずれも、木造天守派と耐震改修派の数は拮抗してしまっていたので党内では揉めました。

●2017年3月、「これは、政策でない政局だ。」と、選挙戦のさなかに自民、公明、民主は天守木造化事業500億円の予算を認めてしまいました。

選挙戦の論点にしない作戦で勝つ！というのですから、その作戦で河村市長に勝てればよいのですが、圧倒的に負けてしまいました。市長の主張を背けていては、もともと市長選に勝てるつもりなど自民党

にはなかったのでしょうか。

その後の名古屋市の天守木造化予算は「木造天守は決まった事」として、全て認めることになっています。2020年度の予算も認めました。

木造天守の問題を知っている自民党員2人は、議決の席を離れる事しかできませんでした。

大村知事から「市議会は何をやっているのだ。文化庁は木造天守を認めないとしているのに。材木100億円も買うなんて。」と言われても、議会が文化庁に問いただす事はしません。

文化庁と名古屋市の役人のタッグに、議会はなにも追及ができなく、既に50億円も税金を使いました。



図 96

2018年2月28日、「バリアフリーの為にエレベーターをつけるなら寄付金を返せ。」と市民からあり、市は「返さない。」と返事をしています。2017年9月から河村市長が言い出した「エレベーターはつけない」は5月末によく名古屋市の決定となりました。

2018年2月15日までに名古屋市は名古屋城「保存活用計画」案（3月末に文化庁に提出）に関するパブリックコメントを募集し、木造天守に反対の意見170余が集まりました。

2018年3月30日 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）終了後の囲み取材では、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけでは無く、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します。成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがあります。あるけども、基本設計としては完了しているということ。」と述べたのですが、エレベーター設置は決まっていないし石垣調査結果を石垣部会にみてもらってもいい。さらに2018年3月28日天守閣部会では「構造計画、防災計画、ユニバーサルデザイン、仮設計画、活用、維持管理、地盤調査が終わっていない。」の確認がされています。

この頃に、天守木造化事業のあらゆる問題が噴出しており、市民オンブズマンは、以上を整理して「絵にも描けない名古屋城木造天守閣」を市会議員全員に送ったのですが、予算115億円を議会承認しました。議会各派は木造天守が作られる前提にたつにしても、エレベーター、石垣調査、防災計画、資金計画と市民オンブズマンが「絵にかけない」と指摘したことに、あえて目をそらした各会派の意見でした。

- 自民 賛成 名古屋城天守閣の閉館後において、名古屋城の無料開放や現存する三つの隅櫓の開放など様々な集客対策を行うことで入場者を確保すること。
- 民主 賛成 歴史観光歴史遺産を観光魅力に昇華することを念頭に娯楽性等を加味しながら観光客の視点に立って、観光資源を魅力あるものに磨き上げていくこと
- 公明 賛成 バリアフリー新法が施行されて10年になるが遅れている箇所の観光文化観光文化施設のバリアフリー化を早急に進めること
- 共産 反対 名古屋城天守閣の木造復元に関しては、バリアフリー問題一つとっても容易に解決しない、このような天守閣木造化は拙速に進めるのではなく、いったん立ち止まり、現天守閣の耐震化を含めて再検討すべきだから。2022年天守閣木造復元に関して市民合意がない。

2020年3月13日名古屋市議会教育子ども委員会にて、伊神邦彦自民党市会議員は「現天守閣の評価をきちっとして、市民に示し、登録有形文化財にしてもらい、その上でもっと価値のある木造天守に変えていくという筋道をきちんとして文化庁の信頼をもらって進めるのが本来のやり方。それをはしょったのがおかしい。また、現天守の解体申請書も、当初は竹中工務店が技術提案交渉方式で2020年までに作ると言った。それが2022年になり、2028年になりいつになるかわからない。あの技術提案方式の考え方は崩壊した。もうだめだ。納期も出来ないんだから。だから今の解体申請書は取り返すべき。現天守閣の価値を見定めて、それよりいいもの作りますと復元申請書と副申書を出すべき。」と発言するも、自民党市議団は「執行の見込みが立たない予算の議決を議会に求める異例の事態となっていること」を承知しながら、2020年度の天守木造化予算3億1千万円を認めました。議会は市に「要望をつけて賛成」といつもの事ですが、「要望」が果たされなくても追及をしません。こんな市議会なのです。

第八章 マスコミ・名古屋市民

新聞の名古屋市の占有率は、中日新聞80%、朝日新聞10%、毎日新聞5%、読売新聞5%です。中日新聞が名古屋市民を代表していると思って良いぐらいの占有率です。中日新聞は、東海テレビ、CBCテレビと連携しています。NHKは当然政府、行政の広報機関です。中日新聞が河村市長と離反しない限り、なにも真実は市民に伝わりません。

東京では読売新聞が体制側の自民党につき、中日新聞グループの東京新聞が野党革新側にたっていますが、これは占有率で決まる事であり、名古屋で売れる新聞を狙うには、中日新聞は体制側につき木造天守の問題を隠し、読売新聞は堂々と、河村城・木造天守の問題を書きます。が、書いても誰も読みません。



図 97

河村市長が2017年4月の市長戦に圧勝し、6月議会に天守木造化事業推進の議案をかけますが、議会は「いずれは木造天守」であり、急ぐことはない。2027年のリニア開通に合わせて、で良いのではないか。」「500億円もの建設費を40年で元が取れるから、全て借金で行うと言うが、その資金計画を示せ。」と、議案を通しません。

9月議会で、河村市長は「2022年末木造天守竣工」新たな案を議会に出しました。議会からは「コンペは2020年夏竣工なのに、市が勝手に延ばすのはゼネコンに公正でない」と言われたのですが「3人の弁護士に聞いた。二人はこのぐらいの延ばしなら行政の裁量の範囲」だと、名古屋市は押し切ったのです。今回さらに2028年竣工と名古屋市は言い出しましたが、もう議会は追及しません。中日新聞も、

2016年6月、アンケートの結果が出た後に、中日新聞は3週間にわたり「いずれは木造天守」の多くの市民にむけて、キャンペーンを張ります。河村市長の「木造天守にするなら、早い方がエエ。」に合わせた世論誘導です。

私たち木造天守に反対する者は、世の流れに逆らう者であり、一切報道されませんでした。新型コロナウイルスも「自粛」という形での古い体質の日本であり、さらに田舎の名古屋です。

なんだか、中日新聞の投稿欄に出したりしてもラチがあかず、ネットではほぼ同時に「壊すな！天守」の声を出していた者が集まり、11月に「名古屋城天守を戦後復興のシンボルに」を立ち上げました。

2016年9月～11月にはあれほど記事にしたのですが、もう2028年竣工についての疑義の記事にしません。すれば、名古屋市、河村市長の足を引っ張るからです。どうせ、木造天守はデキナイのですから、今までの木造天守ヨイショ記事の事もあり、中日新聞は知らん顔を続けるしかないのでしょう。

●市民を騙す中日新聞。2017年9月の石垣部会の記事です。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/170912.pdf>
 17/9/12 石垣部会
 報道の皆さま 撮影は冒頭の挨拶まで
 可也 整備室長
 西野所長 前回は石垣部会 内堀トレンチ・ボーリング調査
 石垣現状を確認の上で詳細な検討を賜った
 文化庁に現状変更許可変更申請中
 本日 石垣カルテ修正
 天守台石垣 詳細な調査を
 資料確認 会議次第、席席表 部会資料
 参列 中井 高田は欠席
 座長 西田座長退任挨拶
 名古屋城石垣部会 14年くらいやらせていただいている
 御座つたっております。歳を取ってきた
 このたび引かせていただきます
 後任座長 互選を行いたい
 千田 副座長の北垣先生がよい
 北垣先生 よういでしょうが
 西田様はオブザーバーとしておつとめいただきたい
 事務局より2点報告
 石垣カルテ
 石垣部会
 8月9日石垣部会で見せた 修正したのも
 北垣先生から指摘「輪取り」追加
 カルテ作成全体 緑色で囲った部分 修正した
 西の丸土塁、二の丸内堀
 今年度との部分を着ますのか
 赤色図示 今年度オゾン・カルテ作成
 黄色 今年度オゾン
 青色 来年度以降オゾン・カルテ作成
 範囲の設定 来場者の導線
 ご意見を踏まえて緑色を修正
 おふくまる 赤から黄色に
 宮武 三の丸東門 赤にならなかつたのは予算上の問題か？
 入場者が多いのは東門から 健康そうたということか
 市 範囲と予算の関係
 二の丸東門 来場者の導線は低い 次年度以降の対応
 現在把握している中では危険性は低い
 宮武 京都の二条城 つかいしは健康 見学者の身体にあたらな
 いか
 まずめが落ちちゃう
 天守台石垣の内堀は除く 説明を
 同時に内堀のカルテも必要ではないか
 市 ※天守台石垣の内堀が除く
 図面上の図示は難しい
 こちらはオゾンもカルテも今年度から着手予定

宮武 ※は消える 線が入っていく
 完成するには躯体を除去しないと行けない
 熊本城 天守台内面修理 我々も残っていないだろう
 西南戦争前に焼けた ぼろぼろ
 昭和30年鉄筋コンクリート いじくられている
 きれないないだろう→江戸時代の石垣が残っていた
 たれた状態が残っていた
 名古屋城も同じ経過
 コンクリート内側の石垣も調査すべき
 市 学芸員について
 体制について いろいろご意見をたまわった
 1 H29年度 教育委員会の協力を得て担当学芸員を増強する
 2 H30年度以降 体制の構築を検討
 千田 H30年度以降 埋蔵文化財、考古学的遺構
 現地に残されている文化財 学芸員充実を 研究を
 保存・活用を考慮して欲しい
 現地のものだけでなく、幕末まで本末の城として活用
 古文書、絵巻資料も調査研究
 委託する形ではなく、市の主体で調査研究を
 金沢城 埋蔵文化財調査を学芸員が行った 地図なども体制 総合的に
 毎年報告書、文書集 成果を報告
 佐賀県 肥前名護屋城 博物館機能 展示活動
 石垣整備も行われている
 石垣のことだけではなく、総合的体制を
 宮武 実数の点 増やしていく
 佐賀県名護屋城 調査研究班だけで5名 古文書4名
 金沢城 20名
 熊本城 6名
 徳島尾道城 4名
 名古屋市1.5名
 よくよくお考えいただいたほうがよい
 稼働している城 半永久的に稼働をさせているか
 十分参考に欲しい
 西田 大きな土木構造物 土木専門スタッフも
 松原さんいらしゃった 話ができた
 市 他都市先行事例を参考にしながら 名古屋城は規模の大きな史跡
 北垣 現在石垣部会の中で、一つ前の天守の話
 歴史的に指め手部門調査 大変時間がかかっている 10年以上
 全面的に見てもひょっとしたらゆくりしている
 名地の事務所をやらせてくれるの面のある仕事をやらせてもらっている
 現在の文化財の体制 名古屋市の主体で調査研究
 中身については委員の先生 将来を見越した名古屋の本質的価値
 しっかり見据えた仕事づくりを
 ぜひもううう中でいい形で形定めて欲しい

宮武 但のために調査するのが 事務局として明確にすべき
 外面石垣堅度
 穴蔵内部は何のため？
 近世城郭 一番高度な技術
 城郭建築の到達点 貴重な穴蔵
 戦後のいろいろで改変されたしまった
 元の通りに回復されるのか
 コンクリートの背面に残っているのか
 今日見たら、もともと斜めだったが、今の形になった
 赤く塗る
 天守台 石材部分 オリジナルもあるよう
 使用されている石材 おかしくない
 まだ残っている
 壁に囲われている状況 今の段階で昭和30年代 石垣修復を済まし
 た？
 はなはだわからない 抜き去られたあと 根切りのあと
 部分部分の痕跡 損なわれていると結論を出すのは早計
 解体時の施行写真 測図図 徹底的に洗い直してもらいたい
 どこが違っているのか、
 トレンチ
 外科手術の前に診察 狙い目を探す
 完全に死んでいない 痕跡はゼロではない
 3.5m 断材図 西田先生のチェックを受けて欲しい
 モデルとして解析できるようにしているか
 十分なか それをきかして欲しい
 西田 掘り手 一番最初の調査 あれも参考にしてほしい
 視察の石垣を傷つけないように
 背面の構造を
 ボーリングやることで石垣が傷んでしまう
 非破壊で
 誤差がある 結果が全く正しい訳ではない
 歴史的な事実を工学的に解釈できればよい
 若い人なら本気でやればできる
 城を作るときに石垣2ヶ月でできる
 土も固まっていない
 秘伝の書とは違う 数式に直して曲線は何か
 判別できるようになった
 測量のデータが正しくないと行けない
 変形が進んでいたらどうにもならない
 結局わかったのはさき積み積みところ
 分析を進めると、強度が秘伝の書 倍くらい上がっている
 大坂城 ちょっと古い 3段で上がっている
 徳川家 1段 3段に強くなった
 工学的に考えて
 計測で検証を合わせる

宮武 計測する場所は継続性を取って下さい
 1世紀単位でチェックできるように
 千田 穴蔵石垣 根石調査
 石垣カルテ、立面図の検討をした上で、最低限の箇所を行う
 その手順 発掘を進めていただきたい
 穴蔵石垣調査 何を目的として行うのか 対外的に明らかにするのが重要
 多くの報道をしてもいい 部会の議論と異なる内容が報じられて
 いる 残念
 先ほどまで議論 石垣調査 現状変更
 石垣部会で議論しているのは、木造については一切行っていない
 まったく議論はしていない
 間違っています。誤報です。
 穴蔵石垣 本質的価値現状を工学的・考古学的に調査して
 必要があれば適切な修理を行う 木造天守のための事前調査ではない
 現状変更許可 そのところをきかせていただいている
 石垣の現状を把握するため 唯一の目的
 発掘調査についても、天守木造化のためではなく、外面と内面石垣がセッ
 トになっている
 外面も把握するし、内面も把握する
 必要最低限のところを行う
 把握するため ご理解いただきたい
 名古屋市の方 修理状況 目的 短いけど十分
 何のために調査を行うのか
 現状変更申請が必要となる調査
 北垣 ありがとうございます
 いろいろまだまだ午前中現場見学
 何かがあったか 難しい問題
 宮武委員から話を聞いたのが実情
 事項の問題 現場で使っているのが
 石垣のできるだけ早い 根石の調査に入れるように
 野口 県として一言
 技術的なこと、調査のこと たくさんご意見いただいた
 名古屋市の方 実現に向けて
 県としては、くれぐれも体制としては来年度以降お考えいただきたい
 他県も参考に
 複数年にまたがって体制を整えてもらいたい
 市 ありがとうございます
 今後ともご指導・ご助言をお願いします
 今回も記者対応を行い10分程度

※以上、内田（市民オムブズマン）さんの傍聴記録の上に
 高橋が棒線を、引いた。

図 98

名古屋市は、市民には木造天守の為の石垣調査だと言っているのですが、実際の石垣部会の議論は石垣
 保全の為の石垣調査です。

記者は傍聴して記事にしているはずなのですが、全く議論にないこと、あっても反対の事を書いてます。議事録と照らしあわせ、①石垣調査の目的②石垣調査の内容③天守台石垣の修理工事はいつやるのかを、追ってみました。専門部会の事など、市民は新聞でしか知りえませんが、新聞は記事の捏造までやってのけるのです。中日新聞だけに限らず、マスコミを信用してはいけなかつつくづく思い知らされました。

石垣部会は会の後に記者会見をするのですが、この記事の後は「あなたたち、記者は信用できない。」となっていました。私は、石垣部会は石垣調査の実利を得るために、あえて新聞に訂正記事をかかせなかったのだと思いました。日経新聞などは「名古屋市が木造天守の為としている石垣調査を、石垣部会では、、、、と、但し書きをしていました。日経新聞は熊本出身の記者が「市長、名古屋城は熊本城のように、まず市民に愛されることが必要です。それからどのように整備するかでしょう。」と言ひ、河村市長の逆鱗に触れて記者クラブから出された事もあり、経済紙らしく観光ネタとして木造天守を捉えていたのですが、東京の文化庁への取材をしており、2018年9月20日「漂流」と題し、一般紙を出し抜きました。

2019年4月26日朝刊各紙 25日の名古屋市長・河村たかしの文化庁訪問 記事

25日のテレビニュースは、NHK名古屋、CBCテレビ、東海テレビ、メーテレ、中京テレビ全社で、河村市長の顔をアップにして、市長のコメントを放送した。

4月22日の記者会見において、隣に市長をおき、松尾観光文化交流局長は「事務的にはやり切ったというふうに思っておりませすけれども、それで **やっぱり許可がでるといふふうに思っておりません** で、市長には私共からお願いして、今週の25日の9時半に文化庁に出向いてもらいます。」と述べていた。(注：許可とは、文化庁の現天守の解体許可)



図 99

2018年10月の日経新聞の「漂流」以降、全国紙は名古屋城天守の木造化の扱いは小さくなりました。2019年4月に河村市長が文化庁を訪ねるのですが、もう、河村市長の写真もありません。

中日新聞だけは、河村市長のヨイショ記事を今も書きますが、明かに河村市長に不利なことは、このように小さな記事です。

このところは、代々の名古屋市長に仕える役人と同じで、中日新聞の変わり身の良さです。次の市長にも備えないといけません。

名古屋の80%の新聞頒布をする中日新聞は、我が愛する中日ドラゴンズの社主だけでなく、小学校の運動会のテントから盆踊りの提灯まで、私の人生に深く関わっています。

名古屋市のテレビ塔会社にも、愛知県のジブリパークにも中日新聞は資本と経営に参加しています。名古屋「文化」は、中日新聞社だという顔をしています。でも、本当にそうなのでしょうか。

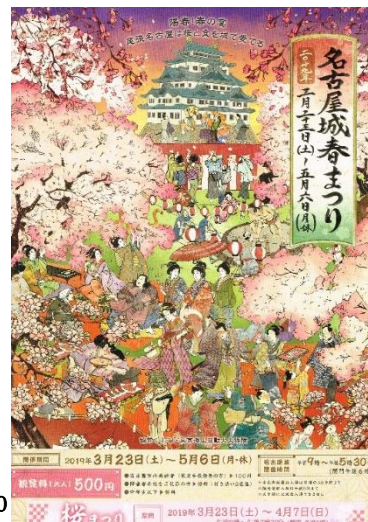


図 100

名古屋城の500円で入るところは、中日新聞が春、夏、冬休みのイベントを50年請けています。赤字は税金で補てんされるので、こんなおいしいショバはありません。3社の広告代理店がもちまわりで、名古屋市の広告の下請けをしています。

野外オペラはテレビ愛知です。金シャチ横丁、本丸御殿の運営も広告代理店がしています。学芸員はどこにもいません。河村市長の言う「賑わいだ！」は、名古屋市民でなくイベント屋が作るものなのです。今回の「天守は木造がエエゾ」でも、会場設営からビラに、人材と、大金を彼らは観光文化交流局から得ています。名古屋市HPでは、入札行為をし、不調につき随意契約となる事がごく普通なのです。誰もそれに文句つけることなく、自分の順番をまっています。

中日新聞は御多分に漏れず、若者をネットにとられて新聞は売れません。この際「文化」の名の元、新たな事業を模索しているのでしょうか。しかし、木造天守が新たな儲け頭になるとは私には思えません。観光であるなら、バス会社に宿泊業ですが、そこまでは業務を広げてはいません。規模を小さくしてもジャーナリズムの本質「真実の解明」を保持しないと中日新聞だけでなく新聞業態は遠からず滅びましょう。

●まとめ

名古屋市民は、今どう思っているのか？天守木造化が始まった5年前と変わらないと私は思います。

河村市長が「文化庁はコンクリート天守を認めない。」と言うから市民は「いずれは木造天守」であり、文化庁がキチンと新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>の説明をすれば、「なんだ、そうか。今の天守は文化財か。空襲の記憶を忘れてはイカン。それを壊しての木造天守500億円はもったいないな。」
「なに！木造天守は危険だから建てられない？竹中工務店が手をあげたのだから木造天守は出来ると思っていたが、燃えちゃ、そりゃ危険だわ。スプリンクラーがあってもダメなのか。」ぐらいの事でしょう。

たった、5行で済ませられることに、随分と紙面を使いました。これは、5年前に文化庁が名古屋市長相手に「史実に忠実な復元を期待する」と言った事による顛末記です。文化庁は混乱の責任を取り、名古屋市民に新たなく史跡の上に建てて良い建造物基準>を直接説明する義務があると思っています。最後までおつきあい、ありがとうございました。